

平成 25 年第 1 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

平成 25 年 3 月 6 日 開会

平成 25 年 3 月 13 日 閉会

麻 績 村 議 会

平成25年第1回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月6日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の説明	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○村長挨拶	7
○諸般の報告	8
○請願、陳情、要請等の委員会付託	8
○議案第1号～議案第22号の一括上程、提案理由の説明	9
○議案第23号～議案第31号の一括上程、提案理由の説明	12
○散会の宣告	21

第 2 号 (3月9日)

○議事日程	23
○出席議員	23
○欠席議員	23
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	23
○事務局職員出席者	23
○開議の宣告	24
○議事日程の説明	24

○一般質問	2 4
塚原紀男君	2 5
宮下 聡君	3 9
小山福績君	5 4
若林今朝路君	6 3
尾岸健史君	7 5
高野長男君	9 0
坂口和子君	9 7
○委員長報告	1 1 4
○散会の宣告	1 1 6

第 3 号 (3月12日)

○議事日程	1 1 7
○出席議員	1 1 8
○欠席議員	1 1 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 9
○事務局職員出席者	1 1 9
○開議の宣告	1 2 0
○議事日程の説明	1 2 0
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 2 1
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 2 1
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第6号の質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第7号の質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第8号の質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第9号の質疑、討論、採決	1 3 3
○議案第10号の質疑、討論、採決	1 3 3
○議案第11号の質疑、討論、採決	1 3 4

○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 3 4
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 3 5
○議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 3 6
○議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 3 6
○議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	1 3 7
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 3 7
○議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	1 3 9
○議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 3 9
○議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 4 0
○議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	1 4 1
○議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	1 4 2
○議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	1 4 3
○議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	1 6 2
○議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	1 6 4
○議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	1 6 4
○議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	1 6 5
○議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	1 6 7
○議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	1 6 9
○議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	1 6 9
○議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	1 7 0
○散会の宣告	1 7 1

第 4 号 (3月13日)

○議事日程	1 7 3
○出席議員	1 7 3
○欠席議員	1 7 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 4
○事務局職員出席者	1 7 4
○開議の宣告	1 7 5
○議事日程の説明	1 7 5

○議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 5
○議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 0
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 1
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 2
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 3
○議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 4
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 5
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 6
○議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 7
○議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 8
○発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決	1 9 0
○閉会中の継続審査申し出について	1 9 0
○会期日程の変更、採決	1 9 0
○村長挨拶	1 9 1
○閉会の宣告	1 9 1

○ 招 集 告 示

麻績村告示第5号

平成25年第1回麻績村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年2月25日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 平成25年3月6日（水） 午後1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 塚原紀男君
3番 若林今朝路君
5番 小山福績君
7番 尾岸健史君

2番 高野長男君
4番 坂口和子君
6番 宮下聡君
8番 宮下光晴君

不応招議員（なし）

平成25年第1回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成25年3月6日（水）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 条例改正・その他議案等一括上程について

議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3 号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 麻績村観光開発並びに別荘誘致に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 麻績村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 麻績村公営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 1 1 号 麻績村村道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 2 号 麻績村準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 3 号 麻績村村道の道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 議案第 1 4 号 麻績村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 5 号 麻績村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 6 号 麻績村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 7 号 麻績村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 8 号 麻績村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 第 6 次麻績村振興計画について
- 議案第 2 0 号 麻績村聖高原観光施設の指定管理者の指定について
- 議案第 2 1 号 麻績村農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第 2 2 号 安曇野松筑広域環境施設組合規約の変更について

日程第 7 平成 2 5 年度予算一括上程について

- 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度麻績村一般会計予算
- 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度麻績村国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算
- 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算
- 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度麻績村下水道事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度麻績村水道事業特別会計予算
- 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度麻績村介護保険特別会計予算
- 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（8名）

1番	塚原紀男君	2番	高野長男君
3番	若林今朝路君	4番	坂口和子君
5番	小山福績君	6番	宮下聡君
7番	尾岸健史君	8番	宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村長	高野忠房君	副村長	市川浩史君
教育長	塚原勝幸君	村づくり推進課長	宮下利秀君
総務課長	清水清君	振興課長	飯森力君
住民課長	柳原俊文君	観光課長	宮下和樹君

事務局職員出席者

議会事務局長	宮下勝富	書記	宮川美矢子
--------	------	----	-------

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮下光晴君） 皆さんこんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成25年第1回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（宮下光晴君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎会議録署名議員の指名

○議長（宮下光晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第112条の規定により、1番、塚原紀男議員、5番、小山福績議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（宮下光晴君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

2月6日開催の議会運営委員会において、本日3月6日から3月15日までの10日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日から3月15日までの10日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月15日までの10日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（宮下光晴君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成25年第1回麻績村定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素村政の円滑な運営に、また麻績村の発展に向けて多大なご理解、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼を申し上げます。

さて、国は政権が変わり、日本の低迷する景気の回復に向けて、金融緩和や大胆な財政出動、民間投資を促す成長戦略に着手しました。こうしたことから明るい兆しが見えてきたものの、地方財政は長引く景気低迷により地方税収が減少し、少子高齢化に対処する社会保障関連経費が膨らむなど、依然として厳しい財政状況下での行財政運営を余儀なくされている状況となっております。

こうした中で、村は国の動向に注視し、あらゆる対処ができるよう努めるとともに、経常経費縮減等の努力による健全財政の確立に重点を置き、公共事業の計画的推進、福祉の充実

等に努めながら、行財政の効率的運営を目指してまいります。

新年度の基本的方針につきましては、新年度予算の提案理由の中で申し上げますが、公約のさらなる具現化に向けて努力するとともに、新たな課題解決と麻績村の発展に向けた新たな事業につきましても、村民皆様のお知恵を賜りながら推進する考えでございます。

議員各位におかれましても、今後とも一層のご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

今定例会におきましては、新年度の一般会計、特別会計予算、条例改正など重要案件を提出させていただきます。どうか慎重にご審議賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（宮下光晴君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項については、各一部事務組合の平成25年度予算書、事項別明細書、総括表までをお手元に配付いたしました。詳細について確認したい場合は、事務局に各一部事務組合定例会の予算資料を預けてありますので、ご確認ください。

また、議員派遣結果報告についてもお手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

[発言する者なし]

○議長（宮下光晴君） ないようですので、これで諸般の報告を終わります。

◎請願、陳情、要請等の委員会付託

○議長（宮下光晴君） 日程第5、請願、陳情、要請等の委員会付託を行います。

この件につきましては、さきの議会運営委員会におきまして付託する委員会を決定してあります。

第25-1号 年金2.5%の削減中止を求める陳情についての1件を、社会文教委員会に付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

◎議案第1号～議案第22号の一括上程、提案理由の説明

○議長（宮下光晴君） 日程第6、条例制定、改正及びその他議案を一括上程いたします。

議案第1号から議案第22号までの22議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは議案の提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

依然として厳しい行財政運営が続く中で、議員皆様のご理解を賜り、平成24年度に引き続き、議会議員の報酬を4月から現議員の任期平成25年9月までの間、削減をお願いするものであります。

本改正は、当該期間における臨時的措置であります。

次に、議案第2号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案件は、現在設置している体育指導委員の名称が、根拠法令であるスポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が施行されたことによりスポーツ推進委員に改めるものです。

また、農業政策全般にわたる地域の課題等を総合的に検討する「人・農地プロジェクト会議」の設置に伴う委員の報酬を定めるものです。

次に、議案第3号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

依然として厳しい行財政運営が続く中で、平成24年度に引き続き村長、副村長、教育長の給料を4月から現村長の任期平成26年1月15日までの間、削減をするものであります。

本改正は、当該期間における臨時的措置であります。

次に、議案第4号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案件は、麻績村の福祉医療費給付金対象者を県に準じて、所得制限を廃止し拡大を図るものです。

次に、議案第5号 麻績村観光開発並びに別荘誘致に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

麻績村観光施設並びに別荘誘致に関する条例第5条第2項の規定に基づき、平成25年4月1日から聖高原別荘地地代について改定するものです。地代改定額については、別荘地等研究検討委員会において不動産鑑定結果等をもとに検討された答申を踏まえて改定するものです。

次に、議案第6号 麻績村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

人口の減少により団員の確保が困難になっているほか、村外への通勤者が多いことから、昼間の消防力の低下が懸念されております。消防団員の資格要件を緩和し、団員の確保を図るため村条例の一部を改正するものです。

議案第7号、麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて、新たに障害保健福祉施策を講ずるための関係法令の整備に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準の一部改正がありました。これを受けて村条例の一部を改正するものです。

次に、議案第8号から議案第18号の条例改正につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地方分権一括法）の施行に伴い、村の関係条例の整備のため改正するものです。

議案第8号 麻績村公営住宅管理条例の一部を改正する条例については、公営住宅法の改正を受けて、麻績村公営住宅管理条例を改正するものです。改正内容は、公営住宅の収入基準及び整備基準について条例の一部を改正するものです。

議案第9号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例については、下水道法の改正を受けて、下水道の構造基準及び終末処理場の維持管理基準を村条例で定めるものです。

また、下水道法施行令の改正に伴い、処理水の水質基準を一部改正するものです。

議案第10号 麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の改正については、下水道条例の改正を受けて関連条例の一部を改正するものです。

議案第11号 麻績村村道の構造の技術的基準を定める条例の制定については、道路法の改

正を受けて、道路構造の技術的基準を道路管理者である村が条例で定めるものです。

議案第12号 麻績村準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については、河川法等の改正を受けて、準用河川の河川管理施設等に関する構造基準を、河川管理者である村が条例で定めるものです。

議案第13号 麻績村村道の道路標識の寸法を定める条例の制定については、道路法の改正を受けて、道路標識板の寸法並びに文字の大きさ等の基準を、道路管理者である村が条例で定めるものです。

議案第14号 麻績村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことをを受けて、移動等の円滑化のために必要な道路に関する基準を、道路管理者である村が条例で定めるものです。

議案第15号 麻績村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定については、介護保険法の改正を受けて、地方自治体が指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護サービス事業者の指定に関する基準の一部を条例で定めるものです。

議案第16号 麻績村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、介護保険法の改正を受けて、地方自治体が指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めるものです。

議案第17号 麻績村指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、介護保険法の改正を受けて、地方自治体が指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で定めるものです。

議案第18号 麻績村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定については、水道法において条例委任された水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を条例で定めるものです。

以上が、地方分権一括法の施行に伴う村の関係条例の整備のための改正であります。

次に、議案第19号 第6次麻績村振興計画についての提案理由を申し上げます。

第5次麻績村振興計画は、今年度を最終年度として計画期間が終了することから、今後引き続き総合的かつ計画的な行政運営を図るため、新たな振興計画を策定いたしました。

議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第20号 麻績村聖高原観光施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

麻績村聖高原観光施設につきましては、本年3月31日まで管理を村直営で行ってまいりますが、平成25年4月1日から5年間、その管理を聖高原リゾート株式会社に指定管理者として管理運営をさせるものです。

次に、議案第21号 麻績村農産物加工施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

麻績村農産物加工施設につきましては、本年3月31日をもって1年間の協定期間が終了となるため、平成25年4月1日から5年間、その管理を聖高原リゾート株式会社に指定管理者として管理運営させるものです。

次に、議案第22号 安曇野松筑広域環境施設組合理約の変更についての提案理由を申し上げます。

東筑摩郡町村会が平成25年3月31日をもって解散となることに伴い、本組合の副管理者の名称を「東筑摩郡の町村会長」から「東筑摩郡の村長会長」に改めるもので、地方自治法第290条の規定により構成市村議会の議決が必要となるため協議をするものです。

以上、条例改正等22議案の提案理由を申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、議案第1号から議案第22号までについての審議、採決は本定例会第3日目の3月12日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。本日は上程のみとすることに決定いたしました。

◎議案第23号～議案第31号の一括上程、提案理由の説明

○議長（宮下光晴君） 日程第7、平成25年度の予算議案を一括上程いたします。

議案第23号から議案第31号までの9議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、平成25年度予算の提案理由を申し上げます。

国は政権が変わり、平成25年度予算編成の基本方針に、低迷する日本経済の復活に向けて強い経済の再生を掲げ、日銀による大胆な金融緩和、財政出動による景気刺激、民間投資を促す成長戦略のいわゆる3本の矢によって、一体的かつ強力に実行していくとしております。

この方針をもとに編成された国の平成25年度一般会計予算の規模は、92兆6,115億円で前年度比プラス2.5%、2兆2,776億円の増となっております。

このうち地方交付税は、17兆624億円、前年度比マイナス2.2%、3,921億円の減となり6年ぶりに減額となりました。また、地方の財源不足額を補うために発行する臨時財政対策債は6兆2,132億円で、前年度比プラス1.3%、799億円の微増となっております。

地方財政については、長引く景気低迷により地方税収は減少し、少子高齢化などの進展に伴い社会保障関連経費が増加するなど、厳しい状況が続いております。

長野県の平成25年度予算は、一般会計8,322億円で、前年度比マイナス1.1%、90億円の減であります。県は総合5ヶ年計画の初年度として、確かな暮らしが営まれる美しい信州の実現に向けて、県内経済の下支えや雇用の創出を図るべく、切れ目ない対応を柱として予算を編成しております。

歳入面では、経済の回復傾向を鑑み県税の増額を、地方交付税では国家公務員と同様の給与削減の実施を前提に減額を、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債の増額をそれぞれ見込み、一般財源の総額は減少する見通しです。

歳出面では、社会保障関連経費が年々増加するとともに公債費が依然として高い水準にあること、義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な財政構造が続くことなど、財政状況は一層厳しい状況となるものと見込まれています。

こうした状況下にあつて、麻績村は当面自立路線で進むこととしておりますが、筑北村とは引き続き、友好連携のもとで多くの事業を共同実施し、近隣市村との協調・連携により広域的な課題にも対処するとともに、共同・広域による事業の効率化に努めてまいります。

平成25年度は第6次麻績村振興計画の初年度に当たり、「明るい未来へつながる元気な麻

績村」を目指して、従前にも増して住民の意向を尊重しながら、村民とともに知恵を出し合い汗を流す「協働の村づくり」を積極的に進めてまいります。

さらに、地方主権の時代を迎え、自己決定・自己責任のもと、多様化、高度化、増大化する行政需要に的確に応えるとともに、安心・安全の村づくりを進め、事業の創意工夫と重点化を図り、住民目線に立った行政運営になお一層の努力をしてまいります。

平成25年度予算を編成するに当たり、次の3項目をさらに進展させることを基本といたしました。

- 1、自立で元気な麻績村へ
- 2、若者が定住する麻績村へ
- 3、高齢者や障がい者にやさしい麻績村へ

この3項目を基本方針とする施策の概要を申し上げます。

まず、1つ目は「自立で元気な麻績村づくり」です。

集落や地域のコミュニティ活動の支援、外部からの人材導入や地域資源を活用しての都市との交流事業を推進してまいります。地域おこし協力隊や緑のふるさと協力隊の増強、そして新たに導入する集落支援員制度により、地域力の維持・強化を図ります。

「ふるさと麻績村応援団事業」は、スタートして4年目になり予想以上の成果を見るに至っておりますが、さらに進展させてまいります。

観光事業につきましては、別荘利用者との交流による協力体制を構築、施設整備を進めるとともに、厳しい時代に対処すべく一層の経営の効率化を図りながら、魅力ある観光商品の企画・開発を進めてまいります。

また、貴重な遺構・遺物等の保護・保全など、地域の歴史や文化を大切にしております。

これらにより、麻績村に住む皆様が誇りと愛着を持って暮らせる、元気な麻績村をつくってまいります。

次に、2つ目は「若者が定住する麻績村づくり」です。

過疎化、少子高齢化の進展により多くの課題が生じておりますが、これらを解決するには若い人たちに定住していただく以外にありません。若い人たちの定住人口をふやすため、平成23年度から継続しております、若者向け賃貸住宅の建設、教育施設や道路の整備など若い人たちが住みやすい生活環境を引き続き整えてまいります。

地域資源活用型の起業活動や既存企業の支援など、制度を活用しながら働く場の確保にも努めます。

優良農地の保全、優良果樹等の普及支援、加工施設の有効活用など、関連機関等とともに農業振興に努めてまいります。

平成24年度に、少子化対策の一つとして、出産・育児支援金交付事業を創設いたしました。今後も子供を産み育てやすい環境を整えるとともに、次代を担う子供たちが健やかに成長するよう、幅広い子育て支援施策を実施してまいります。

また、平成24年度より保育園の所管を教育委員会に移し、出生から保育園、小学校、中学校までの子供一人一人の成長を一貫してサポートできる体制整備をいたしました。今後は細部にわたりさらなる充実を図ってまいります。

また、恵まれた大自然の中で活動する「森の学園構想」による「おみっこ元気くらぶ」などの活動や、「放課後児童クラブ」を通して子供たちの生きる力や豊かな感性を育てるとともに、働く保護者のサポートをしてまいります。

学校等統合問題については、よりよい教育環境を整えるため、筑北村との協議を重ね、統合が早期に実現できるよう努力してまいります。

そして、3つ目は「高齢者や障がい者にやさしい麻績村づくり」です。

高齢者が敬愛され、一人一人が生きがいを持って健康で安心した生活を送れるよう、幅広い福祉施策を充実してまいります。

高齢化率が40%を越す状況となっておりますが、元気な高齢者がさまざまな場面で活躍されているのは麻績村の誇りであります。また、健康に関する意識の高さも目を見張るものがあります。高齢者の皆さんが健康でさらなる社会参加をしていただくよう、介護予防施策の充実を図り、また、高齢者を地域全体で支え合う福祉社会の実現を目指します。

また、平成25年度から、障がいのある方々の日常生活や社会参加を総合的に支援する障害者総合支援法が施行されますが、麻績村でも日々安心して暮らしていただけるよう、福祉サービスのさらなる充実と向上に努めてまいります。

今後も関係団体との連携を深め、高齢者や障がい者にとって優しい村をつくってまいります。

以上、主な施策について申し上げましたが、このような施策を盛り込み編成いたしました平成25年度の会計別予算額は、次のとおりであります。

一般会計予算、21億5,400万円

国民健康保険特別会計予算、3億5,800万円

聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算、110万円

住宅団地分譲事業特別会計予算、1,590万円

下水道事業特別会計予算、1億7,440万円

水道事業特別会計予算、1億8,840万円

介護保険特別会計予算、4億1,300万円

後期高齢者医療特別会計予算、3,900万円

観光事業特別会計予算、3,100万円

以上、9会計であります。各会計別の予算内容について申し上げます。

まず、一般会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算は21億5,400万円で、前年度比マイナス2.1%、4,600万円の減であります。

それでは歳入から申し上げます。

村税につきましては、近年の実績及び社会経済情勢等を考慮し、課税客体の把握に努め計上いたしました。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、平成25年度における国と地方の税制改正並びに国の方針を踏まえ計上いたしました。

地方交付税のうち普通交付税につきましては、国の地方財政計画等を考慮し前年並みに計上いたしました。また、特別交付税につきましては、ルール分において前年度より若干の増額を見込み計上いたしました。

交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、前年度の実績を勘案して計上いたしました。

国庫支出金につきましては、児童手当に係る負担金、障がい者給付費に係る負担金、社会資本整備総合交付金等を見込み計上いたしました。

県支出金につきましては、農業費県補助金、林業費県補助金、住宅耐震改修促進事業補助金、児童手当県負担金、障がい者給付費県負担金、後期高齢者保険基盤安定県負担金、児童福祉費県補助金等を計上いたしました。

寄付金につきましては、「ふるさと麻績村応援団事業」の寄付金を計上いたしました。

財産収入につきましては、聖高原別荘地地代、村有土地・施設の貸付収入であります。別荘地地代は5年ごとの見直しにより減額になっております。

その他につきましては、実績を勘案し計上いたしました。

繰入金につきましては、健全財政の堅持を念頭に、事業実施に係る財源を当該基金から充当いたしました。

村債につきましては、過疎対策事業債と臨時財政対策債を計上いたしました。

その他の収入につきましては、近年の実績を勘案し計上いたしました。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

議会費につきましては、実績を勘案し計上いたしました。

また、地方議会議員年金制度の見直し改正による諸経費を前年度に引き続き計上いたしました。

なお、厳しい財政状況下、議員各位のご理解により、議員報酬を削減させていただきましたことに深く感謝申し上げます。

総務費につきましては、経常的な経費が主ですが、諸経費の縮減に努めました。

一般管理費では、庁内の業務用基幹系情報機器のシステム整備委託料並びに使用料、バックアップサーバーの更新費用を計上いたしました。

文書広報費では、例規集印刷費の増額、新たに財務規則作成支援業務委託料を、財産管理費では、庁舎内の洋式トイレの改修及び「よっといで麻績塾」の外壁修理費を、企画費においては、地域おこし協力隊及び緑のふるさと協力隊に係る経費、また、本年度新たに集落支援員を採用し、さらなる地域支援の充実を図るとともに、ふるさと麻績村応援団事業、住民が行う地域づくり活動支援事業など、地域産業の振興と特色ある地域づくりを推進するための経費を計上いたしました。

バス等運行事業費では、平成23年度において大幅な見直しを行い、24年度においても一部見直しをさせていただき今日に至っておりますが、今後も地域公共交通機関として、交通弱者の足の確保のため、運行に必要な経費を計上いたしました。

徴税费では、正確な課税客体の把握に努めるとともに、平成27年度固定資産税の評価替えに備え不動産鑑定評価委託等必要経費の計上をいたしました。

選挙費では、参議院議員通常選挙、村長選挙、村議会議員一般選挙に係る必要経費を見込み計上いたしました。

民生費では、高齢者、心身障害者福祉の一層の充実を図るべく、関係事業費を計上いたしました。特に、心身障害者福祉制度につきましては、障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障がい者の日常生活から社会への復帰支援まで広範囲に支援をしていく制度となり、より充実が図られる制度となっております。その制度改正に合わせ予算を計上いたしました。

児童福祉費では、少子化対策の一つとして昨年度創設した出産・育児支援金交付事業が育

児支援金交付まで範囲を広がることから、その所要額を計上いたしました。

保健衛生費では、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌の予防接種、妊婦一般健診、各種がん検診、その他必要経費を計上いたしました。

また、ごみ処理関連の予算を計上するとともに、ニーズの多い住宅用太陽光発電システム導入補助金については、増額計上いたしました。

農林水産業費につきましては、農業振興費で、人・農地プロジェクト会議を立ち上げ、将来の麻績村農業のあり方や農地の荒廃化対策等について研究・検討をしております。また、新たに農業振興地域整備計画基礎調査にも着手しますが、その必要経費を計上いたしました。その他、中山間地域農業直接支払事業、鳥獣被害防止総合対策事業を引き続き実施いたします。また、遊休荒廃農地復旧事業を積極的に進めるための諸経費を計上いたしました。

農地費では、農業水利施設保全合理化事業により老朽化した用排水路の改修を進めてまいります。これらの経費を計上いたしました。地籍調査につきましては、2年目を迎えますが、その必要経費を計上し進展に努めてまいります。

林業振興費では、間伐事業などの森林整備、赤松枯損木伐倒駆除など松くい虫対策事業をさらに強力に進めてまいります。これらに係る経費を計上いたしました。

商工費につきましては、商工振興に向けて諸施策の経費及び懸案でありました街路灯改修工事費を計上いたしました。

別荘地管理費では、別荘地の管理に係る経費を計上いたしました。

観光総務費では、観光行政経費及び観光事業特別会計への繰出金等を計上いたしました。

土木費につきましては、住民の安全・安心を確保し快適な生活が送れるよう、道路や河川整備等の社会基盤の整備を初め、地区要望等への対処など事業費を計上いたしました。また、上下水道事業特別会計の円滑な運営を行うための繰出金や、前年度に引き続き、若者定住に向けての村営住宅建設事業費を計上いたしました。

消防費につきましては、消防施設の適切な維持管理と広域消防との連携、消防団員の訓練等に要する諸経費を計上いたしました。

また、犯罪防止に向けた防犯灯設置補助事業費も計上いたしました。

教育費につきましては、事務局に子育て支援コーディネーターを、小学校に村費講師や特別支援員を配置するなど、次代を担う児童・生徒の健全な成長を期すべく所要経費を計上いたしました。

社会教育費では、麻績村地域交流センターを核とした生涯学習活動のさらなる充実を図る

ための所要経費を計上いたしました。また、平成24年度に旧麻績小学校北校舎が村内初の登録有形文化財として登録されることになりましたが、耐震補強工事後の貴重な文化財を保護して、有効に活用していくための諸経費を計上いたしました。

国指定重要文化財である麻績神明宮の保存修理については、氏子の皆さんの熱意により工事が着手されました。村といたしましても貴重な文化財を護持していくため、その支援費を計上いたしました。

公債費につきましては、所要の額を計上いたしました。

諸支出金につきましては、基金から生ずる利子相当額を計上し、積み立てることといたしました。

予備費につきましては、今後の緊急的事態に弾力的に対処できるよう、一定額を計上いたしました。

以上のとおり、経常経費の抑制に心掛け、事業の重点化を図り、必要な事業は積極的に進めることといたしました。

次に、特別会計について申し上げます。

1、国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

年々高齢化が進む中、医療費に係る保険給付費については減少傾向にあるものの、依然として高い金額で推移しており、給付費の安定化に向けた健全な保険財政運営を念頭に、近年の実績を勘案して計上いたしました。

また、後期高齢者医療支援金、介護給付金、保険財政共同安定化事業への拠出金、特定健診や疾病予防の保健指導等の事業費を計上いたしました。

国民健康保険税につきましては、税収は世情を反映し所得の伸びが見込めず、新年度におきましても厳しい状況は続くものと思われまます。

村民の生活習慣病の予防意識を高めるとともに、医療費の適正化を図り、保険給付事業が今後も健全に運営できるよう努めてまいります。

2、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算について申し上げます。

平成25年度に契約期間満了を迎える7区画の更新及び別荘地地上権の販売など、地上権分譲事業が円滑に進められるよう所要額を計上いたしました。

3、住宅団地分譲事業特別会計予算について申し上げます。

現在、社会経済環境の回復が見込めない状況下ではありますが、未分譲区画の販売と維持管理に係る所要額を計上いたしました。

4、下水道事業特別会計予算について申し上げます。

下水道事業は水洗化率も80%を超え、快適で清潔な環境の中で生活を送ることができるよう事業を進めております。今後も、さらに健全で効率的な管理運営ができるよう努めてまいります。

5、水道事業特別会計予算について申し上げます。

良質で安心・安全な水道水を安定的に供給するため、水道施設の維持管理には万全を期すとともに、健全な運営管理に努めてまいります。

補助事業による聖地区水道管布設替え工事並びに村単による工事を進めるとともに、施設修繕などに重点を置き、所要経費を計上いたしました。

6、介護保険特別会計予算について申し上げます。

近年は民間の介護施設が新たに整備されておりますが、これら新たな施設のサービス見込額等保険給付費の推移も勘案して所要額を計上いたしました。

介護保険制度がスタートして13年が経過しますが、超高齢化社会の中で、一層の充実が求められております。今後も事業の円滑な運営に心掛けてまいります。

7、後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

高齢者の医療確保に関する法律が施行され、都道府県を単位とする広域連合が保険者となり運営する後期高齢者医療制度が発足して6年目を迎えます。

本特別会計では、県の運営する広域連合の方針に従い、被保険者より保険料を徴収し、後期高齢者広域連合に納付することが主な業務であります。近年の実績等から所要額を計上いたしました。

8、観光事業特別会計予算について申し上げます。

景気の長期低迷と少子高齢化の進展、観光客のニーズの多様化、事業者の競合など観光に係る事業は厳しい状況にあります。

平成25年度は昨年度に引き続き、観光施設のより効率的な管理運営を図るとともに、新たな誘客に努めてまいります。

指定管理制度の導入、索道事業におけるリフトのオーバーホール等の所要額を計上いたしました。

以上、平成25年度の一般会計並びに特別会計予算について、概要を申し上げます。

国内外の経済情勢は明るさが多少見えてきたもののいまだ厳しい状況にあります。また、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や不安定な雇用状況など、今後の社会情勢においても先

行きが不透明で、さらには地方財政においても厳しい状況が続くものと思われます。

近隣自治体との協調や連携を深め、行政のスリム化、効率化など一層徹底した行財政改革を進めてまいります。そして村民が誇りの持てる魅力に満ちた活力ある福祉村の実現に向けて、着実に未来への展望を切り開くべく職員一丸となって努力してまいります。

今後とも村政に対し、村民皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。まして、新年度予算の提案といたします。

平成25年3月6日、麻績村長。

○議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、議案第23号から議案第31号までの9議案について、事項別明細の説明、質疑は3月7日及び3月8日の2日間、各委員会で行い、議案の審議、採決は、本定例会第3日目の3月12日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮下光晴君） 以上で、本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

これにて平成25年第1回麻績村議会定例会第1日目を散会といたします。

この後、委員会室において全員協議会を開催し、提出者より条例制定、改正、その他議案について詳細説明を受け、終了後、社会文教委員会におかれましては、付託された陳情案件について審議をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時17分

平成25年第1回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成25年3月9日（土）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1番 塚原紀男君

2番 高野長男君

3番 若林今朝路君

4番 坂口和子君

5番 小山福績君

6番 宮下聡君

7番 尾岸健史君

8番 宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村長 高野忠房君

副村長 市川浩史君

教育長 塚原勝幸君

村づくり推進課長 宮下利秀君

総務課長 清水清君

振興課長 飯森力君

住民課長 柳原俊文君

観光課長 宮下和樹君

事務局職員出席者

議会事務局長 宮下勝富

書記 宮川美矢子

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下光晴君） 皆さんおはようございます。

定刻となりました。

本日は議会改革の一環として、第2回目となりますが、多くの村民の皆様に議会、行政への関心を高めていただくことを目的に、休日に議会を開催させていただきました。開催に当たり、村長初め行政執行者側の皆様には休日何かとご多用のところとは存じますが、ご理解を賜り、それぞれご都合をつけていただきまして本日休日議会が開催できましたことに、深く感謝申し上げます。どうぞ本日はよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成25年第1回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（宮下光晴君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（宮下光晴君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は7名です。

質問の順序は、既に配付されております一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

◇ 塚原紀男君

○議長（宮下光晴君） 1番、塚原紀男議員の一般質問を許可します。

1番、塚原議員。

〔1番 塚原紀男君 登壇〕

○1番（塚原紀男君） 1番、塚原です。

それでは、私のほうから大きく3点通告をいたしました。

最初に、森林づくり県民税活用事業についてであります。

長野県は、森林で80%を占めております。戦後植林され、間伐等手入れの時期を迎えておりますが、木材価格の低迷や採算性の悪化により多くの森林が放置され、荒廃が進んでおります。基本的には、森林所有者が整備するのが所有者の役割であります。ところが、森林離れ、林業離れが進むばかりです。

森林は個人的な財産という意味もあるが、同時に社会的な意味を持っております。県民総参加で森林づくりをすることが重要であり、県民税が導入をされ、平成20年より24年までの5年計画で実施されました。引き続き25年度より29年までの5年間、継続と決定されました。

活用事業は幾つか事業名ございますけれども、次の2点について質問をさせていただきます。

森の里親促進事業の計画についてを質問いたします。

県が仲立ちをして、企業等の社会貢献活動、森林整備と交流を通して、森林づくりによる地域活性化を図ることを目的としております。このような非常によい事業であるのに、5年間経過した中で今後どう取り入れていくか、その辺の計画がないかどうか、村の考えをお尋ねしたいと思います。

次に、みんなで支える里山整備事業の実績と今後の計画ということで、この事業は、集落周辺の森林の里山は零細規模でありながら手入れが行き届かず、災害の危険や野生鳥獣の潜伏場所となっております。この事業に対する実績があったのか。また、身近な事業でよいと思うが、採択基準があり、なかなか難しい面があります。このことについては村が仲立ちを

して推進してもらいたいと思うが、その見解をお尋ねしたいと思います。

次に、2点目の認知症の取り組みについてということで、認知症早期診断、治療についてを質問したいわけではありますが、認知症の人が年々増加しております。現在65歳以上の人口に占める割合の約10%、また85歳以上の人口に占める割合で約30%が認知症であると言われております。

長野県も長寿県1番であり、当村麻績村の高齢者率は40%でもあります。麻績村の認知症の人の把握状況はどのくらいか。また、早期発見、診断または治療といった診察、検査等を実施する予定をお尋ねしたいと思います。

次に、街路灯についてということで、老朽化対策はどうなっているかと。商工会で管理しております街路灯についての再質問ではありますが、年々老朽化が進んでおります。倒伏等事故が起きる前に手当ての手段がないか。また、補助制度等の検討をされているのかお尋ねをしたいと思います。

以上、3点についてお尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、1番、塚原議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、最初のご質問でございます。森林づくり県民税活用事業についてということで2つのご質問でございます。

長野県では、森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、森林の恩恵を受けている県民全体で支える仕組みの中で、長野県森林づくり県民税や寄附金によって基金をつくり、長野県森林づくり県民税基金をつくり、この活用によって間伐などの森林づくり事業を実施しております。

平成25年に予定しております森林税を活用する事業でございますが、大きく3つございます。まず1つは、求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進ということで4事業。2つ目は、間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進ということで3事業。そしてまた、3番目といたしまして、里山と人との絆づくりを進める取り組みを推進する事業で6事業が計画されており、これらに関する当初予算額でございますが、6億3,797万円ということになっております。

この森林税を活用した事業は、麻績村でも各種の事業を実施してきてまいります。そして

また一定の成果をおさめておるわけでございます。まず、ご質問の森の里親促進事業につきましては、荒廃した里山や山林集落へ県が仲立ちとなり、企業等の社会貢献活動を促進し、森林整備と交流を通じた地域活性化を推進していこうというものでございます。麻績村では、現在市野川地区で手を挙げております。今度さらに里子となっただけの森林を所有する集落等があれば、また村有地で適地があれば県とともに推進してまいりたいと、こう考えております。

次の、みんなで支える里山整備事業につきましては、周辺集落の小規模分散的で手入れの遅れた里山の森林を中心に、間伐を面的に推進する事業で、麻績村では平成20年度から導入しております。この事業は、新年度から新たに間伐材が県内の加工消費が可能な場合、山土場まで搬出・集積を支援する事業が加わりました。この新たな事業につきましては、条件等がクリアできれば活用していきたいと、こう考えております。なお、このみんなで支える里山整備事業につきましては、実績あるいは今後の計画等につきましては、振興課長から答弁をさせます。

次に、2つ目のご質問でございます。認知症対策への取り組みについてということで、認知症早期診断・早期治療についてということでございます。

高齢化の進展により認知症の高齢者が急増しており、既に全国で300万人を超えているとも言われ、今日深刻な問題となっております。ご指摘のように、認知症は早期受診・早期診断・早期治療が非常に重要であるわけであります。そうすることによって認知症の進行を遅らせ、生活上の障害を軽減でき、その後のトラブルを減らすことも可能で、尊厳を持った生き方を長く続けられることとなります。

しかし、認知症の診断は初期ほど難しく、専門の医療機関の診断が不可欠であります。本人が体調の変化に気づくか、一緒にいる家族や親しい方に認知症の前兆を察知していただくか、このことが早期発見の鍵になります。

ことし1月26日に村保健センターで、ミサトピア小倉病院から岸川雄介副院長を招いて、認知症を学ぶ講演会が開催されましたが、参加された140名ほどの方々は、真剣に聞いておられました。今後も認知症に関するこうした事業を通して、早期受診・早期診断・早期治療につなげていただくよう努めてまいります。

高齢者がぴんぴんキラリ、いつまでも健康で元気に輝いて生きていただけるよう保健介護予防事業など、充実をさせてまいります。なお、認知症の方の数を村で把握しているかということですが、認知症の方の把握ということは非常に難しいことございまして、

現在その患者数等についてはつかんでおりません。

次、3つ目のご質問でございます。街路灯についてでございます。

まず、塚原議員には、以前から街路灯の改修等に向けての貴重なご提言と、またご理解をいただいておりますことに感謝を申し上げさせていただきます。

さて、村内に設定されております街路灯につきましては、商工会員を中心とした街路灯組合が村などからの補助金を受けて設置し、今日まで管理をされてまいりました。そして、現在も管理をされております。明るい町並みづくりや防犯に大きく貢献されてこられたことに厚く感謝を申し上げます。

この街路灯が、ご指摘のとおり近年老朽化が目立ち、危険な箇所も出てまいりました。街路灯組合で今後の対応について検討がなされましたが、会員の高齢化や売上げの減少等から、以前のように設置事業費を会員にご負担いただくということは大変難しいとのことであり、こうしたことから、村が全面的に支援申し上げ、街路灯の整備を進めていくということにいたしました。詳細につきましては振興課長から補足いたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうから補足等させていただきます。

まず最初に、森林づくり県民税の活用事業の関係でございますが、そんな中で、みんなで支える里山整備事業の実績と、また今後の計画ということでございますが、森林税を活用した実績につきましては、20年度から24年度で切り捨て間伐を52.1ヘクタール、総事業費で1,800万ほど活用させていただいております。この部分につきましては村が1割を負担しているわけでございますが、今後も進めていきたいというふうに考えております。

また、そんな中で森林づくり推進支援金というのもございます。そこら辺も金額は少ないわけでございますが、まき割り機とか特殊伐採、また24年度におきましては松くい虫の樹幹注入剤と、そういう金額的には事業費は少ないわけでございますが、活用をさせていただいているというところでございます。

また、今後の、ちょっと申し上げましたが計画につきましては、みんなで支える里山整備事業につきましては、一応間伐と、もう一つ作業道ということで、今事業計画を県また組合等の関係でつくり上げる中で実施していこうというふうに考えております。今後、先ほど村長が申し上げましたが、間伐等の部分で搬出ができるという部分で、作業道等のことも考えながら森林整備を進めていきたいということでございます。

また、森林づくり支援金につきましても、松くい虫等の対策を含めて今検討しているところでございます。また、里山整備事業、これは県民税等とは関係ないわけではございますが、里山整備事業の関係で、また引き続き間伐を行っていきたいということで、次年度も13ヘクタールほど予定をしております。

また、森の里親促進事業でございますが、麻績村も手を挙げているということで、一応市野川地区で挙げているわけではございますが、麻績村の場合、結構急峻な山林が多いという中で、なかなか業者さん等が手を挙げてこないのが実情かと思えます。そんな中で今後も進めていきたいということでございますが、近隣でいきますと筑北村がやっていると。それと、中信管内では山形村が行っておりますが、そのほかにつきましては今、皆さん協議を始めている状況でございます。そんな中で麻績村としてもできる限り業者さん等入れる中で、できればこういうものも進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、街路灯についてでございますが、街路灯につきましては村長が今答弁申し上げたとおりでございますが、一応これから改修をしていくということで、現在街路灯組合におきましては、144基の管理をしております。そんな中で、25年度改修していきたいということで、現在改修の数につきましては130基ということで、全てLED化をしていく予定でございます。

そんな中で、なぜ130基かということでございますが、今、街路灯組合の中でもその基数の精査、調査をしております。それと、街路灯を整備する中で、今までとはまた違うということもないんですが、均等な配置をできるだけしていく中で精査をしていきたいという考え方がございます。そんな中で、一応予定数としては130基ということで、予算計上は4,100万ほど計上をさせていただいております。そんな中でできるだけ早くということで、25年度の単年度事業で改修をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） それでは、認知症対策につきまして、若干補足説明させていただきたいと思えます。

認知症につきましては、議員がおっしゃるとおり、なかなか困難な症状であるということとは皆さんご承知だと思います。なお、認知症ということに対しての特化した人数というのは、

先ほど村長が申し上げましたとおり、村の中で把握ははっきりとできないということがございます。ただ、介護認定を受ける上での認定者ということで、介護保険を使われるということになります人数につきましては、参考ではございますけれども、約62%から64%の間くらいではないかというふうに思われます。こちらの人数的な数値がおおむね出ているというような傾向でございます。

なお、議員がおっしゃられました診察、検査の予定はないかということではございますけれども、今のところこちらのほうで、診察等に向けての全導入の検査等の、簡易検査でございますけれども、先般新聞等で報じられております簡易検査、塩尻市で行うというようなことが出ておりましたけれども、その関係につきましては、ちょっとまだ村としての導入は今のところ考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） それでは、森林税の関係で先に再質問をさせていただきます。

実績等今年度の中であったわけでありましたが、今後の見通しをお尋ねしたわけでありまして。そんな中で、最初に森の里親の関係でありまして、これは既に経過する中では、今まで対応をしてきたというふうにとってもいいじゃないかと思うが、今年度については市野川のほうで申請が上がっているというようなことでありますが、これは具体的にどの辺まで進んでいるのか。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 里親につきましては、この制度が始まる時に地方事務所の林務課と調整する等、現地等を見る中で、とりあえず麻績村としては市野川地区がいいだろうというところで、市野川地区を上げさせていただきました。ですので、もう数年ここやっているわけですが、それが無いというような状況でございますので、よろしく願いいたします。今後も引き続き進めていきたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 企業の方に来てもらってやるというようなそういう事業で、本当に村の活性化のためにもなりますので、場所的には市野川がいけなければ違う地域だって幾らも選択すればあるわけでありまして、ぜひこのことは積極的に進めていただきたいなど、こんなふうに思います。

それから、里山整備の関係で、これも実績結構やっておられたわけではありますが、先ほども言ったように、この条件が細かくあるというような中で、個人ではなかなかできないというような、そういう、ほかにもそういう個人でやる事業はないかと思うが、このことの当初は宣伝チラシ等入ったわけではありますが、なかなか宣伝不足という面も一部考えられはしないかと思うし、これは事業主体は村でやってもらわないといけないというような事業になっているかと思うが、その辺、個人的にはそう考えておっても、なかなかどこでどうやっていいか、3人で1町分なければいけないというようなという規約の中で、やはり村でもって仲立ちをする、そのことは宣伝の関係、それから1人でもあれば近隣の人にどうだというようなことの勧めをしていただくのが一番いいわけと思うが、その辺のお考えはないですか。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 確におっしゃるとおりかと思えます。そんな中で、本年度につきましては、先ほども申し上げましたが、間伐材の搬出も集積もできる部分が出てまいっております。そんな中で、また再度森林所有者等のほうにもお声がけする中でやっていきたいなというふうに思います。

今の現状を見ますと、整備する中で間伐材も切り捨てというような部分で、大分森林所有者も余り乗り気がなかったのかなという気もございます。そんなところをしっかりと広報とお話する中で進めればなというふうに思いますが、実際にはその後の部分でなかなか使いたくても使えないような、契約をしていく中で協定を結ぶ中でやっていきますので、そこら辺のところでもまだ引っかかっている部分があるのかなというふうに思います。

一応、大分3戸以上になるということでもちょっと、続く部分で問題があるかと思えますが、そこら辺のところもある程度麻績村、この地域の、谷の地域の森林を把握しております森林組合等も情報収集する中で進めていければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） このことは、二酸化炭素の吸収源とか地球温暖化の貢献とかそういった面が多くあるわけでありまして、今度の25年から9年までの計画の中では、若干前の5年とは、間伐材の搬出とか多少変わった制度が出ておりますので、また今までのことも忘れての方が多々あるかと思っておりますので、その辺を含める中での宣伝のチラシ等を折り込んでいただいたらいいかと思うが、その辺のお考えは。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） その辺も視野に入れ、できれば区長会等を通じる中で、資料等村民に行きわたるような状況の中で進めればなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） できればというじゃなくて、区長会も間近ありますので、そこで県のほうにもチラシ等もあろうかと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと、こんなように思います。

次に、認知症の関係であります、先ほど担当のほうでも承知しているかと思いますが、ほかの町村でもこういった早期発見に向けた取り組みをしております。当然、医療費または介護保険費と、そういったような抑制にもつながるわけでありますので、ぜひ進めていただきたいと、こんなふうに思います。

それと同時に、認知症予防のためのファイブ・コグ検査、こういったものは独自でできるかと思ひますし、自分の脳の機能の状態がわかるというような検査でありますので、その辺のことをやっていただきたいなと思ひますが、その辺いかがですか。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 議員がおっしゃられますファイブ・コグというのは、承知はしております。検査内容としましては、簡単な運動、それから記憶、それから注意力、それから言語、視空間の認知とか、それから思考能力を簡単な検査をするということでのソフトであるということは認識しておりますが、これにつきましては、今後でございますけれども、社会福祉協議会等とまた介護予防のほうと直結するような形になろうかと思ひますので、いろいろな内容の中で検討していければというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 認知症の高齢者とか介護する家族等のそういった支援をするための認知症相談会と、こういったのも他地域ではやっているようではありますが、こういったことも年に1回ぐらいはどうかと、こんなことも思うが、その辺はいかがですか。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） おっしゃられる相談会等につきましては、県のほうで月に1回そういう相談ということで、松本保健福祉事務所・保健所のほうで実施しております。それに一応村も参加するというような形で行っておるところでございますが、村独自でそういう相

談というのは、やはり専門のセラピスト等の関係がございますので、そういう専門家等とのつながりの中で相談会ができればいいんですが、今のところ雇うといえますか、お願いするというような状況には、今のところはなっておりません。今後その関係につきましては検討していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 25年度の事業内容を見る中で、このことの主要事業の目標に載っていませんが、この辺はそんなに必要性がなかったから載せなんだという判断でしょうか。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） これにつきましては、さきにつくりました第5期介護保険計画、それから老人福祉計画のほうの中に、重点施策として一応載せさせていただいております。ですから、全般的に見まして老人福祉に対するものにつきましては、今回の25年度計画ということではなくて、全体的な問題の中で取り組んでいきたいということで、今回25年度に特に重点施策の中には載せてございません。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） それから、県のほうから市町村のほうへ、去年の1月あたり、私もちょっと記憶がないんですが、こういった認知症患者数等のこと等のアンケートというか調査依頼があったかと思いますが、このことは各戸へはやられたのかどうか、ちょっとその辺お尋ねしたい。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 正直申し上げまして、認知症等の調査というのは、認知症というふうに現認していないと調査ができないということでございます。したがって、任意の調査ということでございますので、県もそういう任意的な調査に参考にするということだけでございまして、実際のところ認知症対策ということでの中での人員把握ということは、はっきりとは実施しておりません。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） それでは、続いて街路灯の関係お願いをしたいと思います。

新たに25年度に取り入れていただくということの中で、この4,100万を一般財源からというような説明を受けたわけでありますが、何か起債でもって対応がなぜできなかったかと、そんなことのお尋ねと、それから現在も、155基以前はあったわけでありますが、現在使われているというか電気のついているのが144基だそうでありますが、これはあとの残ったのは次年度というような考えはあるかないか、その辺もお尋ねしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 財源のほうにつきましては、また財源の詳しいほうからちょっとご説明申し上げますが、今塚原議員さんのおっしゃった155基、そのものにつきましては、これは街路灯組合のほうに確認して、今現在管理しているのが144基ということで決まっていますので、そこら辺のところはご理解をいただきたいと。

そんな中で、要するにその街路灯組合の部分でお店等をやめて、もうその街路灯は要らないよという方もいらっしゃいます。そんな中を含めながら、今街路灯組合のほうで調査、調整をさせていただいているということで、一応計画は130基ということで乗せてございます。

ただし、これも街路灯の工事の単価によって若干変わってきますので、130基以内でおさまればいいとしますし、もしその工事が安く済んで、もう5基ほどつくれるとなれば、またそんな中で調整は進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから財源の関係についてご説明をさせていただきますけれども、一般的に財源の起債というようになりますと、過疎対策事業債というような形になろうかと思えます。この起債につきましては、過疎地域自立促進特別措置法という法律がございまして、事業が充当できるものが決まっております。ただ、街灯につきましてはその充当できる事業に当てはまらないというようなことがありまして、県とも協議したわけですが、今回は過疎債の充当は考えていないというところでございます。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） そうすると、今まで街路灯組合という組織で、個人で所有をされていたわけでありますが、今後は村が購入してこの所有は村ということですか。それと、電気料はどこで払うのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） そこら辺につきましても今調整中でございますが、実施には村がつくるということで、村の持ち物になりますが、管理自体は街路灯組合に委託をして、全面的に今までどおりと同じようにやっていただくこととなります。

それと、その街路灯につきましては皆さん方の部分で、街路灯組合の会員の皆様方が電気料を負担していく、これは今までどおり変わりはありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 今まではそういった宣伝を兼ねて名前の看板をつけ、そのために個人で所有、そして電気料も払ってきたということだと思うが、今度看板は同じようにつけるんですか。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 看板につきましては、一応今のところつける予定はないということでございますが、この街路灯の整備をするに当たりまして、街路灯組合の総会また役員会、アンケート等をとる中で、看板は村の事業でやっていく部分で、ちょっとつけるのは難しいというようなお話の中でご理解をいただく中で、この改修工事ができるということで決定してまいりました。

そんな関係で、街路灯組合の中でも、街路灯組合はこういう方々が会員になってやっているということを広く広めていくような活動をとる中で、管理をしていただくということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 本来なら、これを街路灯組合でなくて、街路灯も防犯灯も電気をつけることは、呼び名が違う程度に感ずるだが、そういう中では各地域でそれぞれ持っている防犯灯、これもこれと同じような対応をして、むしろ電気料を全部村負担と。これは近隣でもそういう町村がご存じのとおりかと思うが、そのことの対応をするという考えのもとに、今回こうやったかなと私は思ったわけだが、その辺村長のお考えは。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、防犯灯の考え方でございますが、防犯灯の考え方は、麻績村は本当に長い歴史の中で現在の防犯灯があるわけでありまして。すなわち、防犯とは何かという理念になると思いますが、行政も地域も一体となって防犯に努めていこうというような考え方の中で、防犯灯、いわゆる地域でそれぞれ必要な防犯灯については、それぞれ地域でつく

り、そして地域で持っていこうということの中から、防犯灯についてはそれぞれの地域で担っていただいております。

それに対して、行政は改修等あるいは新設等の場合に助成をさせていただくということで、いわゆる防犯については地域と行政と一体となってやっていくというその精神が、ずっと今日まで続いておりました、この精神はこれからもずっと続けていくべきだと、そう思っております。

さて、街路灯につきましては、これは商工業者中心に、いわゆる商店街を明るくしようという考えから始まっておるわけです。そして、それにかかわる皆さんが会員となって、その街路灯を、その地域を明るくしていこうと、いわゆるまちづくりを会員でやっていこうという精神の中で進んでいるということでもあります。

そしてまた、そういった中で防犯にも役立てていこうというようなことから、村も助成をしてきたという経過があるわけです。それで、本来でありましたら、会員の皆さんが独自に設置をして、そしてまた改修もしていくということではありますが、今日の商工業者の実態を見ますと、今大きな投資はできないというような中で、そしてまた個々の負担ができないという中で、それではここは危険だから街路灯をやめていくかということにもなるわけですが、今回は村として、それでは改修についてはご支援申し上げようと。あとは以前と同じような形で街路灯組合の皆さんでやってくださいというような話し合いの中で、街路灯組合の皆さんがそんな方向でやっていきましょうということになったということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 今のお答えは、現状やってきた中を継続というようなお考えということではありますが、そこは先ほども言ったように、集落からの要望も、電気料等の村での負担はどうかというような集落からも出ておりますので、そういうことを含める中で、早く言えば考えを変えて、このことはもう村を明るくするために防犯灯も街路灯も全部村負担でやるということは、これは村長の考えのみ、考えがそういうつもりにならないからこれはできないことだと思うが、それは今ここで返答というわけにはいかないかと思うが、ぜひそんなことをお願いしたいと思うが。

それと、先ほどの電気料は今までどおり個人から負担をしてもらおうと、街路灯の関係。そのことは看板もなく、その辺をどういうふう考えているか、簡単に個人と云って、

商工会員全員からもらうのかどうするのか、その辺はどうですか。今までの人だけ。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 先ほど申し上げたとおり、村の方針等を伝える中で、街路灯組合の中で対応していただく中で決定してございますので、その方々がどこからというか、多分今までの会員の皆様方1基なら1基分を負担していくと。というような考え方だというふう

に解釈はしております。

そんな中で、どういうふうに進んできたかという、今の街路灯に比べると、LED化すると大分安くなるという中で、維持費を含めた中で街路灯組合のほうで徴収する中でやっていきたいという結果になってきたということでございますので、村のほうで個人個人これだけ負担しろとか、そういうことではなくて、今街路灯組合の中で協議をしながら進めているということでございまして、一応その街路灯組合のほうで電気料は負担していくということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） その組合は、年会費をもって維持管理もしたり、そのほかに個人が看板料で電気料も負担したと。それも維持管理も足りないということで、村のほうへ補助をお願いして、今までだんだん単価が上がってきたけれども、35万円の補助を出しているということですが、その辺が今度自分の持ち物でもないのにか、そこで会費を今までどおりやるのかそれはわかりませんが、そういうことになると、維持費が会費だけでは足りなくなると、そんな予測がされるかと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実はこの議員ご心配されることにつきましては、幾度となく街路灯組合の皆さんとお話をした中で、今回の形でいきましょうということになったわけです。それで、私も本当にありがたかったのは、街路灯組合の皆様が、以前はこの街灯については私がスポンサーでこの電気料を納めているというようなことを明確にしていたという中で、会員の皆さんが地域を我々の力で明るくしていこうと、そんな考え方で、広い考えで今回やっていただけるということで、本当に感謝をしておるわけでありまして。やはり、村づくりというものはそういうものではないかなと、そう思っておるわけです。

そうした中で、村が今現在35万円の補助金を出しておるということは、これは高いか安いということとはともかくとして、以前より上がってきたということはどういうことかと言いますと、街路灯そのものが老朽化して腐食して倒れたり、あるいは修理が必要だということ

ですが、修理費がかさんできた。修理費が多くなってきたために、会員の会費だけではやり切れないということで補助金が多くなってきておるわけです。でございますから、基本的にはいわゆる通常の維持費、電気料、それからいろいろな事務経費等の通常の経費については会員の皆さんの会費等で運営されておるということでございます。

会員の皆さんとともに、明るい村づくりをしていきたいと、こんなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） そうすると、当面は修繕費等かからないかと思えますし、街路灯組合で一切任せてやってもらうという中では、現状の35万は要らなくなるような感じもするが、その辺、今後はどういくんですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） その額がどのくらい必要かどうか、村からの補助金は全く要らなくなるのか、あるいはある程度要るのかということは、これから設置していく中で両者で話し合っていて、村としても会員の皆さんの温かい気持ちもでございますので、できるだけ村も協力していきたいと、こう考えておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） いろいろ細かいことをお尋ねしたわけでありましたが、基本的な考えとしては、名前を出して言えば、生坂村が全額村費でそういった街路灯、村を明るくするというところでやっているわけでありまして、ぜひそのことも金額どのくらいになるか私もその試算をしてありませんが、そこらも試算をして対応できるものなら、誰でもが望んでいるところであると思っておりますので、そんな対応を検討をいただきたいと思います、こんなふうに思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃる気持ちも十分わかります。自分たちで払うよりも払っていただいたほうが良いという、このことはわかるわけでありまして、今、いわゆる協働の村づくりといいますか、ともに汗を流し、ともにやっぺいこうという中で、それぞれ地域でできることは地域で、それから行政のやるべきことは行政でといった、こういった考え方も貴重であると思っておりますし。

それから、今皆さんがそういった声だというふうに今おっしゃられましたが、いろいろな地区がございまして。そういったことが当たり前だと、今のようない形が当たり前だといって、そういったことをやっている地域も多くございまして。そういった中で、やはり地域は行政に

全てやらせるのではなくて、地域は地域で守っていくことも必要だという貴重な考え方もあるわけでありますので、ぜひともそんなこともご理解賜りますようお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 私の考えも検討をいただくということもひとつお願いをして、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下光晴君） 1番、塚原紀男議員の一般質問が終了しました。

◇ 宮 下 聡 君

○議長（宮下光晴君） 続いて、6番、宮下聡議員の一般質問を許可します。

6番、宮下議員。

〔6番 宮下 聡君 登壇〕

○6番（宮下 聡君） 6番、宮下聡。

それでは、さきに通告した事項について質問いたします。

質問事項については、1番、子育て支援事業について。2番、各地区要請、特に土木関係の対応策について。3番、村施設整備と省エネ対策について。以上、3項目について質問をいたします。質問要旨については一問一答で行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず最初に、質問要旨について行いたいと思います。

子育て支援事業についてということで、1番、麻績村において中学校卒業から18歳到達後から3月31日までの医療費無料化についてを質問したいと思います。

子育て支援の充実については、平成24年12月の定例議会におきまして決定をされました村独自の育児手当制度として創設されました出産祝い金と育児支援金支給制度を開設したわけであります。支給の内容については省きますが、この新しく取り組んだ村独自の育児支援制度については、今後非常に子育て支援策としての制度としての大いに期待をするわけであります。

子供の医療費無料化については、現在中学卒業までが行われております。昨年4月から無

料となっております。この医療費無料化をさらに進めるためには、現在の中学卒業から18歳到達の3月31日までの医療費無料化をぜひ実施することを要請したいと思います。子供の医療費無料化は、高校生までで終わるわけであります。近隣では、既に実施をしておるところもあります。若者の定住促進のためにも大事な施策でありますので、ぜひ村長の前向きな答弁を求めたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 答えさせていただきたいと思います。

まず、子育て支援、幅広くいろいろとご理解、ご支援を賜っておりますこと、感謝を申し上げるわけでございます。

さて、ただいまの中学卒業から18歳到達後の3月31日までの医療費無料化をというご提案でございますが、現在子育て事業につきましては多くの皆様のご協力をいただきながら、幅広く事業を今推進しておるわけであります。そして、ただいま議員おっしゃられたように、近隣の先進的な例をおっしゃられたわけでございますが、そういった地域にも負けないいろいろな事業で進めさせていただいておると、こういうことであります。

住民課、教育委員会が一体となって実施しております各種の事業は、大変今好評でございます。まして、県下でもこの子育て事業については注目をされておるわけでございます。また、本年度から出産祝い金、育児支援金制度を創設するなど、きめ細かな支援を進めておるわけがあります。今後もこれらの事業がまず定着していくように努めてまいりたいと、こう考えております。

ご提案のただいまの件でございますが、趣旨は理解できるわけでございますが、ほかに優先すべき事業、子育て事業たくさんございます。そういった中で、当面はただいまご提案の件については難しいのではないかなと考えておるわけでございます。まずニーズの多い事業から具現化に努めていきたいと、こう考えておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 麻績村の高校生の今実態から見ますと、大体1年生から3年生まで75人ほどいると聞いております。比較的高学年になると医療費もかからないということの中で、小学6年から中学卒業までということの中で現在実現されたわけなんですありますが、大体こ

としの予算から見ましても、予算的には約60万円ほど計上されたわけなんです、この中学から高校までという中では、こういった試算をされた中で、大体が医療費も高学年になるとかからないという実態の中で、まず予算的には60万円ほどでできるんじゃないかと私なりの試算であります。

県下でも、先ほども言いましたとおり、長野県下の乳幼児等の医療費給付制度が市町村の実施状況を見ますと、平成24年4月現在で77自治体中27の町村で約35%が既に実施をされております。高校卒業までの医療費無料化については、麻績もぜひ他の村に負けないように、村長としてこれから25年度を見通した中で、計画的にお願いしたいということの中で、当分見送りということですが、村民ニーズからいっても非常に重要な施策でありますので、ことしの目標をこれからされる中で、できるだけどういう方向でやっていくかという前向きな答弁をお願いできませんか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほど申し上げたように、ご提案の趣旨は十分理解できるわけですが、今麻績村全体といたしまして子育てをどういう考え方でいこうかという中でありますが、子育てという分野については、本当に細かい事業まで入れるとたくさんのがございます。非常に数多くあります。そういった中で、こういったものは親御さんのほうにやっていただけるだろうというものは、極力そういった形にして行政として大きな金のかかるもの、そういったものに今集中してやらなきゃいけないというものが多くあるわけであります。

例えば申し上げますと、保育園、小学校あるいは中学校との一番お金のかかります加配でありますね。決められた定員以上の人員を配置して子育てをしていくとか。それから、さらに放課後の対策でありますとか、それから保育園にしてみれば時間延長とか、いろいろ強い要望のものがあるわけであります。そういったものを誘致していくために、それぞれご家庭であるいは親のほうでできるところはお願いしたいという考え方で今進んでおるわけあります。県下の一覧表を並べて、この事業はやっている、やっていない、あるいは金額がどうかこうだというそういった比較ではなくて、実質的にニーズの多いものから今始めておるわけあります。

そういった中で、去年の暮れに始めました子育て支援、こういったものもそういった要望があったり、あるいは議員さんの中のご提案もあり、そういった中から新しい制度をつくっていくわけでございますが、こういったものをつくっていくということになりますと、将来に向けての財源の確保、こういったことも検討していかなきゃならないということござい

ます。議員のおっしゃられるそういった制度も、早い時期にそういったものができればいいという気持ちはございます。しかし、現在はそれもそうでございますが、もっと優先してやっていきたい、それから今始めている事業を定着させていきたいという考え方がございますので、しばらく、当面それは見送らせていただきたいということでございます。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 子育て支援といっても、村長がおっしゃられたとおり非常に幅が広いわけですが、先日の第6次麻績村振興計画が答申されたわけですが、その中でも子育て支援の現状と課題の中に経済的支援による子育て環境の充実が望まれているとあります。こういった観点から、ぜひこれから幅広い子育て支援策の中の医療費無料化ということなんですが、できれば早い時期に私はぜひ実現できるようにお願いをしたいと思います。村長の方針でありますので、この件については終わりますが、ぜひ前向きな形で、もう高校生まで安心して勉学に励めるといふ、医療の中で高校生で終わりますもので、ぜひ近いうちに早い時期に実現できるように、ぜひお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に移りますが、各地区要請、特に土木関係の対応策について質問いたします。

地区要請の状況と進捗状況ということで、各地区要請について主に土木関係ですが、道路改良、それから法面崩落、水路改良事業、道路の側溝、U字溝関係等々の工事の復旧が各地区から要請をされております。全体で200カ所に及んでいるわけなんですけど、23年度の決算の効果調書を見ますと、村内一円で54件ということで約2,260万円、それからちょっと戻りますが、22年度はこの復旧作業が41件、1,490万円を完了しているわけです。

毎年こうやって約200カ所くらいの未処分が発生をしているわけなんですけど、この状況からして見受けられることは、実際の現状をどうとらえているのか。それと、この進捗状況はどう進んでいるのか、そういった現状状況の中を報告りたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうからちょっとお伝えをしていきたいと思えます。

まず、各地区要請の現況と進捗状況ということでございますが、今議員さんのおっしゃられたとおり、各地区の要請につきましては毎年250件から280件ぐらい要望が出てまいります。そんな中で実施できている件数はということでございますが、やはりおっしゃられたとおり40件から60件程度の実施にとどまっております。なお、毎年要望箇所がふえていくだ

けで、減っていくということはなかなか今のところ考えられないというような状況でございます。

予算的にも今おっしゃられたとおり、年2,000万から24年につきましては約3,000万、4,000万近い金が計上されてやっているわけですが、そんな中においてもなかなか要望全てにお応えすることはできないというような状況でございます。要望の中身につきましては、やはりおっしゃられたとおり道路の壊れたところの補修、また水路の補修、拡幅してほしい、そんなような状況、また水路でも漏水がひどくてだめだというような部分、そういう部分が含まれる中で、約250件から280件というものが上がってくるわけでございます。

ただし、これにつきましては、過去の部分から引き継いでいる部分も相当ございます。そんな中で、地区の中で要望される中で実施させていただいても、また新たに同じくらいの数字が要望が上がってくるというような状況でございますので、なかなか予算も影響はしてくるわけですが、実施できないというような状況でございます。

ただ、そんな中で25年度事業計画のときにもお話を若干してございますが、そんな中でまとめる中で、今地区の要望の中で大きい水路整備に25年からかかっていたいということで、まとめる中でやっていきたいということでございますので、水路整備につきましては、ここ数年の中で50%、60%解消できるかというような状況もございますが、そんなことで進めていくということでございます。

また、そんな中でその進め方ということでございますが、やはりこれは各地区の中で、例えば道路も改修も必要だろうということもございます。そんな中で、現状を見させていただく中でいくと。だから、この要望の中には例を挙げますと道路の陥没というようなこともございますが、行ってみると少し水がたまる程度だったり、そういうものも全部含まれております。そんな中でやはり緊急性また対象の工作の状況等を含める中で、利用状況等状況を見ながら進めてきているという現状でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） この現況からして、ことしの進捗状況をちょっとお聞きしたいんですが、こういった先ほどの説明のとおり、やってもやってもまた出てくるというような、こういった各所が非常に老朽化が激しくなっている状況の中で、ことしの復旧状況というのは、24年度まだ継続しているわけなんですけど、どんな状況で現在のところ進んでおりますか。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 今、24年度につきましては、一応1月末くらいでちょっと閉めてみたわけですが、約280件からの要望が出てきております。そんな中で、今後3月までにちょっと含める中でやっていきたいという部分も含めまして約40件ということになるかと思えます。

ですので、残りがまたどんとふえてしまうわけですが、やはり大きなお金がかかってくる部分もございます。それらも含めてやってございますので、そこら辺のところをご理解いただく中で、件数的には少なくなっている状況もありますが、先ほど申し上げました危険度等またその生ずる受益の関係等を精査しながら進めさせていただいているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 現況と進捗状況はおおよそわかりました。次の、今後の地区要請事業の取り組みを計画的にどう進めていくかというほうに移りたいと思いますが、復旧事業の分類としては、課長からこういう一覧表をいただいたわけなんです、緊急性の高いもの、また普通に進めていいもの、それと先延ばしができるようなものとか、いろいろ分類がされるわけなんです、この実施計画を立てるといって、こういったことで取り組むということをお私には特にお願いをしたいと思えます。

現在までの復旧工事はどういう基準のもと選定をして、工事を進めてきたのか。また、全般の施工計画をつくって進めてきたのか。また今年25年度からは各区の要請が、今聞きますと24年度分で280件あると、非常にまたふえているわけなんです、この地区要望に対してこれからどういった計画を進めてこれを少しでも減らしていくという、村民の協力も非常に必要なわけですが、ぜひその辺を計画的に進めるという観点の中で、現在までどういった進め方をしてきたのか。各地域を全般にわたって見てはおると思いますが、どういった計画のもとにやってきたのか、そういう現在までの進めてきた状況をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、課長が申し上げたように、本当に多くのご要望が今、村のほうに、いただいております。ただ、以前と比較いたしますと、要望内容でございますが、以前はこの程度であれば村のほうには来なかったというようなものも、大分今の時代は上がってきております。昔はそれぞれ地域のおてんまというような中で直していただいたおいうようなものまで、今日は上がってきているということで、数が以前よりも上がっていると、そういうこともございます。

さて、これからの取り組みとかあるいは計画的な進め方というようなことでございますが、大きなものがあるわけですね。老朽ため池ですとか水路の改修、それから主要村道の改良、これらについてでございますが、これらの要望も非常に大きなわけでございますが、これらにつきましては、村単独ではできませんので、県・国の補助金あるいは交付金を受けて実施するということでございまして、こういったものについては年次計画を立ててそれぞれやっております。

特に、老朽ため池等につきましては、老朽化の度合い等を調査しまして、危険度が高いほうから順次進めていくような形でやっております。幸い、今回の国の24年度の補正で、前倒しというようなことが出てきたわけでありまして、村といたしましては次にどこをやっていくというような計画をもってやっておるわけでありまして。

それから、主要道路、これらにつきましても、これは国交省等を入れる関係でそれぞれ優先順位を決めながら計画を立てて進めておるということでありまして。

それから、あるいは県・国に関する事業、こういったご要望もたくさんちょうだいしております。これらにつきましては、その実情を訴えてお願いをしているという状況であります。そうした中で、やはり県・国等についても危険度といいますか、緊急性のあるもの、それから受益者といいますか、関係者の多いもの、そんなものから着手していただいております。このような状況であります。こちらもなかなか順調に進んでいかないというのが実態だろうかなど、そう思っております。

それから、村単独の幾つかの事業があるわけでございますが、これにつきましては、現地を確認していただきながら受益者が多いというようなもの、それから緊急性が高い、こんなようなものから順次進めさせていただいております。でございますから、決してそれぞれ地域から上がってきた申し込み順といいますか、要望をいただいた順にという形ではないというのが現状であるわけでありまして。今後もこうした考え方で進めていきたいと、こう思っております。

そして、財源が村単独のものにつきましてはすべて村の一般財源ということになるわけですが、ほかの事業と関連づけてやっていきたいと、こんなようなことも考えておるわけでございます。これからもこのような形でやっていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 村民から見ますと、これだけの非常に、さらにふえて280カ所という

ことなんです、どういった形でこれを進めているのかということが、村民からすれば見え
ないわけね。だから、私の言うのは、これだけの事業をどうやって村民の要望に応じてい
か、復旧作業を進めていくかということで、ぜひこれから1年間のおよその計画とか、そう
いうものが出ないんですかね。

それでないと、これだけの要望があるから、じゃ、緊急性の高いものからやっています。
それから、先延ばしできるのは後回しにしていますというような形で、今までそういう形で
きたかと思いますが、その計画的な取り組みということを何とかできないものかと。村民か
らしてみても、こういう状況の中で要望がたくさんあって、じゃ、それをどうやって復旧作業
をしているのかということを示してほしいと思うんですよ。そういったことを、計画的な復
旧作業という、こういった観点で何とかならないかと思うんですが。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） おっしゃられていること、大変重要なことかというふうに感
じます。しかしながら、この地区の要望に関しましては、状況を見ますと、大体区の総会
の後にまとめて出てくるというような状況がございます。そんな中見ますと、大体10月
の後半、11月ころから4月までというふうに各地区出てまいります。

そんな中で要望を見る中で、やれるところ、やれないところ、考えて計画する中でや
っているわけですが、そんな中でいくと、前年度の部分を計画しても新年度に新しいも
のが出てきてしまうというような状況の中でおりますので、皆さんにお示しできればい
んですが、なかなかそういうことにはつながっていかないという状況もございませ
ん。そんな中で、もう少し計画性を持った状況をつくっていければなというふう
に考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） これだけ、これを見ますと非常に細かなところ、さらにちょっと規模
的に大きいところ、先ほど村長言われました国のほうにも対策を求めている、県のほう
にも求めているというお話なんです、これをどうやって分析をして、どういう方向で
これを消化していくかという、これは本当に大変なことだと思うんですが。

村民からしてみれば、いつできるかわからないわということがあると思うんですが、財
源関係にも入りますけど、こういったことで今までの財源を確保しなきゃいけないとい
うことの中で、200件以上の復旧要望の中で消化してきたわけなんです、24年度の当初
予算は2,000万円で、その後補正5号で1,000万円を追加して3,000万円
でやってきたということも

あるんですが、この財源と仕事の関連をどうとらえているか。

復旧はなかなか進まない。じゃ、それに基づく財源はどうするか。こういう計画がないと、非常に財源確保も難しいんじゃないかと思うんですが、仕事量はあってもなかなか進まない。こういったことでほとんど一般財源ということの中でやっているんですが、どうですかね。財源についてどう捉えているか。全体でどのくらいあるかという試算も、これはなかなか難しいと思うんですが、これからどういう方向で長期間においてこれを消化していくか、住民要望に応じていくかというのが非常に問題なんです。

財源的にはどうですか、今までの経過の中で、せいぜい3,000万くらいな確保の中でやってきたんですが、そういった少し、これは財源をもっと確保すれば消化できていくのか、その辺はどうですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） やはり、正直申し上げますとこれらの事業に全てお応えしていくには財源であるわけですが、今議員おっしゃられたとおり、当初予算においては1,000万あるいは2,000万というような予算を過去においては組んでまいりまして、それぞれの状況を見て年度途中で補正をさせていただいて対応していくということをやっておるわけです。

そして、各地区からご要望をちょうだいするときに、あるいはお聞きするときに、区長さんを初め、原則として区長さんを通じてご要望をいただいておりますが、そういった中で、区長さん初め区の役員の皆さんから、いわゆる現実のお話を聞かせていただいたり、それから現地を一緒に見させていただくというようなことをさせていただいております。

そうした中で、さっきから申し上げているように、これは本当に緊急性を要するな、あるいはここは非常に多くの方がご利用されるなというようなところが出てまいりますと、それらを優先してやるということなんです、どうしてもそういうことを入れていきますと、手持ちの予算では足りなくなるということで、年度途中で補正等をさせていただいてやっておるわけでありまして。

そうした中で、今それぞれ各区にお願いしていることは、現物支給といいますか、現物を支給申し上げるので、もし忙しいとすれば村でやれということになると、相当同程度の修理とかそういうことは各地にあるので、ここをすぐというわけにはまいりませんよというようなお話の中で、地域として急ぐ場合には、材料費等の支給を申し上げるのでという、そして対応していただくということもあるわけでありまして、そういった形で対処させていただいて

いる地域も大分あるわけでございます。

そういうことを含めて、現在今、金額的には年間で2,000万から4,000万ぐらいということで今進んできておるわけでありましたが、3,000万ぐらいが現在ではやっとなんと、そのように考えております。できるだけ制度を活用できるようなものは、制度を活用していきたいと、こう考えておるわけでございます。

以上であります。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） これを本当に一般財源でやっていくということは大変なんです、この内容の中で、何とか補助事業の対象にはなるということが何点もあると思うんですね。それで、同一事業に対して少しまとめて金額を大きく計画をして、そういったことで補助対象ができないか。何でも一般財源でやっていくしかないのか。これは非常に、財源確保ということとは難しいと思うんですが、その辺はどういうものでしょう。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） そちら辺につきましては、先ほどちょっと述べたんですが、この地区の要望の中でも非常に水路の改修等ございます。それにつきましては、今回ある程度まとめさせていただく中で、村内全域の水路整備という形で行っていくということでございます。

そんな中で、水路関係につきましては、国の事業の前倒しの部分もございます。そこら辺も利用しながら、麻績村全体にわたる水路整備等を行えるよう計画を立てて、できるだけ県・国の補助事業を適用していきたいというふうに考えております。

また、ため池等につきましても、危険度等の部分でございますが、そういう大きなものにつきましてはやっていきたいと。ただし、今度細かいものをまとめるということでございますが、やはり道路にしろ、例えばの話、明治町と上町というようなところで全部つながれば、何とか村道改良とかいろいろな部分で補助の対象はなろうかと計画は立たろうかと思いますが、ここで50メートル、ここで30メートルというものをまとめて計画で上げるのはちょっと不可能に近いのかなというふうに考えております。

そんな中でも、できる限り村の中でつながる部分があれば、それは例えばの話、起債対応の部分でやるとか、いろいろな部分でちょっと大型の事業化ができるのではないかなというふうに考えてはおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 本当に、これだけの要望を少しでも住民要望を減らしていくか。非常に問題があるんですが、先ほども言いました地元でできる、住民でできるものがどういったものがあるか。ちょっとしたものでもいろいろの今の工法でいくと、建設用機械がなければほとんどできない、手作業でできないという、幾ら小規模であってもできないという。そういったことで、住民からの協力を得たいというが、そこら辺の分析をした上で、地元の中での話し合いというものは今まで持ってきたわけですかね。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） その辺の地元対応等の部分につきましては、先ほど村長も申し上げましたが、原則区長さん等を通しての要請でございます。そんな中で現状を聞く中で、ここら辺については何とか地元で対応できないかというような協議もさせていただいております。そんな中で、例を挙げますと、一地区あたりは地元で水路整備、側溝、U字溝等を買う中で、何十メートルという工事もしたりしております。そこら辺は材料費が全額出ますので、皆さん方の地域の住民のボランティアでできる部分という部分もございます。

農道舗装もやっております。アスファルト塗装はなかなか難しい部分がありますので、コンクリート舗装で自分たちでやっております。ただ、その材料支給に関しましても、材料と、例えば小型の機械、誰か扱える人がいて、使えれば使うとなれば機械代も出てまいります。そんな中もお話する中で、地元対応できる部分はお願いしていくということでございます。ですので、要望に来たときに区長さん初め区の役員の方々お見えになりますので、そんな中で現状をお聞きする中で協議をして対応をしていただく部分もあろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） ちょっと時間もないわけではありますが、こういった非常に住民要望がふえていく中で、どうしたらこれに答えていけるかということ。それと、最後の質問ですが、こういった状況を村民にきちんと説明をして、それから村民のある程度の理解を得てやっていくことが大切ではないかと思うんです。区長会等、この現状を報告をしていただいて、住民にきちんとした説明責任を果たすような形をお願いしたいと思っております。それと同時に、できるだけ計画的な復旧作業をするような体制でお願いをしたいと思っております。それでは、この問題を終わります。

次に、村施設の整備と省エネ対策ということの中で、シェーンガルテンおみに対してのエレベーター設置をお願いしてあるわけなんですけど、非常にこの開設以来、シェーンガルテン

におきましてはエレベーターがなくて今まで過ごしてきたわけなんです、住民からも高齢化が進む中、または障害を持つ中で、ぜひエレベーターが欲しいと。非常に2階へ上がるにも大変だというような声も聞かれています。

それとまた、指定管理者で民間委託したわけなんです、ガルテンの従業員の方からもそういうお客さんの要望があると聞いております。こういったことで、エレベーター設置については村長の前向きな答弁をお願いしたいと思いますが。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 答えさせていただきます。

シェーンガルテンおみは、現在民間事業者を指定管理者として管理運営を委託しておるわけであり、指定管理者からは、この話は今のところ出ておりませんが、今後指定管理者の意向を聞きながら、設置について可能性があるかどうか、技術面、そしてまた資金面から研究をしてみたいと、こう思っております。

なお、過去において検討した経過等があるわけであり、その結果としては設置は見送るということになったわけであり、その辺の経過等については、観光課長から説明を補足をさせますが、今後今申し上げたように、技術面、資金面のほうから研究はしてみたいと、こう思っておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 補足をさせていただきます。

平成20年のときに、ふるさと事業団の助成支援を受けた地域再生マネージャーというような事業を取り入れまして、検討をした経過がございます。そのときの協議結果からしますと、工法では外づけの工法が一番安くつけられるのではないかというような検討がなされています。事業費としましては、その当時1,300万というような数字は出されて、検討の中でしてきた過程がございます。

その協議をしているところで、結果でございますけれども、費用対効果という観点からすると見送ったほうがいいじゃないかというような結果が出されております。協議をされてから4年が経過をしているところではございますけれども、現在の今までの対応としましては、シェーンガルテンの構造自体は2階が洋室、1階が和室というような整備状況となっております。できる限り障害者あるいは高齢者の方に使いやすいようにということで、そういった予約を受ける中で、1階の和室のほうでの対応をさせていただくのが現状でございます。

また、必要に応じては和室のほうにベッド等を用意すると、そういったことも視野に入れ

て予約を承っているというようなところで、今まで経営をしてきております。今後につきましては、村長答弁あります指定管理者のほうとも協議をする中で、検討していきたいかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 施設の充実を図るということの中で、村長も公約の中では3本柱の一つということで、高齢者や障害者に優しい麻績村ということをうたっておりますよね。ぜひこういった観点から設置をお願いして、私もちょっと費用面で聞いてきたんですが、設置場所はあそこに売店がありますよね。売店の横に自販機がありますね。あの裏あたりがいいんじゃないかという従業員の方からも話されたわけです。場所的にはいいところがあります。

それと、費用については小さいホームエレベーター式のものでもよかないかと。車椅子が入って1人か2人そこへ付き添いの方か、そんな程度の小さいものでいいんじゃないかという、本体だけは200万くらいでできるんじゃないかと。今、1,300万ですか、そんなような予算があれば設置は可能だと思うんですが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんですが、村長にもう一度お願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ただいま宮下議員さんおっしゃいましたのも、一つの案であるわけです。ただ、先ほど私、技術面でということを申し上げたわけでありましたが、あの建物は建物の構造からいってエレベーターを設置する場所がもう限られてしまうということですね。以前は外づけという方法で検討したわけでありましたが、中へつくっていくということになると、現在の重要な構造なところを改修しなきゃいけないというようなことも出てまいりまして、建築確認とかいろいろ難しい面も出てくるわけです。

いわゆるそういった技術面での検討も必要でございますし、それから今、利用者様のことを考えますと、今車椅子1台でというお話でございますが、実際に動き始めるとそれだけではならないというような面もあるわけでありまして、それから、特に営業で使うということになりますと、安全面とかいろいろなことがございます。そういったことを総合的に検討しなきゃいけないという面と、それからあと、資金面ですね、このこともございます。

ですから、そういったことも含めて今後研究をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） ぜひ、この提案をもとに早速調査検討をしていただきたいということ
を望むわけです。よろしくお願いします。

次に、最後の各地区の防犯灯をLED化する計画ということなんですが、東日本大震災
が3月11日を迎えるわけなんですが、2年を経過した中で、この原発事故により、原発から
自然エネルギーへの転換が大きな課題となっている、こういったことの中で、電力不足によ
る節電対策が我々国民にも大きな問題ということの中で、市町村も特に積極的に取り組んで
いかなきゃいけないんじゃないかということです。

この防犯灯については、先ほども塚原議員の質問にもありますが、関連をします。ぜひ村
施設の防犯灯をLED化にして電気料とかいろいろの費用に対する節電をできるような、こ
ういったことでLEDを設置する方向で検討をお願いしたいと思いますが、村長の答弁をお
願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほどのご質問にもございましたが、各地区の防犯灯につきましては、
それぞれ各地区で現在管理をさせていただいております。そうした中で、近年新設される、
あるいは改修される防犯灯につきましては、全てLED化をお勧めしておりますし、またご
要望もLED化でございます。そうした中で、村もそれに対応するように補助金をあげて対
応させていただいております。ご要望に沿って対応できるように努めてまいります。

詳細につきましては、現状等につきましては、総務課長から補足をさせます。

○議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

防犯灯につきましては、地域の犯罪発生を未然に防ぐというようなねらいで、みんなで地
域住民を守る観点から各区の施設財産として整備をいただいているところでございます。村
では区の申請に基づきまして、新規設置を対象にして80%の補助という状況でございまして、
地元負担が20%ということでございます。ただし、修理代につきましてはの経費は補助はして
おりません。

区からの申請内容を見ますと、近年は価格の安定化に伴いまして、LEDでの補助申請で
ございます。本年度で見ると、予算的には補正予算を含めまして50万ほどの計上でございま
して、ほぼ執行予定でございます。LEDのメリットとしては、蛍光灯の長寿命化、電気料
の削減等維持管理費の軽減にもつながるというふうに考えているわけでございます。省エ
ネ、環境の観点からしても、そんな時代と認識しておるわけでございます。

今後におきましても、区の申請に基づき補助をし、明るい住みよい地域づくりに貢献をしていくというふうを考えているところでございます。

実績といたしましては、平成22年度からLEDで設置の区が出てまいりまして、22年度から数えますと、今現在までで20基の補助でございまして、24年度につきましては、12個、6地区からの申請でございまして、これにつきましては極力ご要望に応えるよう努力しているところでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） このLED化というのは非常にメリットがあるわけなんですけど、設置すれば電球等のそういった消耗はほとんどと言っていいかわからないが、なくなると。それと電気代も40%から50%は節電できると言われております。こういったことから、ぜひ村が積極的にこのLED化を進める体制をとってほしいと。地区の老朽化したときにやるでなくて、できるだけ積極的な資材援助、今80%と言いましたが、それをして、村内をできるだけ全部LED化にしたいというような村の方針を打ち出してほしいんですが、その辺、村長いかがですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 村ではそれぞれ地区から来られてお話あるときには、これからはLEDですよというようなお話をさせていただいております。これからも機会があれば街路灯それぞれの地域老朽化が進んでおりますので、そんな地域についてはそんな話をさせていただいております。

ただ、今総務課長が申し上げたように、ついこの数年前からLEDということでございまして、それ以前に新しくつくられたところ等もございまして、そういった地域については電球だけかえるとかそんなことをまたお話をさせていただければと、こう思っております。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） もう既に完全に村の事業としてLED化した市町村も大分出ているんですが、麻績村も村政運営の中で非常に重要な課題でありますので、ぜひ村としての方針を全面に打ち出していただいて、積極的にLED化して省エネに貢献してくれというような呼びかけをぜひお願いをしたいと思います。

これは非常に国民に課せられた節電対策は、非常に重要だと思いますもので、ぜひその辺も、このLED化ばかりじゃなくても、できるだけ節電をする村としての方針を打ち出して

ほしいと。特に村施設内の省エネ化をどう進めるかというようなことも、きちんと方針を出して、村民に示してほしいと思います。

では、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮下光晴君） 6番、宮下聡議員の一般質問が終了しました。

ここで一旦休憩をとります。再開については10時50分からといたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

○議長（宮下光晴君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 小 山 福 績 君

○議長（宮下光晴君） 5番、小山福績議員の一般質問を許可します。

5番、小山議員。

〔5番 小山福績君 登壇〕

○5番（小山福績君） 5番、小山福績。

事前に通告いたしました2件について質問させていただきます。

1件目、J A松本ハイランド麻績支所について。

松本ハイランド農業協同組合第4次長期構想、前期・中期計画によると、第6ブロックは明科、生坂、筑北、麻績の各支所4カ所の体制となり、日向支所は平成25年をもって廃止されると聞いています。日向支所も現在金融窓口だけであり、利用者も高齢の方が多く、貯金の管理、金融相談等も麻績支所まで出向くことになり、負担増になると思われま

す。給油所についても、集約化を図り、筑北地域、聖南SSも25年度収支状況により、麻績SS1カ所になる改革案が出されています。現在ある聖南店、麻績店店舗についても、さらなる改善対策に取り組み、困難な場合は業態変更を進めるとしています。将来的にスタンド難民、買い物難民が出ることをないよう、麻績村としてJ Aハイランドに強く要望していく必

要があると感じます。

人・農地プランについても、J Aハイランド事業方針の中で、営農に関して地域と連携した農地集積と遊休荒廃地対策を関係機関と進めるとしてしています。麻績村においても、人・農地プランに積極的に取り組んでおるわけですから、J Aハイランドとタイアップした麻績村の農業施策を早急に立ち上げる必要があると感じます。

2件目の質問は、福祉企業センターの運営について。

麻績村例規集、福祉企業センター条例管理規則第5条によると、所長1名、指導員3名を置くとされていますが、現在担当職員不在であり、住民課長が兼務で対応しており、実質3名で運営されています。障害のある方も働いており、もしものときに責任者不在では対応に支障が出ると思われます。施設も古く、今後利用者のためにも施設改修、安定した職員の配置も含め、早急に検討していく必要があると考えます。村長のお考えをお聞きしたい。

再質問は自席にて行います。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、5番、小山議員のご質問に答えさせていただきます。

まず最初のご質問でございます。J A松本ハイランド麻績支所について。まず、支所の統廃合が計画されている中で、村としての対応はということでございますが、昨年11月27日に開催されましたJ A松本ハイランドさんと村との農政懇談会、この席で伊藤組合長さんから第4次長期構想前期・中期計画に基づく支所等の統廃合について、J Aの方針をお聞きしたわけでございます。その席で、私からは組合員に不便を強いることや、地域の衰退に拍車をかけることのないようにとの趣旨を強くお願いを申し上げました。

その後も、同趣旨のお願いを申し上げ、また地域の組合員の強いご要望もあり、その結果として1月18日に伊藤組合長さんが役場に来られ、麻績支所は充実をさせていただき、日向出張所は形態を変えて存続していただけるというような、そんなようなお話をお聞きしたわけでございます。お願いを申し上げた方向になったことに感謝を申し上げるわけでございます。

ただし、日向出張所につきましては形を変えるということでございまして、金融、共済の業務については麻績支所に統合ということでございますので、それ以外の形でしばらく存続していただけるのではないかな、そう考えているわけでございますが、ただし、名前を変え

る、地域の交流の場というようなことになっておりまして、村としても日向出張所については地域の人たちのよりどころとなる、そんな形でともに考えていきましょうと。ともに協力していきましょうと、そんな話を申し上げてございます。

今後、正式にJAさんの決定を待って、関係者を検討してまいりたいと、そう思っておるわけでございます。

次、2つ目のご質問でございますが、人・農地プランを推進していくに当たり、JAと行政との連携はということでございますが、人・農地プランについては、アンケート調査を始めるなどその作成に着手したわけでございます。高齢化により、担い手の問題や耕作放棄地の増加など、人と農地の問題で5年後、10年後の展望が描けない農家及び集落がふえている現状にあるわけでありまして、こうした中で、将来に向けて持続可能な農業を目指すために、農家の意識改革もあわせて人・農地プランを推進したいと考えておるわけでありまして、当然議員おっしゃるとおり、JAの地域農業ビジョンの目指す方向も同じであるわけでございますので、しっかりと連携をして進めてまいりたいと、こう考えておるわけでありまして。具体的には、25年具体的に始めます人・農地プランのまずプラン作成から入っていきたいと、こう思っておるわけでありまして。

次、2つ目のご質問でございますが、福祉企業センターの運営について、運営の実態と今後についてということでございます。

運営の実態については、後ほど住民課長から答えさせます。現在の運営状況は決して効率的とは申し上げられませんが、今後につきましては、ご利用される方が数は減ってもいらっしゃるわけでございますので、現状維持をしてまいらなきゃならないと、こう思っておるわけでありまして。職員も一生懸命やっただいておりますので、効率的な運営に努力してまいります。

ただ、施設が建築後30年以上経過して老朽化が進んでおることから、今後についてそろそろ検討をしなければならない時期に来ているのではないかなということは感じておるわけでございます。先ほど職員体制についてでございますが、ただいま所長が現在体調を崩して病院に入っておるわけでございますが、現在復職に向けて訓練に入っております。早期の回復を願っておるわけでございます。それまでにつきましては、現在住民課長が兼務で対応させていただいておるわけでございます。

以上、私から答えさせていただきました。

○議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） それでは、企業センターの運営の実態等につきまして補足説明させていただきます。

議員おっしゃられるとおり、条例に基づきまして所長1名、指導員3名ということでございます。この条例がつくられた時点におきましては、利用者定員ということで20名、利用者も実際18名ほどおったという状況の中でつくられた条例でございます。現在の利用者につきましては13名、実質2名の方が今お休みになっておりますので、11名の方が利用されておるといところでございます。

したがいまして、平成24年度体制といたしましては、所長1名、それから指導員2名で始まったわけでございますけれども、残念ながら所長が体調を崩して療養ということで、途中から指導員を1名お願いしまして、11月から3名体制ということで行っております。なお、事務等の関係につきましては私が代行ということでさせていただいております。

利用者の人数によりまして、県から来ます交付金等につきましては、決まってきております関係で、若干今回も12月の補正でも減額させていただいたとおり、11名分の事務費ということで県からの交付金で賄っているということでございます。

なお、受注事業につきましては、年々下がってきてはおったわけでございますが、平成24年度につきましてはおかげさまをもちまして景気の動向等で多少の前後はありますけれども、昨年度よりは受注の件数がふえて収入がふえているというような状況でございます。最終、平成24年度につきましては、300万を若干オーバーするくらいの収入になるのではないかというふうに、今予想を立てておりますが、今のところは順調ではございますが、また今後どうなるかということもございますが、今のところしっかりとその受注を確保できるような形で努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、再質問をさせていただきます。

J Aさんのことにつきましては、村長さんにお聞きしても無理な部分もあろうかと思えますけれども、前期・中期計画が本年度から27年度にわたっておりまして、第4次の長期構想としての最終が平成30年であると聞いています。

ここから想像できることが、あと5年くらいの間に、どういうふうに世の中の、買い物でもそうですしスタンドでもそうですが、移っていくかということが、なかなかめまぐるしく社会構造が変わっていきますので、想定できない部分も生じてくるような気がしますので、

例えばガソリンスタンドにつきましても、平成25年2月16日の信毎の紙面によりますと、県内のガソリンスタンド34施設、休廃止の意向という見出して出ておりまして、これが表面に出た数字だけでこれだけだそうです。改築されなければいけないのがあと106くらい残っているとたしか書かれていたような気がします。

そこで、麻績村も現在スタンド2事業所あるわけですけれども、消防法の改正に伴う老朽タンクの改修義務化で、農協さんあたりはやる気になれば資金的には問題ないわけですが、個人の場合はそれだけのお金を捻出してガソリンスタンドをやっていくかどうかどうするか、迷っている方が相当数事業者の中にいると思われれます。県もこの地下タンクの入れかえについてある程度支援をしていくというようなことをちょっと新聞で見たような気がしますけれども、麻績村としても先ほど申し上げたように、スタンド難民のような形になるような形態だけはぜひ避けていかなければならないと思います。

また、ラポール、ウィル、ここら辺の店舗もある程度売り上げが落ちてくれば、農協さんも恐らく、見捨てるという言い方は失礼ですけど、業務内容を変更するなり品数を減らすなりという対応をせざるを得なくなるような気がしますので、そこら辺のところも含めまして、麻績村として村長さんには強くJAハイランドさんのほうへ引き続き要望していただきたいと思います。1月18日の伊藤組合長さんとの懇談の後も、また引き続き年に何回とかということ、この事業計画が終了するまでの間、そういう懇談等のお話をしていってもらうように計画を立てていただけないかどうかお聞きしたいんですが。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 伊藤組合長さんにも、最初、昨年開催されました農政懇談会の席でも、それぞれ中山間地の自治体はいかに地域を元気にするか頑張っているんですよと。農協さんとともに同じ気持ちになってやってほしいと。今そうしないと、それぞれ中山間地はどんどん寂れていってしまうと。そういう中で、今まで行政と農協さんが手を握り合ってそれぞれ地域を元気にしてきた。今、農協さんにそういった方針にされてしまえば、この地域はどんどん過疎化に拍車がかかり、地域が衰退していってしまうと。そんなお話を申し上げて、ご理解をいただいたと思っております。

伊藤組合長さんも、願うことであれば地域が元気になってほしいということでありまして、それぞれいわゆる農業の関係でも、麻績地域においてはリンゴの新しい化の増産とか、いわゆるそういったことにも期待しておるわけでありまして、これからもともにより村づくりのためにやっていこうと、そんなこともおっしゃっていただいておりますので、これからも伊

藤組合長さんともいろいろと機会を捉えて話す中で、今小山議員が心配されているようなことがないように努めてまいりたいと、こう思っておりますので、議員からもご支援を賜りますようお願いしたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。農協の方がここにおられるわけではありませんので、これ以上長期計画の構想については話しても結論が出ないと思いますので。

あと、人・農地プランの件ですが、これは自分も農協の2月7日の麻績支所の地区懇談会へ地元の信用役員として参加させていただいたわけですが、その席上も、実際この人・農地プラン、また遊休荒廃農地がふえていること、また後継者がいない、これは全て自分たちが考えている話と共通しているような気がします。

それで、そんな中で、じゃ、何をしていくかということは農協さんも模索をしているようですが、その中の一つに関係機関、地域と連携した農地集積と遊休荒廃地対策ということで打ち出しておりますので、この部分も麻績村とぜひ行政で先に立ち上げて、それをJAさんのほうへ課題として投げかける、そんな形でも何でもよろしいですが、早い段階で両方で農業関係者を含めて会議を持っていただきたいと思いますが、そんなような計画は何かありましたらお願いします。

○議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうから若干、人・農地プランの関係でございますが、一応平成25年当初までに、人・農地プロジェクト会議というものを立ち上げていきたいと思っております。これは、人・農地プランの作成をしていくための計画策定にかかわる部分でございます。そんな中で地域懇談会を開催する中で、直接農家からの意見、情報収集を行う中で計画に反映をさせていくということでございます。

そんな関係の部分と関連して、連携する期間としてJAもでございます。それと、JAの中のJAの皆さん、また農業委員会の皆さん、いろいろな農業にかかわる部分でやっております地域農業の再生協議会というのがございます。こちらのほうはJAさんも会員として一緒に協議を進めているところでございます。ですので、こんなプロジェクト会議の結果等を皆さんにお諮りする中で、よりよい方向を進めていくということになります。

そんな中で、やはりJAとしては麻績村の農業には大変重要な位置を占めているというふ

うに考えておりますので、今後も引き続き連携をとる中で情報交換等をする中で、よりよい人・農地プランの立ち上げをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） そのことを形にしていくためにも、ある程度計画というようなものが必要になると思いますが、3カ月に一遍会議を持つとか、緊急に招集して会議をやるとか、要は三位一体になったような形の会議を計画的に持つというようなことは予定されているかどうか、お聞きしたいんですが。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） まず最初に、人・農地プランの関係で、農業のマスタープランを作成するというごさいます。そのマスタープランの原型をつくるためにも、最初に人・農地プロジェクト会議というもので調整しながらやっていきます。そんな中で、どういうふうにしていくかという方向性が決まっておりますので、議員のおっしゃられるとおり、今後はそういう方々を集めた中での会議も必要になってこようかと思っております。その辺につきましては、またプロジェクト会議の中で検討し、対応をとっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 今、課長さんに説明をいただきましたので、先ほども申し上げたように、JAさんがここにおられるわけではありませんので、これ以上の話は多分詰まらないと思っておりますので、このハイランドのことについては以上とします。

続いて、福祉企業センターの再質問をさせていただきたいと思いますが、先日自分も施設をちょっと見させていただきまして、指導員の方にもちょっとお話を聞いてきたわけですが、はっきり言って施設が、先ほど村長さんがおっしゃられたように古い感じがしまして、はっきり言ってきれいとは申せないような内装、外装だったような記憶があります。

それで、自分も運営委員としてあそこへ携わっておりながら、早い段階でもう少し運営委員の皆さんと一緒に施設見学をするなり、状況把握をもう少し正確にしておくべきだったと今反省をしているわけですが、その努力が足りなかったということは自分も責任を感じます。

それで、一つお聞きしたいのは、課長が今、所長兼務でやっておられるわけですが、事故等の対応が現場に所長が不在ということでは、どうしても心配になるということをご指導

員の方からちょっと苦情を言われましたので、臨時の指導員さんが担当している中で、急に病気になった、けがをした、火災が起きたというような場合に、指導者だけではすぐ対応できないと、そういうふうにご指摘を受けましたが、その辺は今後どういうふうやっていくか説明をいただきたいんですが。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員おっしゃるとおり、きちんとした責任者が現地にいないということとはよろしくないことであるわけです。所長につきましては、以前も体調が余り好ましくなくて、休むことがあったわけですが、どうしても体調を崩して長期に休暇をとりたいたいということが始まったのは、11月からでございます。年度の途中ということもありまして、課長が今兼務をさせておるわけですが、現在、所長復帰訓練に入っております。この状況を見て、復帰できるかどうかということでございますが、もしその復帰が難しいというような判断がつけば、新たなほかの職員を置かなきゃいけないのかなと、こう考えておるわけです。

限られた役場の職員の中でございますので、11月からすぐにとということができなかったということについてはおわび申し上げるわけですが、今、復帰に向けて訓練に入っておりますので、今のところ順調に回復しているのかなというふうには見受けられますが、今後を見ながら長期になるということであれば、新たな所長ということも考えさせていただきたいと、こう考えております。

もうしばらく様子を見るために兼務をさせておきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 課長さんに一つお聞きしたいんですが、ここに企業センターの平成22年から平成24年までの運営委員会の会議資料があるわけですが、平成22年、23年を基準にしてこれを見た場合に、昨年あたりになると社会福祉施設についてきちっとした説明文もない部分もあり、相対的に薄っぺらいという言い方はちょっとふさわしくないと思いますが、何か年々福祉企業センターの運営会議の次第、またその内容等についても徐々に必要なことだけを載せたような感じがしますが、その辺はどんな対応を。これからもこれと同じような資料でいくのか、もう少し前年度のような説明書のついた資料にしていくのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 私が住民課に参りまして4年ほど経過いたします。その間の運営委員会の資料につきましては、確かに議員おっしゃられるとおり、ほとんど変わらないということでございます。それ以前の資料等につきましては、福祉企業センターとはこういう状況で、こういう方が利用されている。こういう状況で必要だから、こういう施設があるんだよというような説明文といたしますか、その内容も資料として添付されていたというふうに記憶してございます。

したがって、そういうものにつきましても、今後は加えていきたいというふうに考えております。また、必要なことがございましたら、またご助言をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 自分が先ほど申し上げたように、委員として施設見学、また通所者の働く環境等も確認していなかった部分がありますので、自分にも責任はあると思いますので、これからまた課長また所長と打ち合わせをする中で、委員の皆さんにもぜひその施設を見ていただいて、何かこの委員会としてサポートできる部分があるか、これから模索していかなければならないと自分でも思っております。

それとあと、うまい表現ではないんですが、弱い立場の施設のような気がするんですよ。先ほど宮下聡議員がおっしゃったように、村長も高齢者や障害者に優しい麻績村へということを公言しているわけですから、この施設についてももう少し改良して、働きやすい、そんな場所にしていく、そんな計画がありましたらお聞きしたいんですが。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 今回ご提言といたしますか、この議会に出しております第6次の麻績村振興計画、そちらのほうの下部でございます。前期・後期の計画、それから実施計画の中で、企業センターにつきましてはの改築等の検討をしていくというふうに盛り込ませていただいております。

したがって、何年とはちょっとまだはっきりとは申し上げられませんが、今後環境等の整備につきましては検討していくということになっておりますので、またご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 村長さんに一つお聞きしたいんですが、この所長の件も含めまして、慢性的な役場職員の数が不足しているのではないかと自分では思うんですが、その辺はどういうふうに思ってもらっしゃるかお聞きしたいんですが。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 次の若林議員さんのご質問の中でも答えさせていただこうかと思っておりますが、今まで行政改革という中で、いわゆる行政の経費をそれぞれ縮めていこうという努力をしてきたわけでありまして、一番大きいのは総人件費という考え方の中で、人の数を抑えてくるということをやっております。

これからも必要な箇所はやらなきゃいけないわけではありますが、やはり今現在、非常に地方分権、これからも地方分権が進んでくるわけではございますが、私ども役場職員に求められる仕事というのは、非常にふえているというふうに思っております。そうした中で、今現在定員を割っているような状況でございますので、今後はもう少し人員を確保していかなきゃならないのかなと、そんなふうに考えております。そんなことから、計画的に今職員採用等もしながら対応していきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、これ以上、時間はあるわけですがけれども、JAさんの話と企業センターの話ですので、これ以上踏み込んでもすぐ結論が出るということがありませんので、私の質問は以上とします。

○議長（宮下光晴君） 5番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

◇ 若 林 今 朝 路 君

○議長（宮下光晴君） 続いて、3番、若林今朝路議員の一般質問を許可します。

3番、若林議員。

〔3番 若林今朝路君 登壇〕

○3番（若林今朝路君） ことしの冬は非常に寒さも厳しく、降雪量も多く、我が地域は村一番の降雪地帯でもあり、例年になく除雪また一部屋根の雪下ろし等、こういった光景を見ることができたわけでありまして。このところは暖かい日が続いて、おかげさまで田畑の雪も融

けつつあり、春を感じさせる陽気となったわけであります。

私の今回の質問は、このところ身近な課題として出ております公務員の給与削減、観光事業、また6番の宮下議員と重複するわけでありますが、村の要望事項、この3点についての質問をさせていただきます。

まず最初に、公務員の給与削減についてであります。

国は国家公務員の給与を削減して、東日本大震災の財源として捻出するため、平成24年、25年の2カ年の時限措置として、平均7.8%の引き下げをするというものです。政府は国家公務員の給与水準を100とした場合、地方公務員の水準を示すラスパイレス指数が国の試算で2012年度106.9になったことを踏まえ、地方公務員の給与水準が国より高くなる減額の方針が示されました。

昨年4月1日現在の国家公務員の平均月額と長野県77市町村の給与月額の差額について調べてみますと、国より6万円以上低い市町村が10町村、4万円から6万円低い市町村が17市町村、2万円から4万円低い市町村が27市町村、3,000円から2万円低い市町村が19市町村、国より高い給与水準にある市町村が4市町村と、このように4市町村を除いて全ての市町村は国より低い給与水準となっております。

しかし、今回の7.8%引き下げにより、中信地区市町村のラスパイレス指数は2村を除いて他の市町村より100%を超える結果となりました。地方自治体からは職員など削減を図り、行政改革を進めてきただけに、国側への不信を募らせる市町村が非常に多く、地方分権のあり方を改めて問う形となっております。

私の今回の質問は、使用者である村側の立場、また職員である労働者側の立場を抜きにして質問をさせていただきますので、まずもってご理解をいただきたいと思っております。

そこで、給与削減された原資を災害復興の財源に充てるということではありますが、改めてこの給与削減の趣旨と目的、その背景について、さらにこのことが市町村及び職員に与える影響、こういったものについて村長のほうからご答弁を求めるものであります。また、実施された場合、我が村に与える交付税の影響、これはいかほどか、これらもあわせてご答弁を求めるものであります。

次に、観光事業でございますが、平成の行政改革が今観光部門で進められております。昨年度、今まで財団法人聖高原開発公社が運営したシェーンガルテンおみ、レイクサイド館が民間企業に指定管理が移され、今年度、この3月30日をもって財団法人聖高原開発公社を解散し、新たに聖高原リゾート株式会社が発足することになり、大きな転換期を迎えています。

この結果、民間企業に移行された指定管理施設と、また財団法人から株式会社に移行された聖高原リゾート株式会社、さらに村が今まで行っておる別荘事業、観光事業、こういった大きく3つに業態が変更されるわけであります。

今までもそれぞれ横の連携をとりながら観光事業発展のために行ってきたわけであります。既に条例化されております観光事業全般にわたる研究、検討を進めるための麻績村観光事業検討委員会、さらに別荘業務全般にわたる検討を進めていく麻績村別荘地等研究委員会、さらに麻績村聖博物館検討委員会等があります。これは全て村長の諮問機関であり、これはこれとして重要な条例と考えております。

ただ、今までと違い、それぞれ業態変更された皆さんが、独立性を持って事業展開していただくだろうということも予想されます。そのためには、横の連携をより密にしていく必要があると考えております。そのためには、やはりこれらの連携をとるための組織づくり、こういったものが必要と考えます。また、これにかわるべき考えがありましたらお答えをいただければと、このように思います。

2点目につきましては、指定管理施設の経営状況と実態の把握についてご質問させていただきます。

企業参画による指定管理施設等につきましてはの経営状況について、深く追求または関与することはできませんが、施設の利用状況なりまた村民の声を聞き入れていただける、こういった情報提供ができないかどうか、これらのところもお聞きしたいわけであります。

さらに、別荘分譲について、残された村として観光事業を推進するわけでありますが、この分譲に当たっての業態変更された中での分譲、こういった形については非常にこれからこういう時代が時代でありますので、別荘分譲、こういったものについては非常に難しい要素もございますが、これを契機にひとつ地上権分譲、麻績方式、こういったものを新たな商品として、それぞれ売り込んでいく必要もあろうかと思っておりますし、一方では未利用別荘、こういったような空き別荘も点在しておるわけであります。こういったものを一つの商品化できないか、ここのところも今後の大きな課題だと思っておりますが、これらについてのお考えもお聞かせいただければと、こんなふうに思います。

3番目の、村への要望事項でございますが、6番、宮下議員の質問と全く同じでございます。このことについて、若干質問の中では再質問という形でとらさせていただきます。多少重複する点があろうかと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 3番、若林議員のご質問に答えさせていただきたいと思います。

まず、公務員の給与削減についてでございます。

国家公務員の給与は、平成24年度から2カ年間、平均7.8%引き下げており、地方公務員にも同程度の削減を求めています。そして、国家公務員並みに給与を削減することを前提に、平成25年度分の地方交付税を9,000億円減らすとしております。

今日、地方は行政ニーズが多種多様化、増大化する中で、総人件費の縮減に努力を重ねてまいったわけですが、こうしたことへの配慮もなく、また地方の財政自主権を侵すことにもなりかねないこのたびの地方公務員の給与の削減を要請するということには納得できないものがございます。

しかし、東日本の復興への協力という面からは、職員のご理解、ご協力をいただきながら給与を削減させていただく方向で検討せざるを得ないと考えておるわけであります。このたびの給与削減が、職員の士気の低下につながることを願うものであります。

交付税の影響でございますが、全国で9,000億円の削減となっておりますが、麻績村においてはこれはあくまでも概算でございますが、1,800万円ほどではないかなと想定をしておるわけでございます。ただし、この9,000億円の削減につきましては、その3分の1は地方へ新たな交付金として交付されるということにもなっておるわけございまして、そっくりただいま申し上げた額が響いてくることにもならないではないかなと、こう思っております。

麻績の職員の給与の実態、それから削減内容、交付税の影響額等については、総務課長から後ほど細かく答えさせていただきます。

2つ目のご質問でございます。

観光事業についてでございますが、議員おっしゃられるとおりでございます。麻績村の観光事業は、昭和30年代終わりから聖高原の別荘分譲事業を主に始まったわけございまして、麻績村の村づくりの柱として今日まで進められておるわけでございます。これからも都市との交流促進に、そしてまた元気な村づくりに観光事業の推進は重要と考えておるわけであります。

現在、村の観光にかかる主な組織でございますが、村の観光課、それから財団法人聖高原開発公社、そして株式会社聖高原管理センター、そして村観光主要施設の指定管理を受けておられる共立メンテナンスさんがございます。また、3月末で財団法人聖高原開発公社は解

散し、4月からは新たに聖高原リゾート株式会社が発足するわけであり、今後ますます多様化する観光ニーズに対応していくには、これら観光に携わる組織が連携をとり合うことは極めて重要であると考えておるわけであり、

新年度に入りましたら、より強固な連携が図られるよう検討してまいりたい、こう思っております。なお、議員おっしゃられたとおり、観光及び別荘分譲に関する検討委員会等については、現在村長の諮問に答えられる組織として、麻績村観光事業研究検討委員会、麻績村別荘地等研究検討委員会などがございます。その上に、新たな委員会を立ち上げるということは考えておらないわけですが、議員おっしゃられるとおり、大変重要でございますので、今後は先ほど申し上げました村の観光に係る主な組織の連携を図る話し合い、あるいは会議等は必要であると、こう考えておりますので、今後検討してまいりたいと、こう思っておるわけでございます。

次の、指定管理施設の管理運営の実態把握についてということですが、このことについてでございますが、指定管理により管理運営を委託してあります施設については、経営状況等をしっかりと報告していただくということを協定で定めております。いずれその時期が参りましたら、報告いただくことになっております。それらの状況について、報告事項、時期等について、観光課長から補足を申し上げます。

次に、未利用別荘の利活用の考え方ということですが、現在聖高原の別荘地には約480の別荘が建っております。そして、これらの別荘が年間それぞれお客様がどのような形でご利用いただいておりますかという内容については、把握はできておりません。これはそれぞれ個々の方がいつ利用されるかということについては把握できません。ただし、地上権が解除された、すなわち村に戻ってきた土地については把握しておるわけございまして、その土地にある別荘は現在13棟ございます。この13棟については、当然利用されていないという状況でございます。

この村の所有物件の中で、まだ利用できそうな別荘については販売が進むよう、そしてまた利活用ができるよう努めておるわけであり、なお、村所有になった別荘について、23年度以降7件の販売ができております。7件がお客様の手に渡って、活用されているという状況でございます。先ほど申し上げました、まだ物件が13棟あるわけですが、今後も利用していきたいと、こう考えております。販売するように努力していきたいと、こう考えています。

3番目のご質問でございますが、村への要請事項についてということですが、こ

それは6番、宮下議員さんへの答弁とも重複しようかと思いますが、ご了解をいただきたいと思います。

各地区からのご要望は、たくさんの件数となっております。多額の予算が必要な事業は、各種の制度を活用するように努めておるわけでございます。それぞれ現地を確認していただき、受益者が多く緊急性の高い箇所から優先して進めてさせていただいておるということでございます。限られた予算の中で、全てのご要望にお答えできないという状況でございますが、今後できる限り努力をしまいたい、こう考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、必要がございましたら、詳細については振興課長から答えさせていただきます。

以上、私のほうから答弁をさせていただきました。

○議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清君） それでは、私のほうから公務員の給与削減について答弁させていただきます。

まず、1点目でございますが、給与削減の趣旨と目的、その背景はについてでございます。本年1月24日、閣議決定を受け、国から地方への要請によるものでございます。内容は、1つ目といたしまして、日本の再生のために、防災・減災事業に積極的に取り組むこと。一層の地域経済の活性化といった課題に、迅速かつ的確に対応する。2番目として、今後消費税増税について国民の理解を得て進めるためにも、公務員が先頭に立って取り組みを進めていく姿勢を示すことが重要ということで、総務大臣からの親書も各自治体に送付されてきておるところでございます。

国家公務員においては、昨年4月から平成26年3月までの2年間の時限措置として、東日本大震災の復興財源に向け、平均7.8%の給与の削減を行ってまいりました。そのような状況下、各地方公共団体においても、これまでも自主的に給与削減措置や定員削減などの行政改革の取り組みが進められてきたところでございますけれども、東日本大震災を契機として、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが近々の課題となっております。

このような状況下において、地方公務員においても国家公務員同様の対応が求められているわけでございまして、全国町村会は、当初受け入れがたいとの姿勢でございましたが、現在のところ結論は出ておらないという状況でございます。現在までの状況は、本年7月から来年3月までの9カ月間の時限措置であるわけでございます。

次に、市町村及び職員に与える影響はについてでございますが、実施となれば影響はいたすわけございまして、基準となる指標は、国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の給与水準を示すラスパイレス指数がございまして、それをもとに対応することになるわけございまして、麻績村は近年90%から92%で推移しておりましたけれども、平成23年度においては中途採用された複数の職員が退職されたというような要因がございまして、95%という状況になったわけでございます。

数字上では過去と比較すればほぼ適正な基準値まで是正されてきた状況と認識しておるところでございますが、削減率につきましては、今後の方針により計算されてまいるわけでございます。平均7.8%の削減であり、給料の階級によつての削減率も変わると予想されておりますが、現在までのところ、はっきりしたことは見えてきていません。

次に、交付税に与える影響はについてでございますが、今回の影響は平成25年7月給与削減を前提とした場合には、先ほど村長の答弁のとおりでございますが、給与削減額は全国で0.9兆円との見込みでございます。交付税での麻績村削減分は概算でございますけれども、1,800万円と見込んでいるわけでございます。また、国の意向では交付税交付団体並びにこの7.8%削減しても国家公務員の現在の基準を下回る団体にも協力要請をしていると、そんな状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） それでは、続いて観光事業についてお答えをしたいかなというふうに思います。

まず、検討委員会等の設置をというご質問でございます。村長の答弁のほうにもありましたが、検討委員会につきましては村長の諮問に応じて検討するというような状況となっております。そのため、若林議員さんのおっしゃいます連携ということになりますと、実質麻績村の観光協会が一番検討の中で必要とされる協議会かなというふうに考えます。

ですので、4月からは株式会社管理センター、また株式会社共立メンテナンス、また新たに活動を始めてまいります聖高原リゾート株式会社、この3社に改めて観光協会のほうに加わっていただいて、この中で連携を図っていききたいかなというふうに現在考えて、進めております。

それから、指定管理施設の経営状況の実態はというご質問でございます。

売り上げ等の月報程度の数字については、もう既に把握しているところではありますけれ

ども、実際のところ年度が終了しまして、提出していただきます書類につきましては、村長の答弁のとおり、年度から終了して60日以内に報告するという事で協定のほうで結んでおりますので、その結果を見て公表をしていきたいかなというふうに考えます。

ただ、月報だけを見る中では、提案をしてきたときの計画という数字の売り上げ等を見ますと、やはり厳しい状況にあるのではないのかなというふうに見ているところであります。ただ、経費の削減等のこともございます。ですので、一概にその数字だけでどうのこうのということは結果は出ないかなというふうに考えます。

また、未利用別荘の利用活用ということでございます。平成22年度から現在7棟が売れたという言い方がいいのかどうか、これは別ですが、私どもは別荘の建て売りをやっているわけではございませんので、たまたまその区画に別荘が建っていたというものであります。その中で、今非常にリフォームというようなことが盛んに言われておりますので、たまたまそこに建っていた別荘と一緒に売れていったというような考え方がいいかなというふうに見ております。

また、村で戻ってきました別荘について、コテージとかいろいろなそんな活用する方法もあるかなというふうに考えます。ただ、森林の中で建っている別荘ですので、平地で建っている建物とは非常に保存状況ですか、悪い状態になっております。ですので、いずれにせよ、建物自体はすぐ使うというわけにはいきません。何らかの投資をしないといけない状況は変わりはありません。ですので、その辺の投資が必要かどうかをまた見きわめる中で検討をしていく、そんな予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 若林議員。

○3番（若林今朝路君） 給与削減等々についてからの再質問をさせていただきます。

ちょっと細かい点になろうかと思うんですが、こうした形で国・県・市町村、こんな形での給与削減、こういった方向でございますけれども、仮に地方交付税を受けておらない東京都だとか本県でいう軽井沢、こういったところは地方交付税を受けておらない。こういったところへもこの東日本大震災、減災・防災、こういったためにという形で強要されておるのかどうか。

また、細かい点でありますけれども、もし時限措置で24、25でありますけれども、仮にこのときに定年退職なり、また都合で退職されたというような場合の給与、手当、こういったものの算定等々についても大きく変わってこようかと思いますが、この2点、かいつまんでひと

つお答えいただければと、こんなふうに思います。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 不交付団体についての方向ですが、国からは先ほど申したように、総務大臣の親書として各自治体に要請はされております。したがって、やるやらないという判断はまだ今現在では情報も得ておりませんが、そういうことでの取り組みの要請は受けております。

また、今、退職だとかそういうところに影響はないのかということですが、現在考えておるといいますか、認識しておるのは、これは時限的な措置でございますが、したがって、そういうところには影響がないだろうということしかお答えができないわけでございますけれども、そんな状況であります。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 若林議員。

○3番（若林今朝路君） この問題等々については、デフレ脱却という形で国を挙げて取り組んでおることと、このことは逆行した形であります。ローソンなりセブンアンドアイ、日産等々、それぞれ賃上げをしていくと。一方、公務員の給与は削減されるということになれば、やはり購買意欲、こういったようなものにも低下する要素もございます。

それよりも、一番は職員自身の士気、こういったものが低下しなければいいなど、このように思うものであります。今後、このラスパイレス指数、こういったものを基準としての一応何らかの形で削減はされていこうと思いますが、これらを考慮してひとつ取り組んでいただければと、このように思います。

次に、観光事業でございますが、一ついろいろ今組織等々の関係もご答弁いただいて、観光協会母体としての取り組みという形のご答弁をいただきました。より横の連携を密にとつていただくということをお願いするわけであります。

それと、もう1点、一応各施設とも業者に指定管理されたもの、また一方では株式会社化ということで、これは村が大株主、こういった形の中で、一応管理センターを除いては100%の村の出資であります。そんな形で、非常にこれからも村との連携は非常に大事になってくるわけであります。そんな形で、それぞれ役員等々も決まっておるわけありますけれども、こういった施設へやはり長年勤めていただいた役場の定年退職する皆さん方、非常に経験豊かな皆さん方がおるわけありますので、こういった皆さん方が中へ入って行政と会社、こういったもののかけ橋をしていただく、こんなことがぜひ私は必要かなというよう

なことで、定年退職者の今後の登用、こういったものは私、非常にこれから大事になってくるかと思うんですが、その辺、村長のお考えをお聞かせいただければと、このように思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ただいま役場職員の定年後のことについてのご質問でございますが、これは観光事業に限らず、今定年の延長というようなことが出てきております。そういった中では、いろいろなことをこれから考えなきゃいけないときに来ているのかなと、そうは思っております。

ただ、具体的にこの新たな村でつくる観光関係の事業のほうにそういった職員をとということとは、まだ具体的には検討しておりません。ただいまのご提案を今後参考にさせていただきたいと、こう思っております。

以上であります。

○議長（宮下光晴君） 若林議員。

○3番（若林今朝路君） ぜひここのところ、今観光部門ばかりでないということでございまして、確かにそのとおりでございます。先ほど小山議員からも質問ありました企業センター、こういった形の役職等々についてもこれに該当してこようかと思えます。そんなことでご検討いただける機会をひとつ設けていただきたい。

それから、村への要請事項であります。これも宮下議員と内容は同じで、若干重複するかもしれませんが、一応細かい質問になって恐縮かと思えますけれども、やはりこの要請方法なり要請を受ける方法、ここの検討をぜひお願いしたいと。私も地域へ帰りますと、地区の要請をしてと、協力してくれと。またほかの地域へ行きますと、俺も陳情してやるで協力してくれねえかという、こういった地元へ帰りますと出てまいります。

一応地区によっては要請書を細かくファイルにつづって、その都度引き継ぎをしてやっている地域もあれば、全く区長の書類だけで引き継ぎもないというところもあるわけでありまして。ですから、恐らく要請の内容等々についても、わからないので何回も何回もやっても、工事やってくれないということで、重複した要請がかなり行っておるだろうと。ですから、この年々280件の要請書の中にも、そういったものもかなりあると。

ですから、要請する側の方法もいけないし、それを受ける役場の体制も、私は余りよくないなど、このように思いますので、ここの、受けた時点で何か書類ですね、一定の書類か何かあって、そこへ要請された事項の顛末をひとつつけていただいて、要請きょうこういうこ

とあったと、これについては重要性があると、これについては重要性がちょっと待てと、この事業はこの事業でやるから少し待ってくれというようなランクづけを顛末して、それを区長へ返してやるということで、これは大事な書類だからずっととって引き継いでくれというような形をぜひとっていただければと。非常に要請する側の責任もありますし、またそれを整理する村側としても、台帳整理、こういったものについて、特に綿密にとっていただけることが大事ではなからうかなと、このように思いますが、その辺どうでしょうか。課長でいいです。

○議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 議員さんのおっしゃられる意味、大変よくわかります。私どものほうでも要請書をいただく部分で、今、過去からの部分がつづってあるつづりは、大体ファイルでも10センチ幅のやつでも4冊程度になっております。一応コンピューターの中で記入する中で処理はしているわけですが、半分くらいは総会の前にお越しいただく中で、ことしの部分はどのくらいということで確認をとっていく区もございませう。そこら辺も含める中で、そういうご提案いただいた中で、どこまでできるかちょっと検討させていただく中でやっていきたいなというふうに思います。

また、要請方法につきましては、やはりその地区で総会の前にもとめた中で持ってくる方等おります。できるだけ一緒の月くらいのところで来れば、村のほうもまとめやすいのかなという気はいたします。そこら辺も含めてちょっと検討もさせていただきたいなと思います。おっしゃられるとおり、なかなか、区のほうでもこれとこれを上げたけど、これどうなったやということで確認に来る手間もございませう。そこら辺も含めてちょっと検討させていただければありがたいかなと、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮下光晴君） 若林議員。

○3番（若林今朝路君） ぜひその点、ひとつお互い要請されたことが実現できる、こういった形の中でよく村がやってもらったというようなことになるわけでありませう。このごろ、本当にことしに入ってからでありますけれども、これも若干書類の手續ミスになろうかと思うんですが、うちのほうでもこういうことが起こったわけですね。ことし水路の改修工事の計画書を区長へ頼んで、一応改修箇所を提出しると、こんなことで、私ども1月にそんな作業をしたわけでありませう。それを村へ提出したと。

特にそういった中で、今までも水路関係の要請も幾つかあったわけでありませうが、その都度その改修工事については今年度から始まるその国の事業、県の事業で実施するから待って

くれという形で一応答弁いただいて待ってきたわけでありますが、1カ所2月へ入ったら、一応用水の工事が始まったと。これも要請事項に入っておらない地域の工事が始まったということでございまして、区長のところへ工事始めるからということで挨拶に来たと。

区長も聞いてねえしとって私のところへ飛んできたんですが、私も聞いておらないということで、要請がないところを専決に工事に入ったり、要請事項をやったところが後回しになったりというようなトラブルも今年出ておりますので、一応そこらのところを食い違いということもあるでしょうし、一体、要請を区長からしていないところを村独自でやったという、こんな形しかとれないわけであります。

やはりそういった工事というのは、ああ、村にやってもらってありがたかったと。また、その水系者の了解も全く受けずにやっておろうとかと思うんですが、水系者の皆さんも、ああ、やってもらってよかったなという印象は受けないと思うんです。やはり水系者なり地権者が、やってもらってよかったというような形の事業を進めていかなければ、意味がないかと思しますので、その辺、特に気を配っていただきたい、このように思うわけであります。

時間も昼を若干超えてしまいましたが、私のほうの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 最後のご質問の中で、地区の強い要望のない箇所もできるというようなことのお話でございますが、今回の事例とはちょっと異なりますけれども、それぞれ地域では余り気にはなっていないけれども、地域全体としては非常に重要な事業というようなものがございます。

例えば砂防のダムとか、こういったものについては地域の皆さんが考えている以上に、全体で考えると危険だというようなことでは、県のほうにご要望を申し上げて、採択が決まってから地域のほうに話していくと、こんなようなこともございます。ですから、地域の要望に沿わないような事業も全体として入れていかなきゃいけないということもございますので、その点ではご理解をいただきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 3番、若林今朝路議員の一般質問が終了しました。

ここで昼食のため休憩をとります。再開については午後1時から行いたいと思います。

それでは、ただいまから休憩に入ります。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（宮下光晴君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 尾 岸 健 史 君

○議長（宮下光晴君） 7番、尾岸健史議員の一般質問を許可します。

7番、尾岸議員。

〔7番 尾岸健史君 登壇〕

○7番（尾岸健史君） 7番、尾岸健史です。

それでは、さきに通告した事項の防災対策について質問します。

まず、要旨1の地域防災計画の見直しについて。

東日本大震災から2年、この教訓と最近の災害を踏まえて、内閣府中央防災会議では、防災基本計画修正を決定し、平成24年9月6日に施行しております。各地の地方自治体でも地域防災計画の見直しがされております。

麻績村では、平成24年度予算において、防災会議委員報酬5名分3万5,000円、需用費で防災計画追録代ほか74万6,000円が予算化されております。これは、地域防災計画の見直しに係る予算だと思いますが、現在までの見直しと進捗状況はどうなっているのか、次の点についてお聞きします。

まず、見直しに向けた今後の作業手順と具体的なスケジュールですが、現在の状況から判断すると、25年度に延ばして見直しをするようですが、その手順と具体的なスケジュールは。また、平成21年3月の全面的見直しにおいて、麻績村防災会議を開催して検討した経過があるが、今回はいつごろ開催し検討するのか。

次に、見直しの基本方針と総合防災訓練の実施について。まだ具体的な内部検討に至っていないと思われるが、今回の見直しはどの点に重点を置いて見直すのか、基本方針をお聞きしたい。また、現行の防災計画では5月下旬から6月上旬において総合防災訓練を実施するとあるが、いまだに実施されていないが、どのように考えているか。東日本大震災の教訓に

よれば、関係機関と連携した実践的な防災訓練が重要であり、緊急を要するものとするが、いかがでしょうか。

次に、避難場所の設定と仮設計画についてですが、平成25年度予算によると、防災マップを作成し、各家庭に配布する計画のようであるが、現行の麻績村防災マップによれば、避難所の多くは危険区域になっており、安全とは言いがたい。見直し、あるいは新たな整備が必要ではないか。また、仮設計画ではライフラインの確保、仮設住宅や仮設トイレの設置、この点についてはどのようにお考えか。

次に、行政が機能麻痺にならない対策はどのようにお考えか。

東日本大震災から、いかなる状況においても行政機能が麻痺してはならないことを教えられたわけであるが、行政の拠点確保や情報資料等の保管庫の整備などの対策はどのように考えているか。

次に、防災倉庫の整備と食料品の備蓄、調達方針について。

従来の計画では、非常用食料の備蓄の目安が示されているが、保管場所、管理の状況、備蓄量の実態は。また、コンビニや食品メーカーなど流通業者との支援協定はどうなっているのか。今後の防災倉庫等の整備や備蓄食料を充実する考えは。

次に、見直し計画の住民や関係団体への周知について。

25年度防災マップを作成し、全戸に配付を計画しているようだが、防災計画に関連して作成するものがそのほかにあるのか。例えば職員対応マニュアル、全戸配布の概要版等はどうでしょうか。

次に、災害対策の細分化により、それぞれについて具体的な対策を考えられないか。

例えば、風水害、震災、火災、交通関係、事故災害、放射性物質、危険物事故などをそれぞれに分けて明記し、より具体的な対策を立てることにより、より実効性のあるものができるのでは。

次に、要旨2の火災対策についてお聞きしたい。

高齢者や障害者などの災害弱者と言われる、住宅に住宅用スプリンクラーの設置支援ができないか。

消防庁発表によると、平成24年1月から9月の住宅火災による死者は742人で、このうち65歳以上の高齢者は491人で、66.2%になっている。麻績村は高齢化率が40%を超え、また、ひとり暮らしの世帯は174人で、65歳以上の世帯は174世帯で351人である。高齢者や障害者などの災害弱者を火災の犠牲者としないためには、現行の火災報知器では不十分である。高

齢者や障害者は迅速な対応はできないので、何らかの支援が必要と考え、住宅用のスプリンクラーの設置への支援を求めるものである。

次に、要旨3の大気汚染対策について。

微小粒子状物質PM2.5の情報の周知を。

環境省は先月、大気汚染の微小粒子状物質PM2.5について、健康の保護を図るための環境基準として、1日平均で1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予測される場合、外出自粛などの注意喚起をすとの暫定指針を示した。

これを受け、熊本県は3月5日に基準値を超えたため、ホームページなどで外出を控えるように注意喚起した。西日本を初め関東においても高い濃度が観測されている。現在、環境省のホームページによると、長野県内では12地点の測定局でデータが示されており、情報を得ることができる。麻績村としても、警戒を呼びかけるなど、徹底した住民への周知が必要ではないか、どのようにお考えかお聞きしたい。

以上、説明を求めます。再質問は自席にて行います。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 7番、尾岸議員さんのご質問に答えさせていただきます。

最初に防災対策についてでございますが、地域防災計画の見直しについてということから答えさせていただきます。

現行の麻績村地域防災計画は平成21年3月に全面改正がされ、今日に至っております。近年各地で発生しておりますゲリラ豪雨や、それから、平成23年3月に発生した東日本大震災等の教訓から、防災計画のさらなる充実が求められており、国・県等の計画と整合させながら現在その見直し作業を進めておるわけでございます。

この計画の策定スケジュール並びに計画の策定等については、総務課長から答えさせます。

次に、2つ目のご質問でございます。

火災対策についてございまして、この中で高齢者や障害者世帯にスプリンクラー、いわゆるホームスプリンクラー、この設置補助金の交付をとのご提案でございますが、高齢者や障害者の世帯で、こうした高額な投資をさせていただけるかどうかということがまず疑問であるわけでございます。

そして、スプリンクラーのあるメーカーの話によりますと、3LDK新築時、あくまでも

新築時です、新築時の機械器具のみの費用は約30万円程度とのことですが、給水管の配管及び設置工事費等まで含めると、その数倍は必要であろうとの話でございます。

また、ホームスプリンクラーは消防法に規定されておる消火設備とは異なり、散水により火災の進展を遅らせる設備だということで、しかも各家庭の水道管と直結することから、水道管の異常や水圧低下などにより、正常な作動をしないことがあるとも聞いております。ホームスプリンクラーを設置したから安心だとされては困るわけでございます、特に高齢者や障害者世帯では火災予防の意識をしっかりと持っていただくことが大切ではないかなと、こう思っておるわけでありませう。

防災設備を取り扱う業者のお話でも、個人住宅におけるホームスプリンクラーの設置例は極めて少ないとのことでございます。現在、ホームスプリンクラーの設置のご要望は、住民からはお聞きしておりませうし、高齢者・障害者対策としてほかに優先すべき事業が控えておりますので、ご提案の制度創設には難しいのではないかと考えております。今後、こうしたご要望が多くなりましたら研究をさせていただきたいと、こう考えております。

なお、避難のために必要であろうバリアフリー化でありますとか、あるいは耐震化等については、これは積極的に進めておるわけでございます、これらにつきましては住民課長からあわせて補足をさせませう。

次に、大気汚染対策についてでございます。

現在、中国では大気汚染が深刻な状況となっており、北京市や河南省では24時間当たりの汚染物質濃度がW T Oの定めた環境基準の10倍から20倍にまで及んでいるとの報道がされております。この汚染物質の中で、粒子径が2.5マイクロメートル以下のPM2.5と呼ばれる超微小粒子状物質は、呼吸を通して吸い込まれたときに、鼻、のど、気管、肺など呼吸器に沈着しやすく、健康への影響を引き起こすとされてしまふ。

そして、この汚染物質は偏西風に乗って日本にも飛来しておるわけでありませう。長野県内では12カ所の観測所で測定がされ、その数値は常に公表されておりますが、現在まで基準値を超えておらないとのことでありませう。県では、万が一基準値を超えた場合には、県民の方へ注意を喚起するよう広報等を行っていくとしております。村でも県とともに住民への注意を喚起し、対策等についても周知をしまいたい、こう思っておるわけでございます。

以上、私から答えさせていただきました。

○議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、地域防災計画の見直しについてでございます。麻績村の地域防災計画は、平成10年3月に作成し、その後平成21年3月に全面改正をし、現在のものとなっております。平成23年3月の東日本大震災の発生により、以前にも増して安全・安心の暮らしが求められております。本年度見直しを行う予定で報酬委員と追録代費用を予算計上をさせていただきましたが、東日本大震災以降国の防災計画・基本計画が原子力防災対策部分も含め、見直しを現在進めており、今後の改定にあわせて県の地域防災計画の見直しもしている状況でございます。村としては一連の見直しを踏まえながら、既存計画の修正を行うこととし、3月の補正予算で不用額を減額させていただき、来年度の見直しに向けて準備を行っております。

次に、見直しに向けた今後の作業手順と具体的なスケジュールはということでございますが、地域防災計画は、5編の多岐にわたって構成されております。現在においては、各課担当者のところで見直しをしているところでございまして、今後においては国・県の見直しの内容、修正が必要になることが予想されますので、基本的な考え方として、村の計画をデータ化し、管理していく方向とさせていただきました。

作業スケジュールにつきましては、平成25年内には素案をまとめ、防災会議にお諮りをするとともに、県の計画の内容について相談をした上で、来年度末には住民へ周知、防災マップ等の配布ができるようにと現在は考えているところでございます。

見直しの基本方針と総合防災訓練の実施についてお答えをさせていただきますが、東日本大震災以降、住民の防災に対する意識が高まり、安全・安心を求めておられます。また、局地的に降るゲリラ豪雨等自然災害等も全国各地で近年多発している状況でございます。現在の地域防災計画は東日本大震災以前に修正されているものでございまして、今後の見直しにより、より実態に近いものになるようにと考えておるわけでございます。

また、計画の中には防災訓練の時期は議員ご指摘のように、5月下旬から6月上旬に設定し、実施するとありますけれども、現在までは実施しておりません。今後におきましては、開催時期も踏まえて検討してまいりたいというふうに思っております。

現在、大規模な訓練はしておりませんが、9月1日の防災の日に合わせ、小学校、保育園、企業センター、役場等の関係者約300人を超える参加者のもと、避難訓練等を実施している状況でございます。また、非常時の災害対応といたしましては、職員の行動、特に初動対応が重要と考えておられて、抜き打ちの非常参集訓練も実施してきておりますし、いざというときの職員の行動も大きいと考えているところでございます。そのほかにも、

文化財防火デーとして村内の貴重な文化財の防災対策として、特に地元の皆さんのご協力をいただき、対応をしているところでございます。

大規模な総合訓練の必要性は感じておりますけれども、現在、各地域で自主防災組織を立ち上げていただいております、まずは自分の地域での災害想定による訓練が大事ではないかなというふうに感じておるところでございます。もう少し時間をかけて地域訓練をお願いをし、その後、総合訓練をというふうにも考えているところでございます。

次に、避難場所の設定と仮設計画はに對しましてですが、災害の種類によって異なっておりますけれども、一番身近な地区の公民館がまず避難場所になると考えております。大規模災害になりますと、計画に掲載の体育館あるいは運動場、教育施設等も考えておりますけれども、土砂災害の区域にある施設もありますし、災害時要援護者が避難生活を送りやすい福祉施設の設定もあわせて、地域防災計画の中で見直しをしていきたいというふうに考えておるわけでございます。一例を申しますと、地域交流センター、あるいはデイサービスセンターみづきなどでございます。

一番いざというときの対応に困るのは、トイレだそうございまして、今年度においてもその対応を考えているところでございます。高齢者避難マニュアルの作成の件につきましては、住民課のほうから答弁をすることになっております。

次に、ライフラインの確保対策はということでございまして、一番は電気だと思います。中部電力は協定はしておりませんが、供給事業者として最大限の対応をしていただけるとのことでございまして、また、昨年7月には一般財団法人中部電気保安協会とも災害時における電気の保安に関する協定書の締結をさせていただいたところでございます。発電機等の補充にも努めているところでございます。

また、飲料水につきましては、状況に応じて何とも申し上げられませんが、電気の遮断だけなら発電機によります上水場の対応も可能ということから、タンクによる給水も可能ではないかというふうにも考えているところでございます。現時点におきましては、できるだけの対応をしていくということでございます。

次に、行政が機能麻痺にならない対策はということでございまして、現在役場庁舎を拠点としておりまして、庁舎は耐震構造でございまして、スペースもあるという判断をしているところでございます。事務遂行上で、現在はコンピューターなど情報化が進んでおるわけでございまして、その情報管理についても役場のみではなく、複数箇所での管理で対応しております。住民基本台帳あるいは戸籍、土地等の財産管理等セキュリティー管理にも意を用い

て今後においても最善な管理方法を努力をしていく所存でございます。

次に、防災倉庫の整備と食料品の整備、調達方法はに対しましてですが、現在本町地区にあります、水防倉庫、また日向、菅ノ沢地区にあります消防倉庫、また役場隣接の消防棟を利用しております。食糧費の備品は、消費期限等もあるものについては、しっかり管理のできる役場で行っておりますが、備蓄品については防災計画で定められた数値を目途に対応しております。

小さい村での単独での協定は、品数、流通の確保等難しい状況等もございまして、現在では麻績村が大規模災害に見舞われた場合におきましては、長野県市町村災害相互応援協定により、支援や県の備蓄品の提供により、対応可能と考えております。現在、コンビニ等での協定はしておらないという状況でございます。

次に、見直し計画の住民や関係団体への周知はについてでございますけれども、防災計画が承認された後に、新年度において防災マップの作成を予定をしております。現在、職員の対応マニュアルまでの作成費用は計上してございませんけれども、必要に応じ対応していきたいというふうに思っております。

次に、災害対策の細分化により、それぞれについて具体的な対策をとということに対しましては、作成に当たっては長野県を初め関係団体の調整を図って現在の地域防災計画ができ上がっておるわけございまして、先進地等のものを参考にさせていただきながら、現在のものを基本ベースとして今現在は考えているところでございます。

そして、村内に今、各区長さん等を通じまして、防災組織を立ち上げていただくべき努力を行政また消防署とも連携をとりながら実施しております。現在25区のうち18の地区で組織化をいただいたという状況でございます。今後においてもさらなる支援をしたり、あるいは設置をしていただくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） それでは、まず、防災対策の中での福祉関係につきまして若干ご説明させていただきたいと思えます。

現在、総務課長が言いましたとおり、地域防災計画の中には塩尻市等が設置しております福祉避難所等の文言、それから場所等についての規定はされておられません。したがって、今後担当の総務課等と協議しながら、地域防災計画の中に盛り込んでいきたいと思っております。

それから、まずその計画はもちろんでございますけれども、障害者、要援護者等の避難所ということよりは、まず最初に要援護者についての把握をしていかなければならないということから、今後登録制度等を活用した中で、人員を把握していきたいというふうに考えております。

それから、次に、火災対策でございますが、こちらにつきましては、私ども福祉サイドでは、高齢者に優しい住宅改修事業、それから障害者に優しい住宅改修事業等がございますが、これにつきましては、階段の段差解消や廊下や階段、それから浴室の手すり等の設置等が対象となっております。現在、そのスプリンクラー等の火災対策における設置につきましては、この事業としては採用しておらないというような状況でございます。

それから、最後の大気汚染対策につきましてでございますけれども、最新の状況から言いますと、実は先日このPM2.5の数値が若干、1時間当たりでございますけれども、超えたという数値が長野県のホームページに載っておりました。ただ、1日平均でいきますと、35マイクログラム以下ということになっておりまして、平均値につきましては依然としてまだ低い状況であるということでもあります。

県につきましては、このホームページに随時公開することともに、その数値が超えた場合は、注意喚起が必要な1日の平均値というふうになった場合につきましては、県民向けに外出自粛などの広報がされるということでございます。これにつきましては、担当者にメールまたはファックス、それからインターネットだけではなくて、個人宛ての携帯へのメール等で喚起をするということだそうです。

それを受けて、市町村につきましては、広報を使いまして、外出の自粛等呼びかけていくというようなことでございます。今後、村としましてもその連絡があり次第、住民の方々への連絡、小・中学校が保育園への連絡を迅速に行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 今お答えいただいたんですが、ちょっと私、残念に思うのが、質問要旨でいきますと、地域防災計画の見直しについてということをお私、ご質問しているわけですし、現在どうなっているかとか、それをポイントを置いてやるのではなくて、お答えいただきかったなと思ったのです。

まず、見直しに向けた今後の作業手順と具体的なスケジュールのところ、県の動向を見

ながらと、いずれの項目でも県の動向を見ながら、これが余りにも多過ぎると思うんですよ。村としてどういう危機感を持って、どういう手順で内部検討を進めていくか。修正だといったって、県が示した後修正しただけでは、村の自主性なんていうものは全くないわけですよ。だから、その辺について県の動向ではなくて、村はどういう重点を置いて修正していったと。その辺の回答をいただきたいと思いますが、その辺ちょっと、もう一度お願いします。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 今現在におきましては、もとになる地域防災計画がございまして、それが震災以降大分見直しが必要という状況が出てきておりまして、それについては各それぞれの担当のところで見直しをさせていただいております。

そして、これにつきましては、国・県との整合性をとって作成をしていきたいという部分がございます。そういう状況の中で踏まえて、見直しをかけていくということでございまして、そんなふうを考えているところでございます。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） この具体的なスケジュールというところで、25年度に県とか国の動向を踏まえながら素案をまとめて、防災マップとかそういう住民への周知については今年度末に行いたいと、さっきそういう回答ございましたけれども、今年度からやっているわけですよ。だから、24年からずっとやってきて、どこまで突っ込んだ内部検討をされているのか、その辺がまだ明確に示されていないんですよ、今の回答でも。だから、その辺をもう一度かいつまんで、簡単でいいですから、ご説明いただきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 今現在におきましては、くどいようですが、各担当のところでの防災計画の中身を見て、それで検討をして改善点を上げてくると。今の状況ですと、追録方式に現在なっております、これが業者のほうで委託をして作成をしたものなんです。これにつきましては、今後、変更が余儀なくされることが多分数多く出てくるだろうということで、方向性としては、今データを村独自でつかみ、村独自で変えていくという方向性を今出して、それで見直しをし、その対応をしていきたいということで、現在まで例えばどういうところがどういうふうに変えていくというような方向性は、今現在までのところはまわっておりません。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 具体的なスケジュールもまだ明確になっていないようですので、その辺、今じゃなくてもいいですから、必ず提示していただきたいと思います。これは村の住民の安全・安心の暮らしを求めている、行政にその力が物すごく必要だと思うわけです。行政の力にかかっているわけですね。責任が重いと思うんですよ。だから、その辺をぜひ示していただきたいと。

それから、2番目の基本方針と総合防災訓練の実施ということで、特にこの防災訓練の関係では、現行の防災計画では、5月下旬から6月上旬において総合防災訓練を実施すると、こうあるわけですね。今までこの総合防災訓練というのはされたことがないと私は記憶しているんですよ。先ほどのお答えによれば、小学校それからサンライフ、そういう社会的公共施設で小規模災害みたいなそういう訓練はしているけれども、私、ここの防災訓練の重要性というのは大規模災害というのが一番の柱になってくる。

それで、先ほど細分化して、それで具体的な実行される対策をとったのは、その後に来る話なんですよ。だから、これは自主防災組織との連携とは皆さんおっしゃっていますけれども、それも想定した関係機関との総合防災訓練、これは是が非でもやらないと、村民もみんな不安に思うと思いますよ。

だから、その辺についてもう一度、どんな腹づもりでいるかお聞かせください。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 的確なお答えではなかったかもしれませんが、現在この5月から6月の中旬にかけて実施するというので、防災計画の中には計画として上がっているわけですが、現在までにおいては、総合防災訓練としてはやっておらないという状況でございます。

ただ、近隣の状況の中では、避難訓練だとかそういう訓練をやったり、自主防災組織の中でも実施をしているという状況で、今後についてはやらなきゃならないというふうに思っておるところでございます。決して、やらないとかということではなくて、ただ、今の段階でいつやるんだというふうに言われても、明確なお答えができませんけれども、やらなきゃならないという認識は持っているところでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） やらなきゃならないという、そういうことじゃなくて、やりますと言

ってほしかったですね。というのは、これ、義務的にやるんじゃないんですよ。緊急性をもって村の村民を守る、それが責務としてやらなきゃいかんという答えが欲しかったんですよ。

ですから、私、逆に言えば、東日本大震災の教訓から、皆さん方は何を得たかと、その辺を、私村長からお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 防災計画の見直しにつきましては、現在進めておるわけでございますが、まず最初に、国とか県とかということではなくて、村独自にということでございますが、おっしゃることはもっともでございますが、新たにこれからの防災計画というのは、放射能汚染対策とか、新しいことが加わってきております。

こういったことにつきましては、国の基準等を見ながら、それと整合性を持つようなことでやっていかなきゃならないということでありまして、それからまた県の広域的な防災計画とも整合性を持たなきゃいけないということもございまして、村独自とって、村独自でやる部分もございまして、整合性をとらなきゃいけない部分もあるということをご理解をいただきたいと、こう思っております。

それから、村としての防災に対する一番の考え方はということでございますが、議員おっしゃるように行政としては村民をきちんと守らなきゃいけないということの使命があるということは認識しておるわけです。しかし、防災、要するに命を守っていくということは、全て行政にやれと言われても、これはできることではございません。それぞれ今回の東日本の大震災の教訓でもあろうかと思っておりますけれども、いわゆる絆といいますか、地域できちっと守っていく、地域の普段の絆が命を救ったという、今回そんな例もございまして。

そういったことで、先ほどから申し上げているように、まず地域の防災組織ということをして、これをしっかりと何とかもっと確実なものにしていきたいと、この願いがございまして。地域の住民が地域はみずから守るというような強い地域をつくり、そしてあわせて、そういった中で総合的な形でやっていくということも必要です。これは当然必要であります。

それから、さらに村内にはいろいろな施設がございまして。高齢者の施設、申し上げますと例ではサンライフというようなものもございまして、いわゆる個々で確実にそれぞれ避難ができる、訓練ができるということもやらなきゃいけないでしょうと、こういうこともあるわけでありまして。それから、総合訓練としましては医療機関との連携でありますとか、それから県との連携あるいはさらには自衛隊とか、いわゆる大きな連携を持って、そしてやってい

かなきゃいけない部分も当然あるわけでありまして。一步一步近づけてまいりたいと、こう思っておるわけでありまして。村としても、住民の命をしっかりと守っていくという気持ちはしっかりと持って、これからやっていきたいと、こう考えております。

以上であります。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 今、村長のお答えの中に、自分たちの命は自分たちで守る、これが基本だよというぐあいに受け取れました。確かにそうかもしれません。そのために自主防災組織というのを立ち上げているわけですね。ただ、防災訓練をするに当たって、そういう自主防災組織とも連携したことを、ぜひ考慮しながら計画を立てていただきたい。これ私、希望しておきます。

それから、ライフラインの確保で、さっき中部電力、保安協会、この辺の電気のことをおっしゃいましたけれども、麻績村は下水道化が進んでいるわけですね。下水道化が進んでおるにもかかわらず、この辺のライフラインの中に下水道のお答えがなかったということがちょっと残念でならないんですが。例えば下水道、上水道、その辺についてはどうのお考えでしょうか。応援協定も含めて、その辺のお話も伺いたしたいと思いますけども。

○議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうから水道、下水道、ライフライン、間違いなくそういうことでございます。そんな中で、今、村の水道、下水道事業といたしましても、少なくとも半日、1日対応できるような体制を整えることが大事かと思っております。そのほか、そんな中での災害に起こる部分につきましては、業者等の中の部分の災害協定等を確実にする中で、しっかり確保していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。これもこれから計画の中へしっかりうたい込んでいくつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） この中で、仮設トイレというのがあるんですけど、ほかのほうの自治体では、通常は防火水槽あるいは雨量調整水槽、そういうことで設置しながら、いざそういう緊急時にはトイレとして利用するという、そのような計画を立てたり、実際に設置しているところもあるんですよ。その辺について、村はどんなふうに今後計画の中へ盛り込んでいくか、お聞きしたいんですが。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 今現在の状況の中では、仮設はあくまでも仮設という捉え方をしておりますし、ポータブルでの対応、ただ、数はかなり必要になってくるかと思っておりますので、その辺も踏まえてよりよい内容を検討をしていきたいというふうに答えさせていただきたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それから、これは仮設計画とかその前に、防災という観点から必要になってくると思うんですけれども、中央防災会議の基本計画あるいは防災白書、その中を見ると、地方公共団体は老朽化した社会資本について長寿命化計画の作成実施などにより、その適切な維持管理に努めるものとする。要するに、長寿命化計画を作成しなさい、それを実施しなさいと、こういうふうにならされているわけですよ。

確かに、今の社会情勢からして、財政情勢からして、国からの援助とか財源的な措置がなければできないと思うんですよね。だから、その辺について、村長のお考えはどのように考えているかお聞きしたい。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃるとおり、ライフラインというのは食料とか水、そういうものを含めてでありますけれども、一番道路だとか橋梁、それからこういったものも大事ですし、それから上水場、下水道処理場、いわゆるこういったものも大事であるわけで、そういったことで、現在長寿命化計画大分進んできております。それとあわせて、計画だけではなくて実施をしていかなきゃいけないということでございまして、今進めているものについては、新しい基準に適合するように全てやっております。

それから、25年度から具体的に始まってまいります大きな集落を抱えております野口・矢倉地区、これらについても老朽化している橋梁、こういったものも整備していくという考え方がありますし、それから水道・下水道の施設も、これらについても進めておるわけでございます。今後、いざというときにしっかり使えるインフラ整備、こんなことにもこれから心がけていきたいと、こう思っております。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） ぜひ、計画をしっかりと立てていただきたいと思っております。それに沿って、実施もお願いしておきます。

それから、先ほどの答弁の中で、防災計画に定められたと言われておりますけれども、これは国が定めた、県が定めたというぐあいに誤った解釈をしているのではないかと思います。

よ。定めた、自分たちが計画した、そんなふうに村はそういう姿勢で臨んでいただきたいなと思うが、その辺はいかがです。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 国・県に従うということではない、当然国・県の防災計画も連携はしてくると思います。したがって、当然麻績独自の部分も出てまいりますし、調整を図りながら対応していきたいというふうには考えております。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 先ほど、流通業者との支援協定がまだしていないということですので、これはこの防災計画をこれから25年度中にやるんですけども、その中でぜひ、支援協定は早急に結んでいただきたいと思います。ほかも含めてお願いしたいと思います。

それから、防災マップの関係ですけれども、塩尻市ではダイジェスト版を市民に配布する予定となっているんですけども、麻績村はその辺のダイジェスト版の考えはどうなっていますでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 今現在におきましては、平成25年度の予算では、住民には防災マップ、すなわちわかりやすいもの、厚くなってなかなか読んでいただけないようなものではなくて、緊急を要す必要なものという、そういう判断のもとで、防災マップの各戸配布を考えているという状況でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） ですから、この防災マップも今までのにある程度の手を加えた防災マップを配布するという解釈でいいですか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 現在はそういう判断のもと、対応させていただいております。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それでは、防災についてこのぐらいにしておきまして、火災対策なんですが、村長のお答えによれば、要望があれば検討すると、こういうお話なんです、例えば先ほど住民課長からもご説明ございましたけれども、麻績村には三本柱といいますか、その中で高齢者に優しい、それから障害者に優しい村づくりと、こういうぐあいになっていくわけですね。

消防法に定められていないから、定められているところだけやっておけばいいんだというのではなくて、そういう火災という痛ましい災害から村民を守るために、どうあればいいかという。そうすると、その中でじゃ、例えば今、高齢者に優しい住宅の改良事業、あるいは障害者に優しい住宅改良事業というのがあるわけですね。県費補助でやっておられると思いますけど。でも、その中には村単独事業もあるわけですよ。だから、その中に手すりだとかお風呂場だとか、そういうことだけではなくて、そういう簡易な、要するに粉が自動的に出るというようなあれもあるわけですよ。そういうことを柔軟に盛り込んだ支援体制ができないかと。その検討はできないか、その辺についてお伺いしたいと思います、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ご質問は、スプリンクラーの設置をというご質問でございました。でございますから、スプリンクラーの設置というのは高齢者世帯にとってはかなり額も伸びるということで、村からの補助金をということでございますが、村から補助金を出しても果たして設置する方がどのくらいあるのかということがまず疑問ですということを申し上げたことと、現在、高齢者、お年寄りを大切にしていこうということで、行政は進めておるわけでございますが、今お年寄りを対象にしたいろいろな制度がございますが、お年寄りにとってみれば、もっともっと多くのご要望をいただいております。

そうした中のご要望の中に、このようなご要望が現在のところないということをお知らせいたしました。でございますから、今後、そういったご要望があれば検討をさせていただきたいと、こういうことを申し上げたわけでございますが、やらないということをお知らせしているわけではないので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） いずれにしても、麻績村の高齢化率は40%を過ぎているわけですよ。ですから、ぜひ要望があるからじゃなくて、先取りして、麻績村の問題点はどうあるんだという、その辺をしっかりと吟味して、こういう支援体制もあるのかということをお伺いしたいなと思います。

それから、先ほどPM2.5については住民課長の答弁いただきましたけど、ぜひこれから黄砂はどんどん襲来してまいります。住民はやはり健康に害があるのかなというような、確かに肺とか健康に害する物質であることは間違いないわけですので、ぜひ村民をそういう災害から守るためにも、広報の徹底をお願いしたいと思います。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下光晴君） 7番、尾岸健史議員の一般質問が終了しました。

◇ 高野長男君

○議長（宮下光晴君） 続いて、2番、高野長男議員の一般質問を許可します。

2番、高野議員。

〔2番 高野長男君 登壇〕

○2番（高野長男君） 2番、高野です。

それでは、私のほうから3点についてお伺いいたします。

まず、第1点目の地下水汚染対策についてお伺いいたします。

麻績村も含め、中信地方の11市町村で構成するアルプス地域地下水保全対策協議会は、地下水は国民共有の財産であり、公水、いわゆる公の水と位置づけ、国に保全法を制定することを求める要望書を提出することを決議し、2月20日に11市町村長が署名し、2月28日に協議会の会長である安曇野市の宮澤市長さんらが、関係省庁に要望書を提出いたしました。

協議会の11市町村で、安曇野市が3月定例会に地下水の保全涵養及び適正利用に関する条例案を提出いたしました。麻績村は、決して潤沢に水があるわけではありません。毎日生活する上で、また防災に、そして基幹産業である農業また商工業が発展するには、水は貴重な財産の一つでもあります。そこで、麻績村でも地下水保全対策条例を制定するのか、村長のお考えをお伺いいたします。

次に、2点目の結婚周年記念の祝い金制度の創設についてお伺いいたします。

長寿の要因の背景には、個々の生活態度初め家族の絆、また保健指導員さん、保健師さん、また地域での地道な活動等、いろいろな人の支えで長野県の平均寿命が男性では80.88歳、女性が87.18歳と全国で1位との報道があり、まさに日本は今、長寿化と少子化が進み、超高齢化社会を迎えております。人生設計も100年で考える社会になってきております。

麻績村では、個人の方々の皆さんにはこれまでのご苦勞に感謝して、88歳、99歳の方々には記念品を、100歳を迎えられた方には祝い金を贈呈しております。また、さらなる生きがいを求めて農作業に興味に、またボランティア活動等、また家族の絆をさらに深め、健康に留意し、さらに社会の担い手として生き生き活躍できるよう、生きがい対策の一つとして

結婚周年記念のダイヤモンド婚式を迎えたご夫婦に、またそれ以降を迎えたご夫婦に祝い金制度の創設を提案いたします。

また、以前は金婚式を迎えたご夫婦に、敬老会祝賀式で記念品を贈呈しておりましたが、その後花束になり、現在は希望者の方のみのお名前を披露しております。長寿社会とはいえ、50年間健康で二人そろって生活をともにしていることは、素晴らしいことだと思います。そこで、金婚式を迎えられた方々に記念品の贈呈の復活を提案いたします。村長のお考えをお伺いいたします。

次に、3点目の灯油代への助成についてお伺いいたします。

1リットル当たり灯油の価格が、平成16年55円台であった灯油が、その翌年から急激に値上がりし、平成24年8月ごろから値上がりし続け、ことしの2月には店頭価格で1リットル当たり97円まで値上がりし、それぞれの家庭の家計に重くのしかかってきており、村内の皆さんの生活を直撃しております。

また、今シーズンの冬は雪も多く、さらに厳しい寒さが続き、灯油の消費も例年より多く、家計を圧迫しております。特に生活弱者の世帯にとってはさらに厳しい家計であったと思われます。そこで、緊急の措置として、生活弱者の世帯へ灯油代の助成を提案いたします。村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 2番、高野議員さんのご質問に答えさせていただきます。

まず最初に、地下水の保全対策についてということで答えさせていただきます。

長い間、先人たちから大切に守られてきた地下水の保全ということは重要なことであり、これからも未来へ引き継いでいかなければならないことだと考えておるわけであります。

村では、アルプス地域地下水保全対策協議会に加盟をし、4市1町6村の広域で地域の地下水を大切に守っていこうということにしておるわけであります。新たなに麻績村独自の地下水保全対策条例の制定をとのご提案でございますが、麻績村には大規模な地下水資源がありません。そしてまた、アルプス地域地下水保全対策協議会に加盟をして、広域で地下水を大切に守っていこうということしております。

それからさらに、麻績村における水源地というのは、個人地以外の土地が多いということから、独自に制定していくという考えは今のところございません。しかし、地下水を

大切に守っていかなきゃならないという思いは高野議員と同じでございます。今後必要な対策は講じてまいりたい、こう考えておるわけであります。

2つ目でございますが、結婚周年記念の祝い金精度の創設をということでございますが、さきの報道にもございましたが、長野県は男女ともに日本一の長寿県になりました。お年寄りの皆様がお元気で長生きをされるということは、大変うれしいことであるわけであります。夫婦ともに長生きをされ、幸せに過ごされている方へ祝い品を贈るということは、過去には行われたことがございました。しかし、これは中止となりました。理由は、連れ添った相手を亡くされ、その悲しみの中で生きておられる方が大勢いらっしゃるのに、お二人そろって幸せに長生きをされている方へのみ税金を使って祝うのはいかなものかとのことではございました。

こうした過去の経緯もございますし、お二人そろって長生きをされておられるということ自体が最高の幸せでありましょから、改めてこうした方へのお祝い品を贈るということは、現在考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

3つ目のご質問でございます。灯油代の助成をということでございますが、麻績村では平成20年度に低所得世帯に対して福祉灯油助成事業を実施いたしました。このときは灯油代が一気に20円ほど値上がりしたという急激な高騰により、また全国的にこうした機運が高まり、村でも福祉灯油購入費助成事業交付金要綱を策定して、助成を実施いたしました。

今年度も厳しい寒さが続きましたが、灯油の値上がり幅は平成20年度に比較しますと、まだまだ緩やかな上昇でありますし、灯油代に困窮するという大きな声はまだ聞こえてはおりません。そしてまた、こういった例も全国的にはまだそう多くはございません。こうしたことから、低所得者非課税世帯への灯油代の助成については、現在考えてはおりません。

今後、気象動向の変動やあるいは価格の変動動向、それから近隣市町村等の動向を見きわめ、必要と判断いたしましたら検討させていただくということで答えさせていただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（宮下光晴君） 高野議員。

○2番（高野長男君） 一つ再質問させていただきますが、今の地下水の保全の件ですが、答弁の中では麻績村ではそういった条例をつくらなんでもいいと、そんなことで答弁がございましたが、このアルプス地域地下水保全協議会に入った目的とは、もう一回お願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 長野県、この中信地域で構成されております、先ほど申し上げました4市1町6村にまたがるこの広域の地域におきましては、大きな北アルプスをひかえておりまして、ここでは貴重な大量の地下水がある、こういった地下水を大切に今後守っていかうということでもあります。

現在、貴重な水が海外へ流れるというようなことも懸念される、こういった中で、広域でこの水を守っていかう。そしてまた、これを国にもご支援いただこうと、こんなことで現在活動を進めておるわけでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 高野議員。

○2番（高野長男君） ちょっと1年前ですか、外国資本による森林の買収のことがちょっと話題になったことがあります、今ちょっとそういった話はあまり下火になってきておりますが、こんなときこそ外国資本の森林買収、それから土地の買収、そんな防ぐためにも、この地下水保全条例を策定したほうがいいんじゃないかと、そんなふうに思いますが、その点、どんなものでしょう。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） やはり議員おっしゃるように、今回のこの目的というの、水のビジネスというんですかね、これが非常に高まってきているということから、外国資本によって森林の買収とか、こんなことが進んでいる中でこういった運動をしておるわけでございますが、幸い、麻績村におきましてはこういった皆さんが目をつけるような要件が調っていないということでもあります。

といいますのは、いわゆるお一人の地権者で何千ヘクタールというような土地をお持ちになっている方もいらっしゃいませんし、それから、公共の山といいますか、大勢で持っている、あるいは村有地とか、そういう場所がほとんどでございます、あとは非常に細かく地主さんがそろっておるというようなことの中で、大規模に買収されるというような予測もされないわけでございます。

そしてまた、北アルプスのすそ野のように、大量の水資源があるというような地域もございません。そういった中から、今のところそういった懸念はないと、こう見ておるわけでございます。でございますから、今、村としては、個々の水源地についてそれぞれ現在水利権者がしっかりとそれを守っていただいております。その水利権者と村はいろいろな協定とい

いますか、話し合いのもとでいろいろ水利用をさせていただいておりますので、それ以上のものをつくって規制をしていくという必要は当面ないだろうと、こう解釈しているということでもあります。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 高野議員。

○2番（高野長男君） へ理屈じゃありませんが、区有地とか村有地は買収にも目が届くと、そんなことでございますが、私有地に関しては、森林ばかりじゃなくて、一般の土地でもいいわけですね。そこへボーリングして水を吸い取ると、そんなことも考えるわけですが、そういうことも防ぐためにも、私は条例というものは必要じゃないかと、そんなふうに思いますが、もう一度お願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員のおっしゃるのは、水を守るためにという、規制をかけろということになってくるわけでありまして、やはり規制というものは、相反するものが出てくるわけでありまして。そういったことも考慮しますと、今そこまで規制をかけていかなきゃならないという必要性がまだ見つからないということでもあります。

村の中にも貴重な水源地が何カ所かあります。しかし、それは大変小規模のものでございまして、現在もさっきから申し上げているように、それぞれの昔から長く続いてこられた水利権者がきちんと守ってきていただいております。そこに改めて新たな規制を加えていくということは、逆にいろいろな面で不便が出てくるということもあります。でございますから、今のところそこまでして行く理由があるのかなということを申し上げておるわけでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 高野議員。

○2番（高野長男君） さっきの防災の話じゃないですが、先々を見込んで、私はこういった条例を制定したほうがいいじゃないかと、そんなことを要望しておきます。

それから、周年記念のダイヤモンド婚式とか、そういう人に祝い金をと、そんなことで、答弁では亡くなった方とかそういう人に配慮して記念品とかそういうものはやめたと、そんな答弁でございましたが、へ理屈じゃないですが、例えば出産祝い金もそうです。産めない人もいるわけです。結婚してもですね。亡くなった方の気持ちもわかりますし、それはわかると思いますが、今夫婦で60年、70年、これは一緒に生活するということはすばらしいこ

とだと思います。それは健康に留意して、それは不公平には俺は当たらないような、そんな気がするんですが、もう一度お願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほど、これと対比して子育ての支援金という、出生祝い金という話もございましたが、出生祝い金ということをご理解いただいておりますが、これは政策であります。今、麻績村では子供をふやさなきゃならない。こういった政策の中で、少しでもご支援できるものがあればということで始めておるわけでございまして、いわゆるこれと同じ考え方ということではないというふうに、私は理解しております。

それと、先ほどのことに戻りますが、長生きをしていただきたいというのは私も同じ思いでございます。でございますから、長生きをされるということはそれぞれ片方を亡くされても、その分一生懸命生きておられる方がございます。長生きをすればまたそのときには、そのほうのお祝いは今させていただいております。夫婦そろって幸せになっておられる方への、さらなる税を使ってお祝い申し上げるといことは、いかがなものかという過去の経緯もございますし、私もそう思っております。

そうしたことから、現在それは見送っておるわけでございまして、当面そういう形でいきたいと、こういうことでございます。その分、そうした面で長生きをされた方に今現在もやっておりますが、お祝いの品を贈るといようなことは、これはしっかりと続けていきたいと、こう思っておるわけでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 高野議員。

○2番（高野長男君） 村長の気持ちのあれですね、ああせい、こうせい再質問するような問題じゃないと思いますが、もうちょっと温かい気持ちで、ひとつ考えていただいて、また来年でも再来年でもいいですが、気持ちが変わったら、村長をやっているかどうかちょっとわかりませんが、気持ちが変わったらひとつやっていただきたいと、そんなふうに思います。

灯油代もそうです。これは私が何言っても、村長がそんなもの必要ねえと、そう言えばもうそれでおしまいですので。だが、これは16年にさっきも言ったが55円台で、今97円だね。自分もそんなに豊かじゃないであれだが、その当時の本当に倍くらいだね、灯油代。それで、去年の8月ころですか、そこからまたぐぐっと上がって今97円台だ。これもちょっと計算してみたら、大体2割以上の、昨年23年度の灯油代と比べても、2割以上多く使っているだよね。そうすると、それが生活弱者の人には相当の打撃だと思うだよね。そんなことで、村長、

温かい気持ちでもうちょっと考え直しもらえねえかね。村長、お伺いします。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず最初に、結婚の周年記念の祝い金のことを、将来に向けてぜひそんな方向でということですが、私の気持ちの中では本当にお祝いしてやりたいという気持ちはあるわけでございます。

しかし、その方よりももっと苦勞されて生きておられる方がある。そういうことを考えますと、高齢者福祉の予算をどこへ配分していくかということかと思うんですね。そういった人たちに配分していくのか、あるいは困っている方のほうへ配分していくのか、その辺の考え方の相違だと思うんです。

まず、全てが潤えばそういった事業にも回っていくと思うんですが、まず、そういう方ではないところからまず予算を配分していくべきではないかと、そう考えておるわけでございますので、ご理解を賜ります。早くそういった皆さんにも村民挙げてお祝いができるような、そんな時代が早く来てほしいなということを私も願っておるわけでございます。

それと、灯油代でございますが、議員おっしゃるとおり、実は私、個人でも大変だなということは感じております。恐らく低所得者層以外でも、今特に営業関係でございますね、営業をやっている方についても大変なことだというふうには認識しております。灯油代が上がることによって、いろいろな原価が上がっていくわけでございますから、大変だというふう

に思っております。しかし、世の中全てそうでございますので、低所得者層にだけ特別なことをということは、どうしても限界がございます。ほかの制度もいろいろあるわけでございますので、ぜひともそんなことでご理解いただきたいと思えます。

ただ、今後さらにこれが上昇していくというようなことになって、過去においた平成20年でございましたか、一挙に20円も上がるというような状況になってくれば、恐らくこれは何らかの形を考えなきゃならないだろうと思っておりますが、現在のところ、まだ当時ほど急激なものではないというふうに理解しております。そんなことでご理解を賜りたいと思えます。

○議長（宮下光晴君） 高野議員。

○2番（高野長男君） さっき言いましたが、これは村長の気持ちだけのあれですので、村長が今は考えていないと、そんなことならもうあれですので、これで質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下光晴君） 2番、高野長男議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとりたいと思います。

再開については午後2時25分といたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○議長（宮下光晴君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 坂 口 和 子 君

○議長（宮下光晴君） 4番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

4番、坂口議員。

〔4番 坂口和子君 登壇〕

○4番（坂口和子君） それでは、さきに通告いたしました2題の質問をいたします。

まず、質問1については、新年度平成25年度の予算について。

昨年の衆議院選挙では民主党から自民党に国の政権はかわり、25年度予算では超大型の92兆6,115億円の中、地方交付税は減額されております。自主財源の乏しい麻績村において、新年度予算についてのお尋ねをいたします。

次に、質問2については、各行政区内の実態調査についての提案をさせていただきます。

少子・高齢化に伴い、村内の各行政区では、区長を初め地区役員の業務が住民の負担になっている感じを受けていますので、実態調査の提案をしたいと思います。

以下、要旨一問一問については、一問一答で自席にて行います。

それでは、1番の質問事項1の新年度予算についてですけれども、本年度の25年度の地方交付税の予想と予算編成の留意点を村長にお伺いいたします。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水 清君） まず最初に、私のほうから述べさせていただきたいと思いますが、交付税の予想と予算編成の留意点でございますが、国の地方交付税総額は17兆624億円で、前年対比といたしまして、2.2%の減、3,921億円の減額となっております。

また、臨時財政対策債につきましても6兆2,132億円で、こちらのほうは1.3%増の799億円の増額となっております。地方交付税の総額の94%は普通交付税として、また6%が特別交付税として配分をされておるわけでございます。

麻績村は、平成25年度当初予算におきましては、歳入構成比率で54.4%を占めているという状況でございます。当初予算額では控えめに見込ませていただきました。普通交付税では11億3,000万円、これは平成24年度と同額を、また特別交付税ではルール分の上乗せを見込み、4,000万円を計上いたしました。いずれにいたしましても、人口減少、補正件数の見直し等もかんがみ、見込みをした、そんな状況でございます。

厳しい財政状況の中、実施計画に基づき元気な麻績村づくりに向け、村民が誇りを持てる、そんな村づくりに意を用いたところでございます。特に、歳出におきましては、少子化対策として若者定住促進住宅の継続、また出産育児支援金交付金の実施、それから社会保障費の増大への対応、人・農地プロジェクト会議を立ち上げ、将来の麻績村の農業を研究・検討してまいり関係所費を初め、森林整備、水路整備を、また長年の懸案事項でありました街路灯整備にも着手をしていきたいという内容でございます。そして、貴重な文化財の護持に伴う支援費も計上したところでございます。

第6次振興計画を基本に据え、住民の意向を尊重しながら協働の村づくりを積極的に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 今、総務課長さんからの答弁をいただきましたけれど、これからやはり国の財政も厳しくなってくると、当然地方の財政も厳しくなってきました、特に先ほどの課長のお話のように、自主財源が乏しい麻績村においては、交付税に頼っているところがたくさんあると思うんです。その中で、一方、村長の目標としまして、幾つかの村長の公約が上がっております。それとのセッティングにおいて、村長のほうから特に内容について説明があったらお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、総務課長から申し上げたように、国の財政は厳しいという状況の

中です。こうした中で、いわゆる限りある財源を使いながら、住民要望というのは限りないわけでありませぬ。そういった中で、何に重点を置いていくかということが大事であろうかなど、こう思っております。

そして、幾度も申し上げさせていただいておりますが、今麻績村にとって何が必要かというところで、そういったところに今重点を置かせていただいておりますということでもあります。その、今どこに力を入れなきゃいけないかということが、若者の定住関係であろうと、こう思っております。でございますから、今そういったところに力を入れていくということでございます。

将来に向けては、やはり経費を節減するなり行政改革はすべきことはきちんとやっていかなきゃならないと、こう思っております。そうした中で、麻績村の将来にも続いていく今回の進行計画ではございませんが、あすにつながる麻績村をきちんとやっていかなきゃならないと、そういったことでこれから進めていきたいと、こう思っております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 施策の一つの、若者の定住促進計画についてですけど、天王団地に若者住宅を建設されております。今入居されておりますけど、この入居者については、将来10年とか15年後には、その方々が村外へ出ていく可能性があるのではないかと思います。将来的にやはり麻績村の人口を減らさないように、それから子供をふやしていくようにという、そういう先ほどの第6次の振興計画に基づいて人口増を考えた場合に、村長の方針としてこの若者定住対策のための住宅建設に非常に力を入れておりますけど、新しい住宅を建ててよそから来ていただいて、一時的には人口がふえると思います、子供もふえると思います。ですけど、その方々が麻績村に永住していただくという保証はないわけですよ。そのことについては、村長はどのようにお考えですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃるとおりでございます。住宅をつくったから、今人がふえても、それがずっと続いていくかといったら、それは全く保証されていないわけです。しかし、今は今すぐふやさなきゃいけないから、こういった政策をとっておるわけです。それとあわせて、やはり若者が長く住みついていただくには、やはり魅力ある麻績村だということですね、一言で言えば。

その魅力ある麻績村はどういうことかという、美しい環境、それから便利な生活環境等々いろいろあるわけでありませぬ。そういったものをあわせて今力を入れておるということ

であります。でございますから、住環境、道路でありますとか水でありますとか、いろいろなことがございます。それから、交通体系でありますとか、そういったことにも力を入れる。さらに観光事業、こういったものについてもきちんとやっていかなきゃならない。それと都市との交流ですね、こういったこともやって、元気な村、こういったものをあわせてやっていかなければ、若い皆さんは住みついてくれない。それから、子供たちの教育ですね、こういったこともあわせてやっていくと、こんなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） その構想の中の、そうすると今、村の場合、高齢化率40%、それから当然高齢化の方が多いんですから、自然現象として死亡がありますね。その一方、若者の対策としてそうやって外部から入れることに施策をとっていますけど、村長のお考えとして、その人口構想の中に、若者を何%くらいまではやっていきたいという構想がおありでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 具体的にまだ数値まで出せるような状況には至っていないということです。一人でも多く入ってもらいたいということでもあります。幸いに、麻績村というのは先人たちの努力によりまして、交通の便は非常にいいということもございまして、今回も現在募集をしておりますけれども、若者定住住宅等については非常に人気があるということもあります。

やはりそれは、住宅だけの魅力ではなくて、麻績村ということに対する魅力ではないかなと思っております。さらにさらに魅力を高めていく、こんなことが必要であろうな、こう考えております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 大事なことだと思うんですけど、村長の考えの中に、住宅建設ということがまだ少し経年していきたいという考えをしばしば伺っているんですけど、それからもう一方で、空き家対策について、やはり村外からのこの村に魅力を持って入居していただいているという、そういう施策もっております。

先ほど村長は、数字的なものはまだ考えていないというけど、そこはしっかりと目標と立てて、やはり若者住宅対策をするときに、どのくらいまでは外部からの若者を入れたいから、住宅はそのためにはどのくらい建って、そしてその若者を何%くらいあげるとかということがなくて、ただ毎年希望者がたくさんあった、そして一時的に住民が転入してきたからいい

という施策だけでは、ちょっと余りにも短絡的じゃないかなと思いますけど、そこらはいかがでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 説明が言葉足らずであったかと思いますが、今の段階でようやく第一歩ですね、若い人たちをふやそうという施策に乗り始めて、幾らか成果が見え始めたということでございます。ただ、これがどんな方向に行くかということはまだわからないわけですね。

それから、じゃ、若者が何%いれば麻績村がいいかということは、非常に難しいことでもあります。でございますから、お年寄りの方にも長生きをしてもらわなきゃいけない、お年寄りの方もどんどんこれからも長生きしてもらわなきゃいけない。そういうことを考える中で、お年寄りはどのくらいまで減っていく、それじゃ若者がどれだけふえるという、そういった具体的な数値はまだつかめないということでもあります。できるだけいわゆる人口の理想的なピラミッド、そういった構成になっていくのはそれは理想です。

しかし、その理想は、こういった地域では理想どおりに行かないわけですね。そういった中で、できるだけ今非常にピラミッドにはなっていない、議員ご承知だと思うんですが、非常に中だるみのような人口構成になっております。これを何とかピラミッド型、理想的な形には麻績村としては持っていきたいという気持ちがございます。でございますから、今それを何人までということは申し上げられないというのは、そのことを申し上げているんです。でございますから、できるだけ若い人たちが住みつくことによって、高齢者を支えていけるような、そんな社会を目指していきたいということで進んでおります。

早くできるだけこれからの具体的な政策の中で、それじゃ、住宅は具体的には当面何戸ぐらいは必要だということも、当然やらなきゃいけないと思っております。現在のところはまだそこまで進んでいないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） そしたら、その一つですけれど、外から入ってきていただくこともいいんですけど、この村長の3つの公約の中の若者が定住する中に、麻績村から出た人がもう一回Uターンしていただくとか、または出ていただかない施策については、具体的なものが挙げられていないけど、その点はどのようにお考えですか。

やはりせっかく村の中に住んでいただいた方が出ていくことが今、大きくなって若者が減っているということも一つの要因があると思います。ですから、Iターンも大事ですけど、

Uターン、またはここから出て行っていただかないような施策もあわせて住民に訴えていかないと、この若者定住が効を奏さないんじゃないかと思えますけど、そのことはいかがでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 当然そういったことで、今の麻績にいらっしゃる若い皆さんも享受していただけるような政策はあわせてやっておるわけであります。外にいる若い人たちが麻績に帰っていただく、こんなようなことも力をいれなきゃいけないと思っておりますし、それから子育て等についてはこの界限では余り例のないような子育てまでやっております。

そういったことから、外にいる方がふるさとでそんないい教育をしているんだったらというような、今そんな話も出ておりますので、そんなこともあわせてやっていきたいと、こう考えております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） それでは、それに関してですけれど、1番の予算のところに関してですけれど、これから地区懇談会があると思えますけど、そのところでは、重点施策と予算についてはどのようにお考えでしょうか。地区懇談会で行うものについての。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 毎年地域の皆さんといろいろな懇談をさせていただくという機会をとらせていただいております。この春、区長会が終わってから全地区を回るということと、それからさらにはその間に地域でそれぞれ来ていろいろなことを話せとか、いろいろなことがございます。そういったときにもできるだけ出て行って機会を取っているわけがございます。

今議員おっしゃるのは、春から夏にかけての一斉のことかと思いますが、やはりこれは25年度の村づくりの基本といたしますか、一番大事にしたいことをまずお話ししなきゃならないかなと、こう思っております。それとあわせて、きょうもいろいろとお話出ておりましたが、来年はしっかり農業について、人・農地プランでございませうか、こういったこともやっていかなきゃいけないというような、こんな話もしていかなきゃならないだろうと、そう思っております。

実はこれは、各地区でも限られた時間でございませうので、余り欲をかいてもなかなか全してお話しできないということでございませうから、焦点を絞ってやっていきたいと思っております。それとあわせて、普段いろいろお話のできない地域の皆さんから、いろいろなお声も聞きたいと、そんなことも考えております。これから区長会もございませう。そのときにちよっ

とお話をしながら、計画を具体的に立てたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） ぜひ地区懇談会の際には、今村長が言われましたように、焦点を絞って何と何をどのくらいのということで住民の方々にわかっていただきやすいお話をさせていただきたいと思っております。それが一つ要望です。

それでは、次のふるさと応援寄附金についてのお尋ねをいたします。

まず、ふるさと応援寄附金が21年度から始まったと思っておりますけれども、その状況と利用状況を説明させていただきたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） それでは、私のほうからふるさと応援寄附金の寄附の状況と活用状況について説明をさせていただきます。

ふるさと応援寄附金につきましては、21年度から始まりまして、22年度の10月に制度をリニューアルしまして進めてきているところでございます。おかげさまで、皆様のご協力をいただきまして、年々増加というところでございます。

平成24年度につきましては、2月28日現在で83件、178万円ほどのご寄附をいただいております。累計では181件、412万円ほどの多額の寄附をいただいている状況になっております。

また、寄附金の活用の状況でございますけれども、活用方法につきましては寄附をいただく時点で、6項目が設定してございまして、そのどこに使うかという意思をお聞きする中で、活用をさせていただいております。活用の状況につきましては、毎年度寄附していただいた方にお知らせするとともに、ホームページ等で公表もさせていただいております。

また、寄附していただいた方に、こんな形で新たに使わせていただいておりますというようなメッセージという観点から、ふるさと麻績村応援団交付金事業というような制度を創設いたしまして、地域で行われております広域的なイベントにも寄附をさせていただいているということでございます。

テーマ別の寄附の状況でございますと、福祉関係で現在まで15件、18万円ほど、環境関係で30件の32万円ほど、教育関係で17件の36万円ほど、農業とか農林業、観光、交流関係で11件で16万円、共同関係で2件の12万円、村長にお任せというような状況で106件で298万円、合計で180件412万円というような状況でございます。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） そうすると、今年度24年度では、その181件の412万円、ほど使い尽くしたということですか。そういう解釈でいいんですか。今いろいろのところを幾つかの6項目について割り振って活用したということですので。181件、412万円を全部使い切ったという解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 平成24年度では83件でございまして、累計で181件ということでございます。22年度にリニューアルしたときに、基金は設けずにその年度で処理ということでありましたけれども、例外として、ふるさと麻績村応援団交付金事業につきましては、前年度末に積み立てをしまして、翌年度取り崩してイベントに使わせていただくということでございますので、24年度につきましては、3月の補正予算で積み立てをさせていただいて、それ以外はこの項目で全部充当をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） そしたら、関連質問にも入るかもしれませんが、寄附していただいた方々の住所地、村外とか県外とか都市部とかという数字がわかれば、大体で結構ですけど、ちょっと教えていただきたいと思いますけど。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 合計でよろしいでしょうか。24年度でよろしいですか。

○4番（坂口和子君） ええ、結構です。わかる範囲で大体で。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） それでは、24年度ですけれども、村内とかというのは特に調べてはいないんですが、県内で24年度14件ございます。関東・中部関係で50件、関西関係で16件、東北・北海道関係区域で1件、中国・四国・九州で2件ということで、合計83件の寄附をいただいております。

あと、村内の関係というのも、村内の出身の方がいただいている例もございますし、別荘の方が寄附をいただいているというような例、また別荘の方が知人に紹介していただいて寄附をいただいているというような例も出てきてございます。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） それでは、その次の記念品のところと関係しますので、そこでもまた関連質問いたしますけれど、次の寄附者への記念品の内容と今後の課題という要旨を上げてあります。その記念品の内訳、特産品のリンゴとかお米とかということ聞いておりますけ

れど、その記念品の内容について、少し詳細にご説明いただきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 平成24年度の記念品の内容について若干説明をさせていただきますが、記念品につきましては、主記念品というものを4項目設けております。それははぜかけ米、リンゴ、加工品セット、シェーンガルテンおみの宿泊補助券というような形で主記念品を、ご希望をお聞きしてお届けをしておるところでございますが、高額な寄附をいただいた方にはさらに山菜ですとかキノコ、手打ちそばというようなものもお届けをしているような状況でございます。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 先ほどの寄附していただいた方々の人数も伺いましたけど、この今記念品を差し上げるに当たって、同一の人が何年かにわたってというケースもありますか。あれば、もしその方が同じ人が、例えば毎年金額は少ないかもしれないけど、毎年やってくださっているという人もいるとすれば、その記念品についての種類が今4種類とかと言われましたけど、同一のものが送られるということもあるのでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 記念品につきましては、寄附の申出書のところに、こんなようなものもいいですよという主記念品のご希望をお聞きしてございます。リピーターの方がおおむね半数くらいございますので、その方によって毎年お米、毎年リンゴという方もおりますし、最初の年はリンゴで次の年はまた違ったものというようなご希望もございますので、その人のご希望に沿ってお届けをしているという状況です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） リピーターの方々に麻績村の宣伝もしていただくというのが多分これ、一つあるということを知っておりましたけれど、逆にその方々が先ほど聞きました遠方の方々もいますね。結構遠く、九州の方もいらっしゃるんですけど、ご寄附をいただいた方々に本来でしたらこの麻績を見ていただいて、村の出身の方は麻績もわかっているかもしれませんが、この麻績へ来ていただいて、麻績の状況を見ていただいて、それから麻績の住民と接していただいて、そしてPRのお役に立っていただくというのがいいんじゃないかなと思いますけど、そのような考えはいかがでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 議員さんおっしゃるとおり、ぜひ麻績に来ていただきました

いということもございまして、ふるさと納税制度を平成22年にリニューアルしたときに、寄附金をいただいた方に、麻績村応援団員証というものをお届けしてございます。応援団員証には、シェーンガルテンの利用補助券と村内の施設、観光課にもご協力いただいておりますけれども、利用施設の割引等もつけまして、お送りをさせていただいております。

おかげさまで、平成23年度につきましては、利用補助券を50%ほど使っていただいておりますので、利用補助券1回1,000円のものですけれども、それをシェーンガルテンで50%の方が使っていただいているということは、麻績村にそれだけ訪れていただけているのかなというようなことで考えております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） そうですね、そのような解釈もあるかと思いますが、ちょっと一部何かいただいているけど、使わないからお友達にあげるわと言われて、村内の方がもらったというようなお話も聞いているんです。件数としては少ないと思いますけれど。

ですから、私が申し上げたいのは、実際この麻績村へ来ていただいて、環境を見ていただく。先ほど村長も言われましたけど、麻績村ってすばらしいところで、都会から来ていただくと非常に魅力があるというところだということを皆さんおっしゃいますので、例えば時期を1回にしてどこかで、一番麻績村のいい季節とか何か見ていただきたいようなものにあわせて、当然そんなにおいでになれるかどうかはわかりませんが、逆に言うと、記念品のところへお金を使うじゃなくて、その記念品の分を交通費に差し上げる。交通費としてぜひ来ていただきたいということで寄附者の方に負担のない程度にして、麻績村を訪れていただいて、名所とか文化施設を見ていただくとかという、そういう新しい企画はいかがでしょうか。考えてらっしゃらないかどうか。

要は、よそから来ていただいて麻績村を見ていただきたいというのが一番の私の申し上げたい目的ですけど、いかがでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 納税する方のご意思もでございます。ただ、平成22年からリニューアルしておりまして、まだ寄附していただいた方にアンケート調査もしていないというような状況もありますので、できればどこかで、寄附した人がどんな形で寄附してくれとか、どんな形で使いたいというアンケート調査ができればいいかなというふうには考えております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） ぜひ、そのアンケートのときにこちらへ来ていただける意思があるかないかということもあわせてしていただいて、こちらへお招きした折には、住民と交流する、そういう機会を設けていただいて、寄附していただいた方々の考えがもっと広がるように、いいPRの役目を担っていただけるような方向に持って行っていただければ、このふるさと応援寄附金が生きてくるんじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の要旨3番目の、村づくり活動支援事業補助金についてですけれど、これについても要綱の中に5名以上の構成員と定められておりますけど、実は村民の中で特産品だとか伝統文化の試作品づくりなどを初め、少人数で研究を始める、そういう方の声もちらっと聞いております。この要綱には少し流用性はあるんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 村づくり活動支援事業の補助金でございますけれども、これにつきましては、コミュニティ助成事業から変更でできているものでございます。あくまでも、この事業につきましては公益性を考えておりますので、個人的なものについては、税金でございますので、出しにくいというような形でございますので、この村づくり活動支援事業については5人以上ということとさせていただきますけれども、個人的にいろいろな事業をやってみたいとかというような相談も、実際にいただいておりますので、そういう方にはこんな事業があるよ、こんな事業があるよというような説明をさせていただいたり、地方事務所に行って相談をさせていただいているという経過もございますので、もしそのようなものがあればご相談いただければと思います。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） とりあえず推進課のほうの窓口へという、そういうお考えということでしょうか。村民の方々が、やはりいつも特産品をみんなで考えましようとか、いろいろ考えましようと言っていますけど、もう少し情報の開示をどこかでやっていただいて、そして村民の方に喚起をしていただくような施策もとっていただいたほうがいいかなと思いますけれど、結構私たち女性のところでは、何か少し人数が集まると、そういう話が出たり、こんなこともやってみればいいねとかという話が出るんです。

ですけど、やはりどこかで少しでも補助的なものとかそういうものがあると、それから支援をしていただける窓口ですね、担当の方がもう少し気楽に村民の方に一緒にやっていただけるような、そういうことはできないでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 補助事業につきましては、広報不足というような面もあるかと思えます。昨年も広報で何回かこんな事業があります、また国でもコミュニティ助成金ですとか元気づくり支援金という県の制度もありますというような広報もさせていただいてございますので、またもう少し広報できるような形で進めていければなと考えています。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） それでは、時間も進んでいきますので、次の要旨4番目の、住民の自主的公民館活動に対する支援についてということですが、これも今の3番目の村づくりの支援金と同等に、住民の方々に仲間で活動するとか、仲間でいろいろのグループをつくりたいとかという考えを持っていることをよく聞いておりますけど、公民館のほうの規約で、クラブの立ち上げ規約だとかそれからそういう住民のグループの支え合う規約とかということは、どんなふうになっているのでしょうか。もし補助金があれば、補助金も含めてご説明いただきたいと思えます。

○議長（宮下光晴君） 塚原教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 今、各クラブにつきましては、それぞれ地域の方々、有志が集まってというようなクラブも幾つかございます。また、クラブの中でも公民館の育成事業として立ち上がってきたクラブ等につきましては、当初3年間1万円というような補助の中で、クラブの立ち上げをしていただいているというような状況でございます。

いろいろとクラブの立ち上げにつきましては、ケースバイケースでございますので、そういった部分につきましては、また公民館のほうとご相談いただく中で、その人たちが地域のために、また自分たちの趣味趣向のために活性化を図る上でやっていきたいというような部分については、ご相談いただければこちらのほうでいろいろなご指導を申し上げたり、またアドバイスしたり、またお力添えをしたりというような体制をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） この公民館の要綱は、文書的になっているものは今あるのでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 自主的なクラブでございますので、本来的にはそういったものは、要綱的なものはございません。要するに、現在こういうクラブを立ち上げるので、こういった補助有無というような形で、しっかりとした要綱があるとか、そういうものはございませ

ん。

あくまでもクラブ等につきましては、自主的に皆さんが集まって、実績の運営の中で実施をしていくというのが根本的な考え方でございますので、主体的にはそういう形で立ち上げをいただくと。ただ、その後についてはいろいろと公民館の利用とかそういうものについては、要するに公民館活動クラブとして、そういった優遇制をとっているところでございますので、そういった意味での支援はしておりますけれども、本来的な補助要綱等の制定等については現在行っておらないというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） そこが、村の方々にしてみると、何か自分たちでもやりたいんだけど、要綱がどうなっているのか、規約がどうなっているのか、補助金はどうなっているのかということをお聞きします。

やはり公民館としてそこらのところ、クラブの立ち上げは確かに自主的に個人の判断だと言われればそれまでですけど、特に若者のために若者がもっと元気を出して、村の中で活気づいてもらいたいということがあるとすれば、これは公民館活動だけではないかもしれませんが、先ほどの村づくり推進課のほうとも連携する部分はあるとは思ひますけれど、もう少し若者の皆さんが活気ある活動、または仲間づくりができるような、そういうものを要綱として規約としてというか、そういう文章化したものがつくられるとありがたいかなと思ひますけど、そのことについての方向性はいかがでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 各種独自のクラブにつきましては、なおかつ若者等のクラブにつきましても、今いろいろなクラブを自主的に立ち上げて自分たちで活動というような部分も出ております。今後についていろいろと村づくりのほうでも先ほどございましたけれども、いろいろなそういった好意的な補助とか小さな産業づくりとか、いろいろな支援事業、元気づくりとかそういった形もございまして、そういったものも踏まえる中で、体制を整えていければと思ひますし、また、あくまでも自主的なクラブの立ち上げという部分が根本的な考え方でございますので、実際的にはそういう補助があつてどうのこうの、有無というんじゃないくて、自主的にいろいろな活動、こういうことをやりたいんだがというような形でご相談いただければ、それなりきのこういったものがあるよ、こういった支援をするよというような人的なものについては、常に支援はしているところでございまして、ぜひそういうクラブ

等があったら、ご相談いただければありがたいかなと思うところでございます。

今後、そういう形の中で要望等があるということになれば、ある程度、こういった要綱ではございませんけれども、ある程度のそういった方向性というものも示されるような形も今後は考えていきたいかなと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 補助金ばかりじゃなくて、例えば公的な施設の活用についても、やはりその中にどういう施設をどうやって使って、どのような手続が要るとか、そういうものが表記されているものができていると使いやすいと思いますので、それはできたらなるべく早くにつくっていただいて、要綱等をそろえていただきたいということを要望いたします。

では、次に、最後の質問事項2の、各行政区内の実態調査についてという提案ですけど、各行政区、今行政区は25か6あるんでしょうか、各行政区とも人口構成が非常に、高齢化になっていまして若者が少なくて、その中に区の役員を決めるのに、私も本町なんですけど、今非常に苦慮しております。従来、年配者から順番に、年順にやってきて、ついに若者のところまで来ちゃっているということで、若い方々は、例えば区長、分館長、その他区の役員が非常に重圧になっておりまして、そして負担を感じています。

ですので、役員ばかりじゃなくて、先ほどもちょっとお話ありましたが、区の中の実態調査を1回していただいて、将来、果たして今の25行政区がそのまま続けるのがいいのかどうかということも視野に入れて、実態調査をしていただけたらと思いますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今議員おっしゃったとおりでありまして、過疎化が進んでいる、高齢化が進んでいるという中で、以前は若い皆さんがいて、それぞれ重要な体を動かす、いわゆるそういった役員は若い皆さんが担っていただいたんですが、今どうもそういうわけにいかないという状況になっております。

現在、地区が25、それから地区だけではなくて、公民館活動が今大変な状況になっております。分館が24分館あるわけでありまして、そういった中で、今議員もこれからのことについてご提言いただいたわけですが、村としても地域活動を活発にさせていただくために、いろいろなことを工夫をしておるわけですが。例えば、6月に行われます村民体育祭、これは分館24分館ということではなくて、9区に分けてやっておるということがございます。

そういうことも進めておるわけでありますが、さて、これを区の再編ということになりますと、非常に複雑な問題が出てまいります。区の財産でありますとか、区のそれぞれいろいろなかかりがございますね。お祭りでありますとかいろいろあって、いろいろ難しい問題があります。でございますから、今議員おっしゃられたように、区の皆さんがどう考えているかというようなことは、それぞれ区の皆さんと話し合っていかなきゃならないのかなと、そう考えております。

一つの例としては、先ほどの例ではございませんが、体育祭のような形で、大きな地区でやるものと、それから個々にやっていかなきゃいけないものがあるのか、そんなことも分けていかなきゃならないんだろうなと、こう思っております。

いずれにしても、議員の今ご提案がございましたように、今後区長さんあるいは分館長さんを含めて、これからのあり方のご意見等を聞いていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 私の申し上げたのは、そういうことに限っているんじゃないです。実際に区の中で、今までの質問の中にもいくつか出ておりましたけれど、区の要請事項だとか、それから防犯灯の電気料の負担だとかということも出ておりましたね、前の質問の中に。

そういうことで、区の中で処理していかなくちゃいけない、または行政と区の中の役員が連携している環境美化委員だとか、そのほか私実際きょう持ってきておりますけど、こうやって区の中の役員名簿を見ても、非常に数が多いんです。これを決めるときに、いつも総会で、大体一つのルールがありまして、年齢順でほった回しでという決め方がうちの区の場合はそうですよ、ほかも聞いても大体そんなふうに決めてらっしゃるようですけれど、若者のところへ行っちゃって、もう若者がいなくなっちゃった。

じゃ、どうするか。本来でしたら上のもう少し、実際にもうOBになっている人たちがもう一度その役を担ってくればいいという考えは持っているんですけど、じゃ、それを区の中でうまく調整できるかという、それが調整できないというのが悩みです。

ですから、別に私は本町に住んでいるから本町のことを言いましたけれど、ほかの地区でもそういう区の役員の選出についての悩みなんかはあるんじゃないかなと思いますし、実際に区の中の実態がどうなっているかという実態調査は、一回行政のほうでやっていただいて、そこの中から出てきたものをもう少し整理して、行政と区の連携がうまくできるように、コミュニティがうまくできるようにされたらいいかなと思っています。

その一つに、今回新しい新年度の予算の中で、集落支援員について新しく出てきまして、これについてももしこの集落支援員体制がこの集落にうまく張りついて、その集落でフォローをしていただける体制になるのであれば、ちょっと私もインターネットで見ましたら、活用しているところにおいては、この支援員を自治体の中だけで人選して、そして大勢の方々に活動を振り分けているという例と、それから地区自治体外から来ていただいてやっている例とはありますけれど、そういうことは集落支援員制度については、今後どのように活用していくか、そのことが一つ。

それから、もし実態調査をしていただいた上でこういうものが活用できるならしていただきたいと思えますけど、その実態調査をする意思があるかどうか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほどから申し上げましたように、実態調査の前にまず区長さんあるいは分館長さん方がどう考えているかということをお聞きする中で、詳細な調査が必要であれば踏み込んでやっていきたいと思えます。まずは区長さんや分館長さん方のご意向、ご意見を聞く中で検討したいということをお申し上げております。

それから、集落支援員でございますが、これは限りなく無制限に設置できるというものは、今そこまでは考えておりません。地域がそれぞれ元気になるような仕組みをお手伝いしていただくということでありまして、それぞれ特定な地域に張りつけていくという考え方はございません。でございますから、例えば集落支援員が役場の中に主において、それでいろいろな事業で地域を支えていくというようなことも、そういうこともあるでしょうし、それから、直接地域へ出ていっていろいろなことを支援申し上げるということもあるでしょうし、それから、特定のご家庭に訪問したりして支援をするということもあるでしょうし。

でございますから、今そういったことを考えておりますので、特定な地域に張りつけて、そこだけの支援ということは今はちょっと考えておりません。ただ、将来それぞれの地区の中でいわゆる限界集落といいますか、限界集落からさらに進んで、消滅するような集落がというようなことになってくると、そういった集落はどうやって支援していこうかということはあるかと思えますが、現時点ではその集落支援というのは、そこまでは考えておりません。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） その集落支援の制度がどのくらい麻績村で活用できるかということも

あると思いますけど、その活用がうまくいっているところの情報も得ましたので、逆に言うところの支援員を自治体の中で何人か設定していただいて、どうせそれはその支援員の方にはそれ相応の報酬というものも必要かと思いますが、ある程度支援員の支出、または業務等が自治体のほうで計画されて、その方々に動いていただいて、その方々が各行政区のほうのフォローも、一つに決めるわけではありませんよ。複数決まった支援員があちらへもこちらへも行政区の中にバックアップするという体制をつくれば、今私が申し上げました区の中のいろいろの業務で困っていることも、少しはフォローできるんじゃないかなと思う。

なぜかという、前から私、何回か言っているんですけど、行政区に役場の担当の職員をとすることを私、二、三度一般質問で申し上げたことありますけど、なかなかそれが実現しておりませんので、そういうことを考えると、この集落支援員という人たちの活用方法を、セッティング方法を考慮されたいかがかなと思いますので、その考えをちょっと伺いたいなと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今おっしゃられたように、行政の一部の支援というような形でやっておられる先進地もあります。この近隣でも、今大変難しくなっているわけではありますが、人・農地プランの作成というようなことについては、役場のOBの方をそれぞれ地域に何人か支援員にして、そういうことを担当させるというような、そういった支援制度もやっているところがございます。いろいろございますが、これからいろいろと知恵を絞ってやっていきたいと、こう考えております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） この集落支援員制度というのは、もうネーミングからいっても非常に魅力があって、多分住民の人たちがこれを聞くと、おらほうの部落へも何か協力してもらえるのかなと、村からそういう体制を整えてくれているのかなというようなことあると思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 集落支援員について、若干補足をさせていただきますが、集落支援員が各地域のお手伝い的なものになるかというようなことではなくて、これは総務省の特別交付税措置でございまして、集落の動くことに対してのバックアップですので、集落の細かなことにかかわっていけるかどうかというところは、ちょっと疑問なところがございます。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） それは結構です、そういう内容的なものは。

そういう集落へのバックアップをする制度があって、それを活用して行政からも応援していますよということを知るだけでも、住民の人たちはある程度力になるんじゃないかなと思っていますもので、この制度についての活用を幅広く活用していただくことを要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下光晴君） 4番、坂口和子議員の一般質問が終了しました。

以上で、通告されました議員全員の一般質問が終了しました。

◎委員長報告

○議長（宮下光晴君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

社会文教委員会に付託しました陳情1件、また継続審査としています陳情1件の審査の結果について報告を求めます。

坂口和子社会文教委員長。

〔社会文教委員長 坂口和子君 登壇〕

○社会文教委員長（坂口和子君） それでは、社会文教委員会に付託されました陳情1件の審査、また継続審査としておりました陳情1件を再審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願、陳情、要請等審査結果報告書のとおりでございます。第25-1号年金2.5%の削減中止を求める陳情書については、継続審査をすることと決定いたしました。国では、社会保障と税の一体改革の名のもとで、昨年11月16日に改正国民年金法が成立しました。公的年金の支給水準は本来より2.5%高いとされ、減額を3段階で実施し、2013年10月から1%、2014年4月から1%、2015年4月から0.5%減額して年金の過払いを解消することとしました。

年金は物価スライド制、本来のルールでありました。年金額を抑制するマクロ経済スライドは、もらい過ぎの解消と物価上昇が条件であり、仮にデフレが今後も続けば、マクロ経済スライドは発動できなくなる心配も抱えています。過払い解消が遅れたのは、年金を減額することで高齢者の反発を招くということをおそれた政治家の選挙対策が要因であり、年金の過払いは9.6兆円に上ると言われています。結果、国の政治が高齢者優遇を続け、現役世代

につけを回したことになりました。

陳情の趣旨はよく理解できるものの、年金財政は深刻な問題であり、消費税増税による今後の景気の動向も見きわめた上で判断すべきものとし、さらに継続して審議するものと決定しました。あわせて、継続審査申出書を提出するものであります。

次に、第24-12号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情については、再度継続審査することに決定しました。

生活保護基準は、憲法第25条で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することとされていますが、その生活扶助基準の水準は、そのときどきの経済的、文化的な生活状況や国民の社会通念などの影響を受けるものであります。

現在、生活扶助基準の設定は、生活保護受給世帯と第一分位の低所得世帯のそれぞれの生活費を比較して決めるという相対評価の水準均衡方式を採用しています。この方法は、第一分位の低所得者の生活費が右肩上がり成長していくことを前提としている方法でありますので、理論的に最低生活費の絶対基準を上回ることが保障されることとなります。しかし、現在のような経済状況、あるいはこれから人口高齢化と人口減少で経済規模の縮小も予想される中では、水準均衡方式が必ずしも絶対基準の最低生活費を算定しているかは定かではありません。

現在、国において自公政権が生活保護基準を8月より引き下げの方針を公表し、また、社会保障も含め、賛否の議論が活発になっています。当委員会では、生活保護費の財源を税金としていること、支給に関しての公平・公正が保たれることなど、国の動向を見きわめながら判断するものとし、再度継続審査とすることに決定しました。あわせて、継続審査申出書を提出するものであります。

以上、社会文教委員会に付託されております陳情1件の審査、また継続審査としておりました陳情1件を再審査した結果の報告といたします。

○議長（宮下光晴君） 第25-1号 年金2.5%の削減中止を求める陳情書について採決いたします。

社会文教委員長の報告によると、第25-1号の陳情は継続審査で、あわせて閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－1号は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、継続審査としておりました第24－12号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情について採決いたします。

社会文教委員長の報告によると、第24－12号の陳情は継続審査で、あわせて閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第24－12号は委員長からの申し出のとおり、再度閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程はすべて終了いたしました。

以上で平成25年第1回麻績村議会定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時25分

平成25年第1回麻績村議会定例会 (第3日)

議事日程(第3号)

平成25年3月12日(火) 午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 3 号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 4 号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5 号 麻績村観光開発並びに別荘誘致に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6 号 麻績村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7 号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8 号 麻績村公営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9 号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 10 号 麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 11 号 麻績村村道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 12 議案第 12 号 麻績村準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 議案第 13 号 麻績村村道の道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第 14 議案第 14 号 麻績村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第15 議案第15号 麻績村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 麻績村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 麻績村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 麻績村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 第6次麻績村振興計画について
- 日程第20 議案第20号 麻績村聖高原観光施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第21号 麻績村農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第22号 安曇野松筑広域環境施設組合理約の変更について
- 日程第23 議案第23号 平成25年度麻績村一般会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成25年度麻績村国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成25年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成25年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成25年度麻績村水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成25年度麻績村介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成25年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成25年度麻績村観光事業特別会計予算

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 塚原紀男君 | 2番 | 高野長男君 |
| 3番 | 若林今朝路君 | 4番 | 坂口和子君 |

5番 小山福績君

6番 宮下 聡君

7番 尾岸健史君

8番 宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村 長 高野忠房君 副 村 長 市川浩史君

教 育 長 塚原勝幸君 村づくり推進
課 長 宮下利秀君

総務課長 清水清君 振興課長 飯森力君

住民課長 柳原俊文君 観光課長 宮下和樹君

事務局職員出席者

議会事務局長 宮下勝富 書 記 宮川美矢子

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下光晴君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成25年第1回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第1、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第2、議案第2号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第3、議案第3号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第4、議案第4号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第5、議案第5号 麻績村観光開発並びに別荘誘致に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第6、議案第6号 麻績村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第7、議案第7号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第7号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第8、議案第8号 麻績村公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第8号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

7番、尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 7番、尾岸です。

8号から18号が関連していますので、一括してご質問したいので、議長よろしいでしょうか。

○議長（宮下光晴君） どうぞ。

○7番（尾岸健史君） 8号から18号のこの条例改正につきましては、地方分権一括法の施行に伴う改正だと思うんですけども、この一括法の施行に伴う改正について村はどのような姿勢を持って取り組むのか。というのは、一括法で村に分権の趣旨から任せられているということで、村にかなりの責任が回ってくるという解釈なんですけれども。それで、この法の趣旨を初め、それから村の対応の強化が大事だと思うんですけども、その考え、あるいはその事務量の増大に伴う財源の確保、それから、技術的な強化も必要になってくると思いますが、職員の育成、その辺について村長からご説明願いたいと思います。お願いします。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 地方分権の流れについての話をさせていただきたいと思いますが。地方分権の歴史というのは議員御承知のとおり、平成5年の宮澤内閣のときから第1次分権改革、ここから始まっておるわけではありまして、それから三位一体改革、これ小泉内閣でございますが、そのときもあり、そしてさらに、今日おきましては平成18年から安倍第1次内閣のときから地方分権改革推進法、これが成立しまして今日に至っておるということでございます。こうした中で、今日まで多くのものが、この流れの中でそれぞれ地方の自治体に流れてきておるという現状であるわけです。もう既に幾つかは、委任事務とかいわゆるそういったものもすべて村に来ておりまして、その対応をやっておるわけでございます。議員おっしゃるとおり、以前のような形ではなくて、地方の自治体にも高度なものが求められてきておるということは事実でございます。こうした中で職員それぞれ、それに対応できるような対応をとりつつやっておるわけでありまして。これは全国の流れがこうでありまして、これもそういった流れの中でやっておるということでありまして。そしてまた、全国の地方団体につきましても、いわゆるいろいろな規制緩和等を含めていろいろな権限を地方によこしてほしいと、そんな流れの中で今回こういった動きがあるわけです。そうした中で本来であれば、いわゆる法の規制にかかるもののほかに、財源を伴うようなものもどんどんこれから流れて

くるということが想定されるわけでありましてけれども、まだまだ完全な形では地方分権ということまでまだいっていないというふうに、私は認識しております。これからさらに進んでいくと思いますけれども、そうした中で、村としては今後もこういったものに対応できる体制はきちんとやっていかなければいけないというふうに考えております。でございますから、これからも職員の資質の向上に努めてまいりたいと、こう思っておりますし、それから具体的な仕事につきましては、内部でできるもの、それから外部でやるべきものを分けて、これからやっていかなければいけないと、こう思っております。

さて、その最後のご質問の財源はということですが、これは我々が求めているだけのものが来るか来ないかというのは、現在、正直申し上げますと疑問な部分もございます。そうした中で、できるだけ地方にそういったものも流れてくるような運動も展開していきたいと、こう思っております。そんなことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 確認なんですけれども、既に平成25年度の人員配置とか、そういうことは、もう腹づもりはおできになっていることだと思いますけれども、1点、現在の組織力で、これは条例を今回可決しますと、これがもう発射するわけですよね。ということは、これを検証する、あるいは運用する、そういう人材が必要になってくるわけなんですけれども、現在の組織力で十分なのか、その辺の対応はどうするのか、いま一度お聞きしたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 高野忠房村長。

○村長（高野忠房君） 今回、村のほうで条例化したものは、もう既にこの内容のものは実績に対応しておりますし、現体制でこの対応は十分できると、こう考えております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） そうすると、現在の条例は国からの地方へ任せられた、それ以前とほとんど変わらずに、その条例化した分だけが変わってくると、そういうことなんでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今回の8号から18号についてのほとんどの部分が、今まで村として物事をするのに、いわゆるそれぞれ基準があってそれに従ってやってきたということですが、その基準が、今まであった上位の部分、村の上の段階であったものを今度村で定める

ということでございますから、具体的な内容については、既に村もこの対応をしておるということでございますので、お願いします。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 私から、要望といいますか、希望を申し上げておきますけれども、いずれにしても今回の法改正で村で条例化するということについて、かなり村の事務量というのが増大するわけですね。ですから、その中で村ができるもの、あるいは民間委託ができるもの、その辺をしっかりと分析して対応していただきたいと思います。現状のことから私、判断しますと、今の組織力では不十分ではないかなと。それだけ手が回るのかどうかというのは物すごく疑問なんですけれども、ぜひそのような対応をやっていただきたいと。これは私の希望なんです、村長、その辺についていま一度。

○議長（宮下光晴君） 高野忠房村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃるとおりでございます、役場職員すべて万能で動くというわけにまいませんので、現在もそうでございますが、特別な技術を要するようなもの、あるいは特別な仕事等につきましては専門の外部へ委託しておるというのが現状です。こういったことは今後もやっていかなければならないと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） ほかにございせんか。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 6番、宮下聡です。

関連なんです、これは問題は、一番国が地方分権一括法をつくって、それを財源と同時にいろいろの行政関係の国の行う仕事を地方に移譲するという、こういったことで現在まで来ているわけですが、今、尾岸議員も言ったとおり、一番は人材とか財源とか、それからそれに伴う規制をどんどん強めていくということなんです、果たしてこれが、この条例だけをまずつくらせて、それでこれからのこの運営8項目の条例をどうやって施行していくとか、具体的な指示がどういうふうにな国から来ているのか。ただ条例をつくるからという、今の財源問題もそうですが、どういう指示のもとにこの一括した条例を制定しろという、そういう義務的な形で来ているのか、その辺をお聞きしたい。

○議長（宮下光晴君） 高野忠房村長。

○村長（高野忠房君） 地方分権の推進というのは、国が一方的に国のほうで押しつけてくるというものではなくて、地方からの要請、要望もあるわけです。この基本には、国が一律

に地方のことまで細かく決めることではなくて、地方は地方独自で決めるべきもの、こういったものは地方に任せてほしいということなんです。根底にはそういったこともあります。

でございますから、国が一律にすべてを決めるのではなくて、それぞれ地方に合ったものを地方で決めること、いわゆるそういった権限を地方に与えてほしいということであるわけです。ということから、今まで国が握っておった権限等もあわせて地方へよこすと。ですから、そういった意味で条例制定権、いわゆるこういったものを拡大するということなんです。それとあわせて、義務づけのようなもの、それから枠づけ等があるわけですが、こういったものも見直しをしてほしいと、こんなことで今進めておるわけです。それでその際、町村が条例化に向けて、そのいろいろなことを考えていかなければならない、検討していかなければいけないということについては、そういうことが適切に行えるような、その情報提供ですね、そういうものは国に求めていくと。国もそういったものをよこしてくださいということも申し上げておるわけでありまして。

それと、国と地方が分権をすることによって二重行政のようなことにならないようにと、そういうことも国に要望しておるわけでありまして。いわゆるこういったことを地方が国に求め、それから国はこういったことに応えて今日に至っておるというふうに理解しております。それで、これからもこの流れはどんどん来ると思っています。ですから、それぞれの末端の自治体は、これに耐えられるだけの足腰の強い自治体にしていかなければいけないと、こう思っておるわけです。でございますから、当然それぞれ自治体は、今まで国があるいは県がやってくれたからということではなくて、それぞれ自治体が、しっかりその地域を見ていくという気持ちになってやらなければいけないと、こういうことであるわけでありまして。

以上です。

○議長（宮下光晴君） よろしいですか。ほかにございませんか。

宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 村としては、今の村長の言うことは大体わかりますが、この地方分権一括法の中で、地方が現在まで要望してきた事項に基づいてこの条例制定の指示が来たという、こういった解釈で。あれですか。これが全部ここで可決すると、今度はそれぞれの事業に着手していくような段階になりますね。だから、問題はこの各自治体、麻績村もそうですが、どうやって受け入れができるか、やっていけるのか。尾岸議員も言いましたとおり、人材的なもの、それから財源はどういうふうになっているか、それから各この一つ一つの条例の中に、じゃ、裏づけ財源がどのぐらい来るのか、これ全部同じじゃないと思うんですよね。

そういう具体的なものがなくて、長い文章でまだはっきり認識もできていないんですが、とにかく条例をつくらなければいけないという、一口にそういうことですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 具体的なお話をしたほうがわかりやすいかと思いますが、道路をつくるという仕事があるとします。道路をつくる場合には、それぞれ道路構造令、いわゆる道路をつくるにはどんな基準でつくりなさいという決まりがあるわけです。これは基本的には国が決めているわけですね。その決まりの中には、その二車線の場合には片側何メートルとりなさい、そしてまた、路肩はどのぐらいとりなさいというふうに決まっております。それから今回の最初の条例でもそうありますが、例えば下水道の施設をつくるにしても、いわゆるコンクリート等の強度だとか、そういった細かいことまで決められてくるということですね。

それで、そうした中で、国が一律に決めなくても、それぞれ地方に合ったものでいいのではないかと。日本列島の中で大変寒いところもあるし、暖かいところもある。それから交通量にしても、非常に多いところと少ないところがあると。そういった中で、例えば先ほどの道路ではないんですが、この前でもご説明したかと思いますが、路肩の幅が決まっているわけですね。75センチとかという幅があるんですが、それを場所によっては50センチでもいいのではないかというようなことは、それぞれ自治体で決められるということなんですね。

それでいわゆる今回の基準ですが、国でも、一律に決めてあった基準に従って設計等を今までもやっていたわけです。ですから、その基準を村独自できちんと決めておけば、それに従ってやってもらうということです。ですから、今まで村以外で決めてあったものを今度は村で決めて、その基準に従ってやっていくというようなものであるわけです。今具体的なことを申し上げておりますが。

でございますから、今までもそういった形でやってきておりますから、今回のこの程度のものについては、村は従前の形で十分対応できているということを申し上げております。でございますが、従前もそうございましたが、そういった技術的なこと、あるいは専門的なものについては、村はその専門職抱えておりませんから、当然そういったものは外部に委託したりして、今までもやってきたと、これからもやっていくということでありまして。でございますから、今回の条例改正、この程度であれば、そう心配はしておらないというものでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員、よろしいですか。

尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それでは、確認なんですが、この条例に基づいて今まで村は運用してきたと。それで、その中身は今までどおりであるけれども、今後に向けて改正点が必要であれば中身を吟味していくと、そのような解釈でよろしいんですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 当然そういうことが言えると思います。我が村ではこの部分はここまですしなくてもいいよというものが、当然出てくると思います。それはそれなりに、その時々で検討ができるというものであるわけです。それがまさに地方に合ったものはそれぞれの地方で決めて責任を持ってやっていきなさいという、いわゆる地方分権法の本質であるわけです。そういったことでこれからやっていきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

宮下議員。

○6番（宮下 聡君） これは村の条例化する村の条例ということなんですから、例えばこの14号の中にありますよね。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める、例えばバリアフリー化を図っていくとか、道路改良によって障害者や高齢者のための安全な地帯をつくるということはよくわかりますが、これがこの条例の文章のとおりきちんとやることができなければ、それは国のほうも財源的な援助も支援もないと思うんですが、その辺の細かい指示は全部村にかかっているという解釈で一つ一つの事業を進めていくということですか。

それと、一番はやはり国のほうからの財源だと思うんですよ。今まで道路改良もそうですが、自分たちが要求したこともなかなかできないと、それでこういったことを改善したいところもなかなか予算がつかないと、こういうことがずっと今まで行われてきたわけですよ。だから、この条例制定によって、そういう各事業の進行というか進捗状況がどんどん進んでいくという、地方に任せて、それと同時に財源がきちんと来て、そういう体制づくりがこれで行えるのかと、そういうところをすごく不安に思うんですよ。いろいろ人材的なこと、特に役場の職員体制はどうなのか、早急にどういうふうに改善していくのか、その辺が見えてこないし、ただ条例をとりあえず作るじゃないかというような形にどうしてもとれてしまうんです。その準備体制というものは、この麻績の行政の中で今後どういう対応をしていくか。それがなければ、条例だけつくってくださいということになってしまうと思うんです。

この制定後の体制をどうつくっていくか、そこら辺が見えてこないと思うんですが、村長の方針をお聞きしたい。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 地方分権の流れというのは今そういう流れでありますから、当然それぞれ地方の自治体はそれに耐えられるといたしますか、それに対応できる体制は常に整えておるといふことでもあります。それから国の権限をそれぞれ地方におろしていく、おろすという言葉はよくないんですが、移譲してくるわけでありまして、例えばこれは国から県へという部分もありますし、それから人口20万人以上の自治体とか、いろいろと区分がされているわけですから、でございますから、いわゆるそれぞれの地方でこの程度のものはやっってくださいよという、その流れというのは歓迎する部分もあるんです。例えば、農地転用でありますとか、いわゆる農地に係る問題でありますとか、それから用悪水路、それからいわゆる昔の赤線、青線ですね、いわゆるこういったもの等については、逆にそれぞれの自治体に任せていただいたほうがやりやすいとか、いわゆるこういった自由もあるわけですね。そういう観点では、今回の地方分権の流れというのは、そういった面では歓迎する部分です。

ただ、これから、議員おっしゃるとおり、やはり財源を伴うような事業があると思うんです。そういったものについては、そういった財源もしっかりと地方に約束していただかなければ困るといふ話は、これは全国挙げて国のほうに強くやっているわけです。そういったこともこれから、我々に課せられた仕事であろうなど、こう思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

坂口議員。

○4番（坂口和子君） 坂口です。

関連ですけれども、やはり今村長のお話、るる伺っているうちに、1つ確認させていただきたいことは、当然全国知事会だとか市町村長会だとかというところで国のほうへの要求を出していると思っておりますけれども、その点では、一番今問題になっている財源のことはどのように要求し、今後またうちの村みたいに小さな財源弱体自治体ですね、そういうところとの連携はどのようにしていくお考えですか。

○議長（宮下光晴君） 高野忠房村長。

○村長（高野忠房君） これは全国知事会でもそうですし、全国町村長会でもそうですが、三位一体改革等で減らされている交付税の復活とか、地方に対するいわゆるそういった財源で

すね、そういったものはしっかりとよこしなさいという要請は常にやっておるわけです。それから、つい身近なものでありますと、長野県下におきましても、町村長たちそれぞれいろいろな分科会に分かれております。たまたま私は建設部会であります、そういった中でも、建設事業についての地方分権の流れ等を見ながら、こういうものはこうすべきだと、あるいはこういった財源はこうだというようなものを研究しながら、それぞれ国への要望をまとめて、全国町村長会としての要請ということで強く国のほうにやっておるわけです。それで今回のこの地方分権の流れで、この程度のもは国にお伺いを立てるのではなくて、地方でもこの程度のもは地方に任せてほしいというような要望も挙げておる、そういった経過の中でこういったものが徐々に進んでおるといふふうに考えております。ですから、当然今議員おっしゃるとおり、財源等については、これから強く国のほうへ要望していかなければいけないものであると、こう思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 4番、坂口議員。

○4番（坂口和子君） 国のほうは今回大型予算を組んでありますけれども、ほとんど震災復興ということが一番メインにしていると思うんです。当然交付税等もこれから順次減ってくると思いますが、それらに対して、今言ったように条例改正に伴って地方分権の要求はいいですけれども、財源の確保については今後も強く自治体のほうでは要求できるようにしていただきたい。私も希望です。

○議長（宮下光晴君） それでは、地方分権一括法についての質疑は以上といたします。

議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第9、議案第9号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第10、議案第10号 麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第10号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第11、議案第11号 麻績村村道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第11号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第12、議案第12号 麻績村準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第12号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第13、議案第13号 麻績村村道の道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第13号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第13号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第14、議案第14号 麻績村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第14号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第14号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第15、議案第15号 麻績村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第15号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第15号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第15号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第16、議案第16号 麻績村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第16号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第16号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第16号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第17、議案第17号 麻績村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第17号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

4番、坂口議員。

○4番（坂口和子君） 17号ばかりではなくて、14号から17号ほとんど福祉関係ですけれども、今実際に施行されている介護保険法だとか、それから福祉法だとかということがありまして、具体的なサービス事業の受け手が社協になっている部分が大分あるんですけれども、社協のほうへの、この条例改正に伴ったものの周知徹底というか連携はどのように今後進められていきますか。その確認をさせていただきます。

○議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 社会福祉協議会におきましても、一応サービス事業者であることは間違いありませんが、申しわけございませんけれども、この指定地域密着型介護予防サービスの事業者指定ではございません。通常の介護サービスの関係の指定ということの事業所になっておりますので、特に社会福祉協議会に通達あるいは指導という形はしないということでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） たまたま今ここで私が質問したからそういう形になるんですけれども、14号ですね。障害者のほう等も含めてということで。さっき14号で質問しようかなと思っただら、ちょっと逸してしまったものですから、今、含めて14号から17号までを一括させてもらいましたけれども。確かに16号、17号は密着型ですので、直接社協には関係しないと思いますけれども、14号のほうは、それからなと思って、今、その社協との連携を確認させていただくんですけれども。

○議長（宮下光晴君） 14号は道路の関係ですが。

○4番（坂口和子君） 14号じゃなかった。ごめんなさい。

○議長（宮下光晴君） 道路構造に関する基準ですけれども。

○4番（坂口和子君） じゃ、結構です。取り消します。

○議長（宮下光晴君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第17号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第17号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第18、議案第18号 麻績村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第18号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第18号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第18号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第19、議案第19号 第6次麻績村振興計画についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第19号について、質疑のある方の発言を求めます。

7番、尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） この振興計画の2ページ目に当たるんですけども、その中に計画の概要のちょうど真ん中あたりですか、実施計画というのがございますけれども、これの25年度版作成の予定と配布の計画、その辺についてご説明いただきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） それでは、今ご質問にありました実施計画についてご説明をさせていただきます。

実施計画につきましては、今、2月から平成25、26、27の計画を策定中でございまして、3月中には計画が策定されるというような予定になっております。この計画につきましては、以前は地方事務所等の提出がありましたけれども、今任意の計画となっておりますので、現状では配るといようなことは計画はしていないところでございます。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第19号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第19号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第20、議案第20号 麻績村聖高原観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第20号について、質疑のある方の発言を求めます。

この件につきましては、当事者が議場におられますので、退席を求めます。

〔副村長 市川浩史君 退席〕

○議長（宮下光晴君） それでは、質疑を行います。

議案第20号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第20号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第20号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第21、議案第21号 麻績村農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第21号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第21号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第21号は原案どおり可決いたしました。

当事者であります市川副村長、入場を許可します。

〔副村長 市川浩史君 入場〕

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第22、議案第22号 安曇野松筑広域環境施設組合規約の変更に
ついてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第22号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第22号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決
することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第22号は原案どおり可決いたしました。

ここで一旦休憩をとりたいと思います。再開については10時10分からといたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時10分

○議長（宮下光晴君） それでは、会議を再開いたします。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第23、議案第23号 平成25年度麻績村一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に区切って行い、最後に全般について質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に分け、最後に全般について行います。

初めに、歳入について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

7番、尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 国においては、地方交付税を9,000億円程度削減ということであつたれているわけですが、村ではこの方針についてどのようなお考えであるか、あるいは例えば財源が不足してきた場合には、その財源はどうやって確保するのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清君） 現在地方交付税の占める割合は大変大きい54%ぐらいを占めておるというような状況でございます。当初予算では例年並みの計上をさせていただいたということでございます。これにつきましては、まだ不透明な部分もあるわけございまして、例年並みにさせていただいたというのはその辺にあるわけでございますけれども、一つにおきましては、交付税が減ってくるという部分と、逆に歳出の中では公債費等の関係で、交付税に算入されてくる部分も本年度の場合にはあるというふうに見込んでおります。また臨時財政対策債、これは交付税の補填の部分でございますけれども、この関係についても、当初では7,000万円見込ませていただきましたけれども、確定のところ補正をし、得られるものは対応してまいりたいと。また、事業に応じては基金の取り崩し等の運用も踏まえ対応し

てまいりたいと、こんなふうを考えているところです。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

3番、若林議員。

○3番（若林今朝路君） 22ページの繰入金について、ちょっと質問させていただきますが、繰入金等々、基金からの繰り入れについてであります。それぞれ今年度は例年に比べて、7,600万円ほど繰り入れが増になっておると。内容的に見てみますと、観光事業振興基金繰り入れ、これが700万円、それから大きく財政調整基金繰り入れが6,900万円と、こんなようなことでございます。ここらは一般財源だということであります。特にこういった形でこういう背景等々についても先ほど来、議論もしておるところであります。特に村債等々の過疎債対策、または大きな臨時財政対策債、こういったものが思うようにいかないことが一つの原因なのか。特に財調関係等々6,900万円、これ久々に財調がここにのってきておるわけではありますが、これらの内容説明をお願いしたいと思えます。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） ことは財調を取り崩させていただいております。これは一般財源化というものでございまして、当然単なる事業費がオーバーのためという内容ではなくて、それぞれの制度資金等を活用だとかそういうものも踏まえて検討をしまいった結果でございまして、6,900万円のうち街路灯設置、これは補助金がない、また起債の対象外というような状況で4,100万円、また農地地図情報システムだとか農地地域の整備基礎調査というようなものにつきましても、現在のところはいい補助制度、過疎債、そういうものが適用にならない、また庁舎の電算関係、これは一つの目安として5年という目途であるわけですが、現行のものも19年に入れかえた1年、その耐用年数をオーバーして使ってきたというような状況の中で、今回見直しをかけるというようなことで、基本的にはいい制度、あるいは活用の見られないものについて財調を取り崩して対応させていただいたと。この財調の積み立てもここ近年、かなり積み立ててきておるという状況でございまして、今回その充当をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 3番、若林議員。

○3番（若林今朝路君） この件は先ほど何人かの質問にもございましたとおり、どうしてもこういう村債関係、過疎債なり臨時財政対策債なり、どうしても国の施策の中で目減りして

くる傾向があるかなというようなことで、先ほども議論している地方分権とは何ぞやという、こんな形にもなってこようかと思えます。ですから、これは村のみんなの力で村の関係で、ある程度、基金として繰り入れしたものを取り崩すという形でございます。これらがどんどん進んできますと、この臨時財政対策債、こういったようなもの等々についてもめった膨らんでくるような、膨らんでというか、減少してくるような気もするわけでありまして。ですから、特に使いやすい財政調整基金ではありますけれども、これからの中でかなり慎重にやっていかなければいけないかなというようなことと、同時に、ある程度余力あれば基金繰り入れ、こういったようなものを当然とっていかなければならないかと思えますが、どうしても何か国の財布のひもを締められておるかなと、こんな感じもしてくるわけでありまして、そこの対応をひとつこれからもしていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 先ほどの交付税のことなんですが、前年度は確定額が12億7,000万円という12億円以上の交付税が交付されたわけなんですが、この国の2.2%減という、こういう状況の中で、普通交付税は前年度と同じと。それと特別交付税については1,000万円プラスと。この2.2%国の減額ということの中で、先ほども言われたとおり1%程度の減額しかしていないと思うんですが、臨時対策債については2,000万円ほど多く見ているというようなことで、この減額幅を、臨時財政対策債とか、それから特別交付税の増額分とか、そこら辺で補うという解釈でいいですか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 現在のところ、すべてを見通してと、こういうことはまだできておりません。しかしながら、当然予想を立てながら、そして事業をするのに、くどいようですけれども、財源的な部分で有利なもの、あるいは村民益につながる、そういうような状況の中で可能という部分を安全面に見させていただいて計上はさせていただいてございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございますか。

4番、坂口議員。

○4番（坂口和子君） 10ページの村税の固定資産のところと、それから26ページの村債のところの別荘壊しのところと絡めてお願いしたいんですけれども。固定資産税、村税では、

固定資産税というのが、村民税の中で入ってくる唯一のいい歳入だと思うんです。この一般家屋の調査については評価委員の人たちに評価してもらっていると思うんですけれども、一般家屋も建てたものは多分漏れなくできていると思いますけれども、もう古くなっている家屋の対応をどうしているかとか、それから家屋に付随して建てられている物置類だとかそういうものの算定、確認、それからもう一つは、別荘の家屋の調査。もう既に建ててあるものとか、壊れているものとか、そういう家屋の増減に対する調査はどのように確認されているか、それからその課税の対象をどうしているか、ちょっと伺いたいと思います。

それで、その26ページの返還別荘等壊し事業のところに関して、これから返還されてくる別荘の予想とかを立てて、そしてそれを計画的に予算づけしていかないと、返還された別荘がそのまま放置されて景観上悪くなるとか、治安上悪くなるとかということもあるでしょうから、そこらを絡めて答弁いただきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） まず、固定資産税でございます。これにつきましては前年比を300万円ほど下回っているという状況でございますが、これは平成24年度の実績を考慮して減額をさせていただいております。この減った理由というのは、平成24年、評価替えの年でございます。土地については予想を下回る下落があったということ。また、家屋の再築評価点補正というのがございまして、例えば建てられて評価されます。されたときから、木造だとか非木造によって、経年の率、こういうものがありまして、それによって毎年の固定資産税が算出されると。したがって、一度評価しますと、変更がない限りはその基準の評価額がもとになって軽減がされてきたり、あるいは住宅の場合には3年間だけは特例がございましたり、そういうような状況の移動幅があるという、そんな状況で固定資産税が減ってきたということでございます。そして当然これは3年に一遍の評価替えの見直しにつきましては、専門の鑑定士さんがその基準値を出して、宅地については売買実例等々も参考にしながら、その基準額が出されているというものでございます。

また、26ページの関係で、村債の中で返還別荘等取り壊し事業ということが、当初予算では今回初めて出てきた内容だと思います。これにつきましては、この過疎債の中に、以前はハード的なものしか事業の対象になりませんでしたけれども、平成22年から過疎法の改正によって、ソフト面もできるという状況でございます。ただ、これも条件が整っている場合でございます。そういうものも活用しながら対応していくという状況の中で、村費だけでやるんでなくて、この財源を見ながら取り壊しをします。この取り壊しにつきましても、その景

観上だとかそういうようなことで優先的にとといいますか、やる予定のあるところを先にやっているという状況でございますので、よろしくお願いたしたいと、こんなふうに思います。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） いいです。答弁いただくのだったら。

○議長（宮下光晴君） 答弁ありますか。ほかにはないですか。

宮下観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 別荘の計画的に戻されてくるものを予想しているかというご質問ですけれども、それに関しては計画的に戻されるということは見込んでおりません。あくまでも契約上は取り壊しをして戻していただくというのが原則でありますので、できる限り特殊な事情がない限りは壊して戻していただくのが原則です。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 今の建っている別荘の数とか、それから建築の年数とかというのものも全部把握をしているんでしょうか。そして、それから、今原則的にはということをおっしゃったけれども、前からこれ、問題になっていまして、それでももう幾つか返ってきているということで、壊さざるを得ないということが現実には起きていると思うんですけれども、そういうことは今後起きてこない、契約でそうなっているから全部壊して更地にして返還してもらおうということが強制力がありますか。

○議長（宮下光晴君） 観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 強制力はございません。あくまでも契約上なので、できる限り契約でやっていただける限りはお願いしますということでやっているところであります。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 私が心配しているのは、いわゆる別荘の固定資産税のうちの家屋税の対象が今後どういうふうに入ってくるか、歳入にどのぐらいの歳入度があるのかとか、それから今言ったように、それが今度だんだんもう返還がたくさんになって、返還に伴って、こういう壊さなくちゃいけないということが起きてくるのではないかと懸念して、今質問しているんですけれども、そこらはそんなに心配する問題ではないんでしょうか。別荘の家屋税とかというのもの、歳入にはそんなにも予算的に数字として今後歳入の中に入ってくるものとは解釈できないということでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 特段、別荘だけの、例えば固定資産税がどのぐらいという数字は、今私のところでは持っていません。しかしながら、これは調べるといような状況になればこれは、当然調べてご報告をさせていただく機会を設けたいと、こんなふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 後ほどでも結構ですけれども、一般家屋と別荘という、うちの村はその別荘という特別の条件があるものですから、別荘家屋についての固定資産税、歳入がどのぐらいだとか、今後どのぐらい見込まれるだとかということがわかれば、ありがたいかなと思っております。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 村営駐車場の件でちょっとお伺いしたいんですけれども、14ページの。村営駐車場が昨年度は224万8,000円というようなことの中で、今年度211万6,000円で、13万2,000円ほど減額になっていると。村営駐車場の現在の使用されている、その内容ですね、要するに減額となった理由、それからその中身として、何区画あって何区画があいているか。その減額になった理由をお聞かせ願いたいんです。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 実際には、実績に応じて計上させていただいております。そして、現状からしますと使用可能な区画が78区画でございます、おおむね67区画ぐらいの利用かなというふうに思っております。約10台分ぐらいは、今現在では契約がないと。ただ、どうしてもこういうものは1人出れば次の人という状況でなくて、移動も当然年度末だとかそういうときになると出てまいりますし、利用状況としてはそんな状況かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） すみませんが、1区画当たりどのぐらいだったですか、単価は。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 単価につきましては、1区画、月額2,600円と、奥のほうのところは2,000円と。これは軽自動車ぐらいな範囲かと思いますが、そんな状況でございます。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（宮下光晴君） それでは、一旦質疑なしと認めます。

以上で歳入全般について質疑を終わります。

次に、歳出全般について質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

7番、尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 工事費についてですけれども、道路、それから維持工事、それから住宅工事、もろもろあると思いますけれども、村長が日ごろおっしゃっている、村内業者にスタミナをつけさせるというか、村内業者育成。その辺について25年度、どのようなお考えでいるかお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 工事関係について、どの業者さんをお願いするかということは、今現在では村長に権限がなく、業者選定委員会というところをお願いしておるわけですが、私の気持ちとしては、村内の業者もしっかりいろいろな工事に参加をしてほしいと、村内の業者も頑張ってもらいたいということを私は願っておるわけでありまして。そういったことで現在進んでおりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

2番、高野議員。

○2番（高野長男君） 竹粉の製造経費についてお聞きしますが、人、これは地域おこしの方が製造しているもので人件費はかからないと思いますが、機械とか動けば経費が当然かかるとは思います、その経費というのは、この39ページの地域おこし協力隊関係諸費のところに入っているのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 竹粉製造の関係経費でございますけれども、予算計上しである部分につきましては、38ページの需用費の中の細説の02の自動車燃料費等のところと、あと、ご指摘のとおり、39ページのその他諸費のほうに入っておるところです。

○議長（宮下光晴君） 高野議員。

○2番（高野長男君） これはちょっと予算にも関係してくると思いますが、その竹粉というのは、つくるのにどのぐらいかかるか、ちょっと今我々わかりませんが、無料で配布するん

でしょうか。それとも有料で、その竹粉をですね、一般村民に。それと堆肥づくりに、今家庭にあるコンポストみたいなものでつくるのか、簡単なポリバケツみたいなものでできるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 竹粉につきましては、今現在、無料配布というようなことではございますけれども、今現在、昨年から、バケツというか発砲スチロールの容器でできないかという研究を進めております。冬場が発砲スチロールの容器だと凍ってしまったりというようなこともありまして、その対策をどうするかという研究をもう少し進めていきたいと。コンポストについても利用できる事案がありますので、その方向についても竹粉を活用しながら進めていければなというところと、有機堆肥の製造につきましても、竹林整備の事業がこれで進んできましたので、竹粉の確保ができるようになってきたので、25年度に研究を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

1番、塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 101ページの工事費の関係と、それから備品の関係で、旧北校舎の関係の予算が330万円盛られておりますが、私、このことについてちょっと疑問を抱いておるわけでありまして。内容的には、この北校舎を保存をしようということで、約1億円ぐらいでできるだろうというような予算の中で工事が進められてきた。その中で、工事費のみが当初9,800万円、あと追加というようなことで1,000万円を超える。そのほかに設計とかたしか600万円ぐらいの予算だったかと思いますが、いずれにしても1億を超え、1億1,000、2,000万円というような状況の中で、このあと使う必要性について疑問を持つわけでありまして、その中で、まだこのほかに年間の維持費等ことしの予算では盛られておりませんが、当然またかかってくるだろうし、こういった小さい村の中で、早く言えば公民館を2つ持って運用するというようにすぎないかと、このように思うわけの中で、もう既に交流センターが3年を経過しようとしている。その中で今まで、費用の中で重複して部屋を使えなかったと、そんな事例が何回あったのか。その辺最初にお尋ねしたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 塚原教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 今の地域交流センター等の最初の質問の中で、重複して使えないというような部分でございますけれども、そういった部分につきましては、大きなイベントとか会議、そういった第3とホールのほうの使用について重複して使えないというような部分

がございますけれども、一応会議等についてはそれぞれバランスよく使用していただいているのと、ある意味では、日にちを変えて使用していただいているというような、使用者のほうである程度考えていただいているというようなことで会議等は使用しているということがございますので、いわゆる重複して、強いて言えば、村民の皆さん方にご迷惑かけたというようなことは、今のところございません。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） そういう中で、最悪の場合は、ここの庁舎も会議室も2カ所、3カ所あるわけで、そんなに今まで3年間困ったということはなかったというように、今お答えもあったかと思いますが、そういう中では、それは耐震工事をして、ただ飾っておくのもあれだけでも、できるだけ備品等もそんなにそろえない、それからどうしてもというようなときのみを使うようにして、使えば使うだけ維持・管理費がかかるわけですので、その辺の考えはいかがですか。

○議長（宮下光晴君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 北校舎の活用につきましては、北校舎の保存活用の検討委員会のほうでいろいろとご協議いただき、使用目的等につきましても答申をいただいているところでございます。特に御承知のとおり、こういう子育て支援の部分、それからある意味では村民の皆さん方の活用等々、いろいろな答申がされているわけがございますけれども、そういった中におきましても、交流センターとは違った意味でのエリア分けをする中で活用を図っていききたいという現況でございます。そして、ともに国の登録有形文化財というような形の中で指定を受け、今、官報告示を待っているというような状態でございますけれども、そういった部分もあわせて、歴史的な建物としての村民への公表あるいはそういった活用という部分で、交流センターとはある意味では違った形の中で、それを使用していきたいと思っております。そういった経費のいろいろな部分につきましては、これはどの施設もそうでございますけれども、極力経費節減に努める中でその活用の方向性を見出していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 今までもそれぞれのこういった庁舎というか交流センターなり、前の公民館なり、およその年間の維持費というものは、今後、今の北校舎についてはそう使わないだろうが、概略、胸勘定で年間維持費はこのぐらひは最低かかるかなと、そんな予想はい

かがですか。

○議長（宮下光晴君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 北校舎につきましても、消防法の関係あるいはそういう検査、そしてまた電気料等々が主なものになってくると思いますけれども、ちょっと電気料につきましては、今新たに契約をこれからしていくわけでございますけれども、そういった形の中で年間どのぐらいかかるのかという部分と、使用量に応じてというような部分がなかなかちょっと目算つかないわけでございますけれども、旧北校舎の改良前につきましては、大体基本的なものは70万円から80万円ぐらいということでございますので、実際的には、今度は契約容量等がちょっと大きくなっておりますので、使用量に応じては若干それが伸びてくるかなというような形でございます。あと、ガスとか水道あるいはそういった下水道等々についてはえらい変わりがなくということでございますけれども、一番考えられるのは、電気とかそういう部分で今後若干は伸びるんじゃないかなというような考え方でございます。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 私も、そんなに使うことはないじゃないかと思う中では、若干維持費が減るということの考えだから、むしろふえるということはちょっとあり得ないような感じもするし、そんな中で、検討委員会の中でも、むしろ村のほうから維持費がかかるからこちらの役場庁舎あるいは交流センターで、できるだけ間に合うものは間に合わせてもらいたいというような指導もしていただいて、できるだけ維持・管理費の少なくなるようお願いをしたいと、こんなふうに要望いたします。

○議長（宮下光晴君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） いろいろな答申の中にもございますとおり、その活用方法につきましては、いろいろと精査をする中で、なおかつ村民の福祉の向上あるいは子育て支援の充実に向けたような形の中で、多くの村民の皆さん方に使っていただくという部分については、これはありがたいことなんですけれども、ある意味でそういった経費等の部分につきましては、極力節減するような形で対応を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 村長。

○村長（高野忠房君） 旧麻績小学校北校舎につきましては、皆さん方のご理解、ご協力を賜りまして、何とか工事が、この3月に耐震補強が終わるということになったわけです。そし

て、工事関係それだけではなかったのかと、まだこういうものは出てくるのかということでございますが、以前から申し上げておりますように、耐震とあわせて今度は保存活用、活用していくことにもということでありますが、この活用というのは、やはり地域が元気になるためのものにしていかなければならないということでありまして、都市との交流でありますとか、今教育長申し上げたように、子育ての関係でも、今、必要に迫られておるわけです。といいますのは、今交流センターではいっぱいのような状況でございます。放課後等ご覧いただければと思いますが、もういっぱいのような状況。それから、あわせて図書館等も、放課後にはもういっぱいのような状況ございまして、何とかしなくてはいけない。それからさらに今、筑北地域で協議しております学校統合等になってきますと、放課後児童対策、いわゆるこういった場所もどうしても必要だということであるわけでありまして。そうしたことで何とかこれから活用の道はいろいろあるわけでございますが、そういったことに活用させていただきたいと思うわけです。

この3月定例会で提出させていただきます補正予算等にも絡むわけでありまして、現在まで約1億の予算を投じておるわけですが、最終的には村費がどのぐらい必要なのかということでありましたが、現在、3月の補正を含めてでございますが、最終的には一般財源が258万円ほどになるのかなと、今そんな予想をしております。258万円ほどになっています。それからさらに、当初予算に計上してあります今回のこの事業、備品でありますとか工事関係もあるんですが、これも現在当初予算にこういう形ではのせてありますけれども、内部では、事務的にはダブルで今やっております。ダブルということはどういうことかということ、24年度の経済対策等へも同じ形で持ち上げております。でございますから、財源等については有利なほうへ切りかえていくという考え方で、今やっております。

それからさらに、入れ物だけではいけませんので、中で椅子等が当然必要になってくるわけでありまして、そういったものについても、県の元気づくり支援金でありますとかいろいろな制度を使って村費を極力減らしていきたいと、こんな考え方で進んでおります。それと議員がご御指摘のように、これから維持費をいかに低減させるか、そしていい結果を出していかなければいけないということでございますから、できるだけ経費は、ランニングコストは下げるような工夫と、それからその活用することによって地域が元気になると、子供たちが立派に育っていくと、そんなことに意を配していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 年々、少子化、子供も減っているということもあつたり、また学校統合等で麻績村で2つの学校が統合すれば、恐らく2つどちらか1個は減るかなと、そんなことも見えるというような感じもありますので、そんな中でそういったところも使うこともできるしということを想定する中で、私が今の意見を申し上げましたが。

以上で終わりにします。

○議長（宮下光晴君） 先ほどの坂口議員の質問に対しまして、総務課長より説明があります。総務課長。

○総務課長（清水 清君） 先ほど質問にございました聖高原の家屋から成る固定資産税は、約1,000万円ほどでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。歳出。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 71ページの1番下の欄の鳥獣被害防止総合対策事業315万3,000円、この件なんです、県の補助金として315万1,000円入っているというようなことで、昨年度を見ますと630万円ぐらい予算が出ているわけなんです、24年度からにかけての住民要望というのはどのぐらいあるか。この315万3,000円の根拠というか計上した理由について、それらをお願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうからお答えしたいと思います。この鳥獣被害防止総合対策事業につきましては、国の補助金の中で、県の中でまとめて補助金としており、県で採択される事業でございます。これにつきましては、本年度梶浦地区ということで、梶浦地区のほうから、設計、どのようにやるかというものを踏まえる中で、見積もりをとる中で計上させていただいた部分でございます。ほぼ一応全額に近く国・県から補助金が来るといってございます。なお、24年度につきましても、こういう部分で真米地区をやっております。

そのほか24の部分でいきますと、田作の関係もまだまだ村の10分の6の補助金の中でやっている部分もございまして、そのほか大きなものとして円明のほうから上がってきて、これをどちらにとるかということで相談した結果、そちらのほうは村の補助金でやりたいということでございます。なお、この有害鳥獣被害防止総合対策につきましては、昨年、一昨年から

ら始まってきているわけですが、国の補助金の中で削減になる可能性もあるという部分で精査する中に行っているということでございますが、一応この部分につきましては、県の事業の中で広域の中でやっていくという事業でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） そうすると、これから希望がある地域が出た場合は、補正対応ということでやっていくということですね。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 国・県の事業は補正対応はちょっと難しいということでございます。国・県のほうで余分な部分が出てくると対応できますけれども、それ以外は村単のほうで対応していきたいということでございます。これにつきましては、いろいろな部分でやっているところ等話を聞く中で計画を組ませていただいた部分でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

○4番（坂口和子君） ページ38、集落支援員についてです。一般質問でも少しやらせていただきましたけれども、予算と絡んでいるところのことについての関係で質問させていただきます。

ページ38の報償費の185万円、需用費のところの6万円、それから40ページの車の借り上げの70万円、41ページの負担金のところの研修費の1万5,000円等がありますけれども、この集落支援員制度というものが初めて今回25年度で導入されてきていますので、もう少し具体的な費用の裏づけのところと、それから活用方法等を説明していただければと思います。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） それでは、集落支援員の費用の関係についてご説明をさせていただきますけれども、集落支援員制度につきましては総務省事業でありまして、特別交付税措置というような形でございます。事前申請という形ではなくて、地域おこし協力隊と同じような形で関係経費を報告して、いただけるというような形態になっております。活用できる部分につきましては、選任の場合を今想定してございますけれども、支援員1人当たり200万円までの報償の関係、あと活動費として150万円までの活動費が、補助の対象になってくるというところでございます。活用方法につきましては、今回は村全域で課題等

を庁内で検討する中で、その課題解決に向けての活動ということを想定しておるところでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 具体的に庁内で検討しているといっても、どのような方向の検討をしていらっしゃるかということをお願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 具体的に検討というのは、各課連携でこれから本格的な検討には入っていく予定ではおりますけれども、集落の現状の把握に向けた関係等が入ってくるといような形で、今、農地の管理の関係ですとか、人・農地プランというような課題もありますので、そんなようなところとも連携をして、また地域づくりにもさまざまな課題が出てきておりますので、そんな形で検討ができればというふうに考えております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 具体的には、採用とか、いつ、どのようにそれを発していけますか、この支援員については。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 採用につきましては、4月以降検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） そうすると、総務省のほうへの支援員1人派遣というか、そういうことは既に申請をして許可が出ているということですか。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 集落支援員の関係につきましては、特別交付税措置というようにございます。これの経費の調べが例年9月ないし10月ころ来ますので、集落支援員1人当たりこのぐらいの経費を予算計上して計画をしておりますという申請だけで、3月末に審査の結果、必要経費がいただけるというような制度になっております。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

7番、尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 職員の給与初め、手当あるいはもろもろの人件費の関係なんですけれども、現在の組織あるいは25年の組織の基本方針、その辺について人員を減らしたところ、

あるいはふやしたところがあるかと思いますが、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 当然、当初予算を編成するに当たりまして、新年度の事業方針あるいは重点を置く事業、すなわち簡単に言いますと、忙しくなる部署というようなものが出てくるわけでありまして。そういったことから、4月1日からそれぞれ仕事がふえる箇所等については増員をしていくというようなことも、今検討しております。4月1日付の人事を近い時期に決定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 基本的にどの部署に比重がかかる、あるいは村長の公約実現に向けてどの辺に重点を置いていくとか、その辺の考えはございますでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 細かくは申し上げられない点もあるかと思いますが、まずは、重点を置くということは、それは当然、以前から申し上げているように、若者定住とか子育て、こういったところは力を入れていかなければいけないということは申し上げておりますが、いわゆる仕事の量といたしましては、4月からは振興課が大分仕事がふえるであろうということは認識しております。それから村づくり推進課、これもいろいろな事業を今拡大しておりますし、それからその仕事もふえていくだろうというようなことも考えております。そういったこともございますし、それから教育委員会等の子育て支援、こういった考え方もしっかりやっていかなければいけないと、こんなこともございます。そういったことを、みんなが限られた人員ではございますが、しっかりと人事をしていきたいと、こう思っております。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（宮下光晴君） それでは、一旦質疑なしといたします。

以上で歳出全般について質疑を終わります。

それでは、最後になりますが、歳入歳出全般を通して質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

高野村長。

○村長（高野忠房君） ただいまの尾岸議員さんのご質問でございますが、私が申し上げた、

4月1日からのそれぞれどこに重点を置いた人員配置をしていくというようなことについては、当初予算上では反映されておられません。当初予算上では、現在の人員体制、現在の職員で人件費は組んでございます。でございますから、4月1日の人事異動によるものは6月の段階で補正をさせていただくということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） ちょっと先ほど1つ落としてしまったんですが、41ページの下の方の地域準公共交通機関支援の150万円については、タクシー事業に対する支援金だと思うんですが、これ当初は22年から始まって当分は支援していきましようというようなことで、あのときを調べてみたら、3年間ぐらいはそういった地域の交通機関の確保ということの中で撤退をしては困るというようなことで150万円、これは筑北村も負担していると思うんですが、これは金額は高いとか安いじゃなくて、地域の交通を確保するため、特にタクシー事業については非常に重要な事業であります。そういった中で、この支援については当分このままでいくというようなことの中で、以前に出た撤退するかしないかなんて、そういうことがあったわけなんですけど、現在のところの情勢というか、このままでいけばタクシー業もこの地域で営業してくれると。どういう姿勢でこれからタクシー業者に対しての支援をしていくかと。支援がなければまた撤退してしまうというような、そういういろいろ懸念がされるわけですが、その辺どうでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 村長。

○村長（高野忠房君） 実は、この支援については約束の期間等もあるわけではございますが、そういった中でお話をさせていただきましたが、やはり今、議員おっしゃるとおり、今タクシーが非常に厳しい状況であるということでございます。決して麻績村の営業所といいますか、ここを続けていくことは本当に厳しくて、今そこに常に1人電話をとられる、いわゆる事務をされる社員も1人置いてやっておられるということで、大変ご努力はいただいております。いわゆるそういった努力を続けていくにはどうしても経費が必要なんですということで、今回の当初予算にこういう形になったわけではございますが、今後についてでございますが、改善されればこれは打ち切らせていただきたいということでございますが、もし改善の方向がなくて厳しいということであれば、村は支援をしてでもタクシーには聖高原駅前にももらいたいと、こんな気持ちで支援をさせていただきたいと、こんな考え方でございます。以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

○4番（坂口和子君） ごめんなさい。歳出のほうですけれども、ページ29の一般管理費のところの臨時職員、嘱託職員等に関する賃金から保険からいろいろ入っているんですけれども、全体の職員の比率からいって、現在、臨時職員、嘱託職員が何%ぐらいで、その人件費にかかる費用も何%ぐらいになっているか、わかったら教えてください。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 議員おっしゃるように、昨年と比べても約240万円ほどふえております。現在それぞれの賃金等はそれぞれの科目のところでお出しをいただいております。納める納付期間によっては麻績村という形で一本で請求が来るというような状況の中で、事務の円滑化を図るためにも、ここで一本化して対応をしておるということでございます。細かい人員については、今ここで何人ということをつかめていません。というのは、途中で採用する人もいますし、4月の段階になってみて雇用の契約を結んだ状況でございます。

ここでなぜこれだけの額がふえたかという部分でございますが、これは地域おこし協力隊だとかそういう方々で行政として入らなければならない、そういう方々の部分が昨年から増員になったり、今の言う支援員の方もそうですし、そういうようなものも見込みまして計上をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） そうすると、一般業務、それからそのほかの専門業務を含めてという解釈でよろしいということですね。そうすると、今後いろいろ予算全体の中の人件費というもののパーセントからいっても、確かに正規職員と臨時職員との活用によって、費用の、いわゆる財源の使い方も工夫はしていらっしゃると思いますけれども、先ほどの尾岸議員さんも言われたように、一番は、人がどのように職務に精通していただいて、そして継続的に業務が円滑に行われていくかということに関係していきますので、単に費用だけの、財源の費用割愛のために臨時職員、嘱託職員という考えじゃなくて、これは村長のほうにお願いしたいことですが、そこらも全部トータル的に見ていただいて費用対効果、それから一番は業務対効果、職務の遂行も含めて考えていただきたいと思いますが、そこらの村長のお考えはいかがですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 役場の業務というのはいろいろな職務が多岐にわたっております。こ

うした中で職員としてきちんとやっていかなければいけない仕事もありますし、それから仕事そのものが単純で臨時の方をお願いできるというような仕事もございます。やはり行政経費の効率化ということを考えていきますと、全て役場の正規職員でやらなければいけないというものでもございませんので、そういうことをいろいろと幅広く考えて対応していきたいと、こう思っております。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

歳入歳出全般を通じて。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で歳入……

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 1番、塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 先ほど歳入歳出をやった後、その他について質疑をしてもいいというように伺えたが、その他でよければ、私のほうからお願いしたいが、いかがですか。

○議長（宮下光晴君） 予算に関係することなら結構です。どうぞ。

○1番（塚原紀男君） 本年度の予算にもものせてございませぬが、辺地対策事業の関係についてお尋ねをしたいと思います。

この事業、昨年から6年間か、継続というようなことで内容的にも過疎債と同じような条件になって、5年据え置き30年償還ということになっております。その中で今まで高速というか、あっちのほう、工事をやってきた中で、今の県道、入川地籍ですか、あの辺のことの対応をする中で、野田沢高線を通して迂回をするということが基本の中で今までも工事がなされてきたかと思えます。その中で今、高の公民館から桑関の途中まで間が改良が進んでいないと。このことが28年までというような、一応今のところ延長になっておるわけですので、昨年もこの事業についてはなかったし、25年度も計画をされていないが、その辺、地域から要望がなければやらないというふうに理解せざるを得ないと思うが、その辺いかがですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員がおっしゃるとおり、この辺地というのが使えれば本当にありがたいわけです。今、麻績村としてそれを使える地域は今おっしゃられた桑関といいますか、向こうであるわけでなんですが。実は今、辺地が現実的には麻績村では過疎が使えるもので

すから、過疎を使うということで辺地が使えない状況なんです。でございますから、過疎枠といわれる枠がございますので、そういったものを活用していくということでやっております。議員がおっしゃられたとおり、高の公民館から下へおりてくるんですね。あの線も本当に大事な路線でありますから、順次、今、桂のほうからは進めておるわけでございます。そんなことでできるだけ村も、今後もし過疎が十分使えれば村としても努力していきたいわけでございますが、今のところ過疎が使えない状況でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 村長の施政の中にも、消防車等も入れるようなそういう道路ということの中で、高のところも無理すれば入れるというような状況かとも思いますが、極端な。まだ改良されておられませんので、ぜひこの28年までの期限の中でそのことを全通するように要望いたします。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 村道の中でおっしゃるとおり、まだ救急車両等厳しい部分がございますが、そのところはこれからではございますが、しっかりした計画を立てる中で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） ないようですので、以上で歳入歳出全般の質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 討論なしと認めます。

それでは、議案第23号について採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下光晴君） 全員起立。

着席してください。

よって、全員賛成と認め、議案第23号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第24、議案第24号 平成25年度麻績村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案第24号について、質疑のある方の発言を求めます。

7番、尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 全体的なことでお伺いしたいと思いますけれども、国保税の今後のアップする計画と、それから現在の未納の状況、その辺をご説明いただきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） まず、第1点の国保税の値上げ等についての今後の検討はということでございますけれども、現在、国保の特別会計につきましては、比率によりまして国保税の確保をしていかなければならないということになっております。ただ、これにつきましては、国保の加入者につきましては、所得等の低迷によりまして納める税が下がってきているというような状況も続いております。したがって、今後でございますけれども、その動向を見ながら、また医療費の高騰といいますか、経費の動向によりまして検討していきたいというふうに考えております。当然医療費がかかってまいりますと国保税も値上げせざるを得ないということで、この会計を運営するに当たりましては、そこまで検討していきたいというふうに考えております。ただ、現在のところは徐々にではありますが、国保の関係の医療費関係につきましては下がりつつあると、微減ではありますけれども下がりつつあるということから、勘案しましてすぐには上げるというような状況にはないかなというふうには考えております。

それから滞納の状況でございますけれども、年度当初、9月の決算におきまして、平成24年度に国保税につきましては1,000万円ほどの滞納額がございました。現在までに収納が169万円ほどございます。不納欠損が44万5,000円ということでございまして、残りまだ800万円ほどございます。それにつきましては極力各職員、それから課を挙げまして、それから各税担当と連携を図りながら収納していきたいということで考えております。よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 国保関係については、また、県下で一番成績がいいというようなことがずっとここ5年以上続いているわけなんです、ことしの予算から見ますと、例えば14ページの保険給付費を見ますと、診療報酬が一般被保険者の場合は2億700万円になっていて、300万円ほど減っていると。退職被保険者の療養給付につきましても200万円減っているというような、こうした診療報酬が減ってきているわけですね。そういった中で、医療費がどうしてこう下がらないかというような、こういうところを見ると、大分改善されているようには見えるんですが、どこにこの原因があるか。非常に疑問に思うわけなんです。こうやっていろいろ給付費を見ますと減ってきているんですよ。でも、依然として医療費が高いというようなことは、県下でもそれぞれの町村が非常に医療費削減で皆さん努力して、それで全体的に下がっているというようなことの中で、麻績村も非常に努力されていて、こういった実態があって下がっているというように見るんですが、これは村挙げての取り組みだと思いますが、その辺の対応、今後どういうふうにしていくかということが求められると思うんですが、その辺、今後の、ことしの方針、医療をどうやって下げていくかということをお聞きしたいんです。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 宮下議員おっしゃるとおり、1人当たりの医療費につきましては依然として県下1位ということが続いて6年目になります。これにつきましては宮下議員おっしゃるとおり、それぞれの市町村が努力して医療費の削減に努めているところの中で、うちのほうもかなり下げては来ていますけれども、依然として1位ということでございます。今後につきましては、今実施しております特定健診、それから保健指導等を徹底して、より推進していきたいというふうに思っております。したがって、病気にならないように指導していくということのほうが重要なことというふうに思います。ただ、残念ながら重篤化される方も中にはいらっしゃって、その関係で医療費のほうのがんと上がってくるという事例は否めないわけでごさいます、そういうふうにならないような形で各住民の方の健康をそれぞれ見守らせていただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第24号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第24号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第25、議案第25号 平成25年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第25号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第25号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第25号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第26、議案第26号 平成25年度麻績村住宅団地分譲事業特別会

計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第26号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第26号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第26号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第27、議案第27号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第27号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 12ページの委託料、一番上段ですが、全体計画業務ということで1,470万円計上されておりますが、これは昨年度長寿命計画策定のために980万円ほど使っている。長寿命計画というこの全体事業の中の計画業務ということなんですが、一応5年めどに進めてきたというように私は記憶しているんですが、この計画は5年じゃなくて10年ということですか。この計画はどこまで続くのか。それと全体計画の中身、これをちょっとご説明願いたいんですが。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） これにつきましては、今おっしゃっていたとおり長寿命化等、全部やってきております。そんな中を、今度は全体の中で計画をしていくと。26年度以降について、全体の計画をしていかなければならないという部分で、長寿命化と合わせる中で麻績村の下水道全体の部分の今後の維持・管理・修繕等の計画を全部立てていくという形になりますので、よろしく願いいたします。実際には若干お話ししてございますが、農集排と公共下水道のつなぎ込みとか、そういう部分を含めて全部総合的な計画を組んでいくということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

宮下議員。

○6番（宮下 聡君） そうすると、長寿命計画は計画で進めて、さらに全体的な計画を進めると。この全体計画はどういった期間でやるわけですか。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） すみません。期間出てこないものですから、調べて大至急ご連絡申し上げます。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

宮下議員。

○6番（宮下 聡君） そうすると今、農集排と公共下水道の一本化というものはお話があったんですが、これは全体計画の中へ入れて、それで計画的に進めるというようなことですか。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 処理数量等ございますので、しっかり長寿命化の中で調べてあるデータ等を入れながら進めていくということで、まず、一番先に考えているのは、上井堀の地区と下とつなげられればいいなということで、今計画を順次進めている状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（宮下光晴君） ないようですので、それでは、議案第27号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第27号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第28、議案第28号 平成25年度麻績村水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第28号について、質疑のある方の発言を求めます。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 11ページの委託料の中の水道台帳作成の件でちょっとお聞きしたいんですが、これはもう平成20年からずっと始まっていると思うんです。それで、この作成台帳の費用が徐々に上がってきているというようなことの中で、今年は980万円というようなこと。この台帳整理、台帳作成は、これだけ長い期間を5年間という計画じゃなかったかと思うんですが、どういった面でこれだけどんどん、どんどんと言っちゃいけないけれども、またことしも計上してあるというようなことの中で、どういった作業がなっているか、その辺の進捗状況というかそういうのをお聞きしたいんですが。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 水道台帳作成業務につきましては、一応当初、20年から26年ぐらいの部分で計画を立ててやっていたわけですが、いろいろ含める中で仕事のおくれている部分、またございますが、25年度におきましても延ばすということで、20年から27年度の計画に変更してまいります。そんな中で、結構中の部分で金額が動くということもございますが、実際には航空測量等入れる中で、若干変わってきている部分もあるということ。それと25年度におきましては、これから聖地区のほうの入る部分がございます。そんな中で航空測量等の部分も入ってまいりまして金額が上がってくるということでございますが、一応27年度には終了したいということで、今計画を組んでいるわけですが、本年度上水道の台帳図面作成につきましては、聖地区で約10キロ部分を予定しているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） そうすると、この台帳整理というのは、公共的な本線、幹線、そういった面と個人の引き込みの細部にわたる図面をつくるとか、長寿命計画とは関係ないわけですか。どういった内容で進めているのか。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 水道台帳につきましては、個人の宅地内の部分は入らないです。引き込みのところは入りますけれども、個人の住宅へはどこから引き込んでいるという部分は入りますが、個人の宅内の部分は入らないということになりますので、よろしく願いいたします。

それと、長寿命化というか、今この台帳につきましては、下水道台帳の中に一緒に落とすような作成をしておりますので、その部分も必要になるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 補足させていただきますが、今、下水道台帳と一緒にという部分で入れているというお話をしたんですが、この台帳につきましては、要するに、本管がどの位置にあって、道路から何メートル下に埋まっているということ、そういう部分と、そこへ何ミリの管が入っているというような実質的な部分をそこへ台帳に落とすということで、紙ベースということもありますが、そのどこにあるかという詳細がそこに載ってくるということになります。ですので、どこで曲がって、この管はここから宅内を取り込んでいるという分岐点等をお示しする中でやっていくということですので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第28号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第28号は原案どおり可決いたしました。

先ほどの下水道事業特別会計の宮下議員の質問に対しまして、振興課長より説明があります。

振興課長。

- 振興課長（飯森 力君） 申しわけございません。先ほどの期間でございますが、一応、長寿命化計画はこの25年3月末をもって策定が終了するわけでございますが、あと5年かける中で全体では10年の計画になろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

- 議長（宮下光晴君） 日程第29、議案第29号 平成25年度麻績村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第29号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下光晴君） それでは、議案第29号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第29号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

- 議長（宮下光晴君） 日程第30、議案第30号 平成25年度麻績村後期高齢者医療特別会計

予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第30号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第30号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第30号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第31、議案第31号 平成25年度麻績村観光事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第31号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

4番、坂口議員。

○4番（坂口和子君） 4月から今までの公社が民間ということで独立するんですけれども、業務上で今の聖高原にある案内センターを含め、その事務所の動きとか、それから職員の体制だとか、そういうことで何か変わることはありますか。新しい方針と変わるところ、ありましたらお教えしていただきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 職員体制等はまだ明確には言えないところがございますけれども、お客様に対する業務については、今までどおり変わりなくやっていく予定になっております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第31号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第31号は原案どおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮下光晴君） 以上で、本日予定されました議事日程は全て終了しました。

平成25年第1回麻績村議会定例会第3日目を散会といたします。

この後、委員会室において全員協議会を開催し、提出者より平成24年度補正予算議案等の事前説明を受けますので、午後1時に委員会室のほうにご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時38分

平成25年第1回麻績村議会定例会（第4日）

議事日程（第4号）

平成25年3月13日（水）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第32号 平成24年度麻績村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 2 議案第33号 平成24年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 議案第34号 平成24年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第35号 平成24年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第36号 平成24年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第37号 平成24年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第38号 平成24年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第39号 平成24年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第40号 平成24年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第41号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第11 発議第 1号 議会議員の派遣について
- 日程第12 閉会中の継続審査申し出について

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 塚原紀男君 | 2番 | 高野長男君 |
| 3番 | 若林今朝路君 | 4番 | 坂口和子君 |
| 5番 | 小山福績君 | 6番 | 宮下聡君 |
| 7番 | 尾岸健史君 | 8番 | 宮下光晴君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村長	高野忠房君	副村長	市川浩史君
教育長	塚原勝幸君	村づくり推進課長	宮下利秀君
総務課長	清水清君	振興課長	飯森力君
住民課長	柳原俊文君	観光課長	宮下和樹君

事務局職員出席者

議会事務局長	宮下勝富	書記	宮川美矢子
--------	------	----	-------

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（宮下光晴君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成25年第1回麻績村議会定例会第4日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（宮下光晴君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より議案等の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第1、議案第32号 平成24年度麻績村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 議案第32号 平成24年度麻績村一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

平成24年度の事業執行については、当初予算並びに今までに計6回の補正を行い、計画に

沿って順調に進展しております。平成24年度一般会計を閉じるに当たり、全科目にわたり執行状況等を精査し、予算補正をさせていただくものです。

歳入については、村税の増減分を補正、分担金及び負担金については、観光事業運営負担金を減額し、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入等、実績により補正計上いたしました。

国庫負担金につきましては、民生費国庫負担金の増額見込み額を計上、国庫補助金では社会資本整備総合交付金、地域生活支援事業国庫補助金の見込み額による減額を、障害者自立支援対策特別対策事業補助金の増額分を補正計上いたしました。

県補助金につきましては、民生費県補助金で事業の実績を見込み計上し、農林水産業県補助金では実績に伴う増減及び国の経済対策に係る県補助金を補正計上いたしました。

繰入金については、別荘地地上権分譲事業特別会計からの繰入金を計上いたしました。

村債では過疎債において事業実績により内容を精査し補正を行い、また国の補正予算に伴う新規事業として、県営ため池等整備事業及び県営農業水利施設保全合理化作業の負担金分を新たに借り入れするものです。

災害復旧事業債は、借り入れが確定したことから補正計上いたしました。

歳出については、人件費等の不足額並びに不用額を、各事業費は事業確定等の見込みにより、それぞれ不足額並びに不用額を補正計上いたしました。

総務費では、一般管理費において東筑摩郡町村会解散に伴う総合事務組合精算負担金を計上、企画費では、旧麻績小学校北校舎耐震補強工事設計監理業務及び空家活用若者定住住宅整備補助金の不用額を、むらづくり活動支援事業補助金の不足額を、選挙費においては、衆議院選挙費の精算による減額をそれぞれ補正計上いたしました。

民生費については、デイサービスセンターみづき指定管理料不足額、国民健康保険特別会計繰出金の減額、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の不足額をそれぞれ計上いたしました。

保健衛生費では、医療業務委託料等の不用額、各種健診受診者数の減少による不用額を計上いたしました。

農林水産業費については、農地費で国の経済対策等に伴う団体営農業農村整備事業、農村地域防災減災事業測量設計委託料の補正、県営ため池等整備事業負担金、県営農業水利施設保全合理化作業負担金の補正計上をいたしました。

林業費では、事業を精査する中で増減を補正計上し、林業振興費で新たに村単独の松くい

虫防除対策事業補助金を創設し補正いたしました。

商工費については、聖高原の防犯対策のカメラ設置費用を計上し、観光総務費、信濃観月苑事業費、公園管理費の事業内容を精査し不用額を減額いたしました。

土木費については水道事業特別会計への繰出金の増額を、下水道事業特別会計への繰出金の減額をいたしました。

消防費では本年度予定していた地域防災計画の見直しを、県の防災計画等との整合を図るため新年度での対応とし不用額を減額いたしました。

教育費につきましては、学校管理費において、特別支援員賃金及び灯油代ほか光熱水費の不足額を、文化財保護費において、神明社保存改修工事補助金の本年度分の計上をいたしました。

諸支出金については、基金費で財政調整基金に基金積み立てを行うことといたしました。

歳出で不足する額を予備費で調整いたしました。

災害復旧費では、工事請負費の不用額を減額し、歳入で災害復旧事業債の借り入れが確定したことから財源内訳の変更をするものです。

以上、国の経済対策等により緊急に整備が必要となった事業及び全般にわたり各種事業を精査し補正計上いたしました。

平成24年度一般会計の予算額は、今回の補正額3,820万円を増額し総額24億9,260万円となります。

来るべき新年度に向け、残されました事業の執行に万全を期してまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは質疑を行います。

議案第32号について質疑のある方の発言を求めます。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 6番、宮下。

29ページの教育費についてちょっとお聞きします。

教育費の中の学校管理費の賃金のところの、特別支援員賃金不足額68万3,000円と。これ

については再度確認を取りたいと思いますが、この特別支援員の中には常勤的職員とサポート的職員があるかと思いますが、このいずれかの、どちらかの不足額か。

それと、もう一つについてはちょっと参考までにお聞きしたいんですが、特別支援学校分教室早期設置のためという目標を掲げていますが、その設置内容、場所等を含めたその対応策をちょっとお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

○議長（宮下光晴君） 塚原教育長。

○教育長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

まず、基金の関係で臨時職員賃金、特別支援員賃金の不足額ということでございますけれども、これはあくまでも臨時の時間給の先生の不足額というような形になります。当初はある程度、時間給で見ていたわけでございますけれども、どうしても子供たちの対応ということで時間が延びてしまったということで、年間的には多くなってきたということでございますので、そういった臨時的職員の賃金ということでお含みおきいただければと思います。

それから、今、安曇野養護学校の分教室というような形で県の教育委員会のほうへ要請をしているところでございます。強いて言えば、先般も県の特別支援課のほうへ要請に行ったところでございますけれども、県のほうも財政的に厳しいというような形の中で、なかなかそういう分教室については難しい面があるということと、そういう中にも安曇野養護のほうから、もしだめだったら安曇野養護の専門的な先生を一人、麻績小学校なり筑北地域に在住させてもらえないかというようなお話もさせていただきました。

先般、地元の清沢県議のほうの県の質問の中にも、そういった安曇野養護の分教室というような形で筑北地域にというような形で、知事のほうへ質問していただいたという経緯もございますけれども、いずれにしましても麻績、この筑北地域の子供たちの、そういった特別支援を要する子供たちのしっかりした教育がでる体制づくりということで、筑北地域どこかにそういった安曇野養護の分教室ができればということで、今県のほうへ設置に向けて要請をしているというような形でございます。

これにつきましては、昨年も、今年度24年度につきましても2回ほど県のほうへは説明しながらお伺いしたという経緯でございますけれども、なかなか財政が厳しい中ではすぐ設置というようなお答えはいただけないわけでございますけれども、これも県のほうへ再三要望する中で、対応していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） この特別支援学校分教室ということで今説明があったわけですが、もしこれが設置された後は、麻績の子供たちがそちらの分教室のほうへ行くという、そういう解釈でいいんですか。

○議長（宮下光晴君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 実際的には分教室が、もし麻績小学校に開設というような形になりますと、安曇野養護のほうから最低でも3人ぐらいの先生がこちらのほうへ来てというような形になりますので、実際的に出席には私ども村のほうのそういった村立学校の施設を使うわけでございますけれども、実際的に指導ということになりますと、要するに就学指導委員会の中で特別支援学校というような、そういう子供たちの方向性を出してある子供たちについては、その特別支援、養護学校のほうの分教室のほうで在籍してというような形になりますので、実際的にはそういった形で安曇野養護のほうから専門的な、県のほうから派遣されてきますので、専門的なそういう教育が受けられるというような形でございます。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

2番、高野議員。

○2番（高野長男君） 歳入のほうの9ページの博物館使用料の41万の減ということで、これは入館者数が多分減ったと思うんですが、リニューアル後のその入館者数の推移というのは大体どのぐらいになっているのか、わかるでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 24年度につきましては、およそ1,500人の来館者が見えております。ただ、24年度につきましては特に村の活動等で使用した場合には減免とかいろいろやっておりますので、使用料の予算には達しなかったというような状況でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第32号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第32号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第2、議案第33号 平成24年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 議案第33号 平成24年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、国民健康保険税の収入実績による減額、前期高齢者交付金の減額、国庫負担金及び県負担金・補助金の確定による減額、療養給付費、共同事業交付金の確定による増額を見込み補正計上いたしました。

また、一般会計繰入金については、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、繰入金の事業費確定による減額を補正計上いたしました。

歳出では、保険給付費、共同事業拠出金の減額を見込み補正計上いたしました。

補正額は1,974万5,000円の減額であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは質疑を行います。

議案第33号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第33号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第33号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第3、議案第34号 平成24年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 議案第34号 平成24年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入については、今年度3件の地上権分譲がありその収入増額分を。歳出については、一般会計への繰出金の増額及び不用額を減額補正するものです。

補正額は250万円の増額であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは質疑を行います。

議案第34号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第34号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第34号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第4、議案第35号 平成24年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 議案第35号 平成24年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

景気低迷の状況下において未販売区画の販売促進に努めてまいりました。

問い合わせはありましたが、契約成立までには至らず、販売実績を上げることはできませんでした。

未販売部分に係る当初予算の歳入、歳出予算を減額するものであります。

補正額は692万7,000円の減額であります。

なお、今年度は若者定住住宅建設事業に1区画が供されましたので、残る未販売区画は4区画となりました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは質疑を行います。

議案第35号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第35号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第35号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第5、議案第36号 平成24年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 議案第36号 平成24年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

本年度は下水道長寿命化計画策定及び管渠の清掃調査を計画どおり実施し、施設の維持管理を効率的に進めてまいりました。

歳入では、受益者分担金、使用料及び手数料を増額し、一般会計繰入金、過疎債を減額いたしました。

歳出では、公共下水道維持管理費の修繕費及び委託料を減額し、農集排維持管理費のくみ取り料を減額いたしました。

浄化槽維持管理費では、修繕費を増額し、浄化槽建設改良費で工事請負費を減額いたしま

した。

補正額は130万円の減額であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは質疑を行います。

議案第36号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第36号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第36号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第6、議案第37号 平成24年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 議案第37号 平成24年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本年度は、聖地区の水道管布設替え工事を計画どおり行いました。

歳入では、加入者負担金を増額、使用料については減額いたしました。

国庫補助金は事業費の確定により減額し、一般会計繰入金を増額いたしました。

歳出では、維持管理費の賃金を減額し、電気料及び県営事業負担金を増額いたしました。

また、建設改良費では国庫補助工事請負費を減額いたしました。

補正額は100万円の減額であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは質疑を行います。

議案第37号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第37号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第37号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第7、議案第38号 平成24年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 議案第38号 平成24年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、保険料、一般会計事務費繰入金の増額を見込み、また保険給付費等の減額に伴い国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を減額補正いたしました。

歳出では、総務費で制度改正に伴うシステム改修の経費を計上、保険給付費の見込み額を減額補正いたしました。

補正額は842万円の減額であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは質疑を行います。

議案第38号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第38号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第38号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第8、議案第39号 平成24年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 議案第39号 平成24年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入については、後期高齢者保険料収入の増額を、保険基盤安定繰入金の確定による一般会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出については、人間ドック受診者の減少による減額、後期高齢者広域連合負担金の確定による不足額を補正計上いたしました。

補正額は89万8,000円の増額であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは質疑を行います。

議案第39号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第39号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第39号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第9、議案第40号 平成24年度麻績村観光事業特別会計補正予

算（第5号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 議案第40号 平成24年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

歳入については、平成24年度の収入見込みにより、索道事業使用料等の減額、指定管理に伴う施設の本年度の精算額を増額補正し、歳出については事業費を精査し各事業における不用額を減額補正するものです。

補正額は30万円の増額であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは質疑を行います。

議案第40号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第40号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第40号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第10、議案第41号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 議案第41号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更についての提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進計画は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的に実施するため、過疎市町村において過疎地域自立促進計画を定めることとなっております。

このたび、麻績村が定めております計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは質疑を行います。

議案第41号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第41号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第41号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第11、発議第1号 議会議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号はお手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（宮下光晴君） 日程第12、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査とすることと決定いたしました。

◎会期日程の変更、採決

○議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。今期定例会の会期を3月15日

までと定めましたが、会議規則第6条の規定によって本日をもって閉会としたいと思います。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（宮下光晴君） これで本日の会議を閉じます。

ここで村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

平成25年第1回麻績村定例議会におきましては、提案を申し上げました案件等41件、慎重にご審議をいただき、全て原案どおりお認めいただきましたこと、心から御礼を申し上げます。

一般質問におきましては、議員の皆様から、麻績村の発展に向けて、貴重なご提言とともに諸課題につきましてもご質問をいただきました。希望に満ちた真の福祉村実現に向けての議員各位の強い思いを感じ、大変ありがたい思いをいたしました。

ご議決いただきました新年度予算につきましては、予算提案理由で申し上げましたとおり、新たな課題解決と引き続き公約の実現に向けて努力するとともに、健全財政を堅持しつつ、魅力ある村づくりを進めるべく適正に執行してまいります。

議員各位におかれましても、村政執行に対しまして一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（宮下光晴君） 以上をもちまして平成25年第1回麻績村議会定例会を閉会といたします。

長期間、大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 2時10分